

法務総合研究所

研 究 部 報 告

31

— 重大事犯少年の実態と処遇 —

2 0 0 6

法務総合研究所

は し が き

法務総合研究所研究部が最近実施した調査研究の結果を取りまとめ、ここに研究部報告31号を刊行する。

法務総合研究所研究部報告第 号は、研究部が平成16年及び17年に実施した「重大事犯少年の実態と処遇」をテーマとする調査研究の結果を報告している。

少年非行に対する国民の関心は高く、少年非行に適切に対処して次代を担う少年を健全に育成することとは、現下の刑事政策上の最も重要な課題の一つであるといえる。

平成13年4月1日から少年法等の一部を改正する法律（平成12年法律第142号）が施行され、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件について、少年が犯行時16歳以上の場合には、家庭裁判所の調査の結果、刑事処分以外の措置が相当と認められる場合を除き、検察官送致決定をしなければならないこととなった。この制度改正等によって、重大事犯を犯した少年に対する検察官送致の比率が上昇するなど刑事手続の運用面にも大きな変化が現れている。さらに、17年3月には、少年非行の現状に適切に対処するため、14歳未満の少年の少年院送致を可能とすること等を盛り込んだ少年法等の一部を改正する法律案が国会に提出されるなど、少年法制についての議論が続いている。

ところで、上記少年法等の一部を改正する法律は、その附則において、政府が施行後5年を経過した場合にその施行の状況について国会に報告するとともに、検討を加えること等を定めていることから、現時点において、同法律の運用状況を客観的データに基づき分析検討することが必要であると考えた次第である。

本研究においては、平成13年4月1日以降、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪を犯し、少年鑑別所に観護措置により入所した少年を対象として、事案の実態と処遇の実情等に関する調査を実施した。上記改正法律の運用については、最高裁判所から平成12年改正少年法の運用の概況が公表されているが、本研究では、調査対象少年の少年審判の結果だけではなく、刑事裁判の結果、少年院及び刑務所における矯正処遇の状況、保護観察の実施状況等を初めて縦断的に調査・分析したものであり、その意義は大きいと考える。

本報告書が、今後行われる少年司法制度の在り方を検討する上で、さらには、非行防止対策等を推進する上で、いささかでも寄与することができれば幸いである。また、本研究の結果が、少年非行の実態及び処遇に関心を持つ国民各層の客観的・多面的な理解の一助となることをも願うものである。

最後に、今回の調査を実施する上で、御理解と御協力を賜った検察庁、刑務所、少年院、少年鑑別所及び保護観察所を始めとする法務省関係機関の各位に対し、心から謝意を表する次第である。

平成18年3月

法務総合研究所所長

中 井 憲 治

要 旨 紹 介

本報告は、平成16年及び17年に実施した「重大事犯少年の実態と処遇」の調査結果をまとめたものであり、以下では、利用の参考のため、その要旨を紹介する。

1 研究の実施目的

本研究は、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件（以下「重大事犯」という。）について、事案内容の側面から、その特徴を明らかにするとともに、重大事犯を犯した少年（以下「重大事犯少年」という。）について、背後にある問題点を分析し、家庭、学校等における適応状況等を検討することによって、近年における重大事犯少年の実態に迫ることを目指した。また、少年審判及び刑事裁判の結果、少年院及び刑務所における矯正処遇の状況、保護観察の実施状況等を調査・分析することによって、重大事犯少年の処遇の経過を縦断的・総合的に把握し、これら重大事犯少年に対する少年司法制度の在り方及び処遇の検討に資することを目的とした。

2 研究の実施方法

調査対象者は、犯行時14歳以上の少年で、平成13年4月1日以降に犯した重大事犯により少年鑑別所に観護措置により入所し、16年3月31日までに家庭裁判所の終局処理決定により少年鑑別所を退所した278人である。これらの調査対象者の事案等の実態と処遇経過を把握するため、①少年鑑別所及び検察庁にある資料を基にした犯行内容、処分状況等に関する調査、②少年院及び少年刑務所に収容された対象者の意識及び処遇の状況に関する調査、③保護観察所にある資料を基にした保護観察の状況等に関する調査を実施した。

3 実施結果の概要

(1) 重大事犯少年の実態

重大事犯少年の実態の分析に当たっては、非行類型ごとにどのような特徴が見られるかを検討した。非行類型の設定においては、まず重大事犯を一般事犯と交通事犯とに分け、交通事犯を「交通型」とした。次に、一般事犯のうち、被害者と加害者が親族関係にある事件（交際相手の実子を死亡させた事件を含む。）を「家族型」とし、それ以外の一般事犯を共犯の有無によって「単独型」及び「集団型」とした。

集団型の少年は、重大事犯少年のほぼ4分の3を占める。学校では成績が振るわず、仕事も長続きせず、遊び中心に過ごしていた者が多く、暴力によって自分の強さを殊更に誇示したり、憂さ晴らしをしようとした結果、重大事犯につながった者が多く含まれていた。少年たちは、学校にも職場にも地域社会にも所属意識がなく、同じような不良仲間あるいは年長の不良者との結び付きを強め、共に行動することで不適応感を解消したり、不適応感や弱小感を解消しようとしたことがうかがわれる。

単独型の少年は、他の非行類型と比較して最も人数が少なかった。資質の上で大きな問題を抱えている者が目立ち、早期から粗暴傾向が顕著で、資質面の問題性がそのまま重大事犯につながった者、異性との感情のもつれに直面し、適切な対応を取れず、激情に任せた行動に出て被害者を死亡させた者等が見られた。さらに、単独型には、動機とその結果の重大性が余りに不釣り合いな事例、動機そのものが不可解で精神面での障害が疑われる事例等が含まれていた。

家族型の少年は、様々な家庭内の問題を複合的に抱えていた。そして、家庭内の問題がまさに凝縮された形で重大事犯へと発展している。父親が被害者である事件は、優位な立場にある父親に暴力で対抗した結果、重大事犯に至った事例等が見られた。他方、母親が被害者である事件は、母親の側に目立った問題が認められず、少年の側に精神面での障害等の問題が認められる事例等が見られた。また、嬰兒殺の女子では、家庭内で手のかからない子としての自らの立場を守ろうとして、親にも妊娠の事実を告げず、出産の発覚を恐れて我が子の殺害に至る事例等が見られた。

交通型の少年は、他の非行類型の少年と比較して犯行時年齢が高く、家庭内の問題及び生活上の問題の少ない少年が比較的多かった。通常の家環境の下で、目立った非行もなく、一応、職業に就き、社会人としての生活を送っていたが、交通規範面での問題から車両運転の際に重大な結果を引き起こすに至った事例等が見られた。

(2) 重大事犯少年の裁判

家庭裁判所における終局処理状況を見ると、調査対象者278人のうち4人が年齢超過により検察官送致とされたほか、138人(49.6%)が刑事処分相当により検察官送致とされ、136人(48.9%)が保護処分とされていた。調査対象者のうち犯行時の年齢が16歳以上の原則逆送少年236人(年齢超過により検察官送致とされた4人を除く。)について見ると、検察官送致とされたのは135人(57.2%)であり、残る101人(42.8%)が保護処分とされていた。

これら原則逆送少年について、非行類型別に審判結果を見ると、交通型は、ほとんどが検察官送致とされていた。集団型については、主導者であったかどうか、被害者にどの程度の致命傷となる暴力を振るったかなどの様々な要因が、決定に影響を及ぼしていることがうかがわれた。他方、家族型は、被害者である父親に多量の飲酒や暴力などの問題がある事例、少年に精神面の障害が認められる事例等が多く含まれ、保護処分とされる比率が高くなっていることがうかがわれた。単独型でも精神面での障害が認められる事例等が保護処分とされていた。

改正少年法では、原則逆送事件の場合でも、家庭裁判所において、犯行の動機及び態様、犯行後の状況、少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮して、なお刑事処分以外の措置を適当と認めるときは、検察官送致決定を行わないことが可能とされており、事例ごとに個々の要因を慎重に考慮した上で審判が行われていることがうかがわれた。

また、検察官送致された少年の刑事裁判結果についても、調査を実施した。

(3) 重大事犯少年の意識

少年院又は刑務所に収容中で、意識調査が可能であった138人に対し、質問紙を用いて調査したところ、ほとんどの者が事件の重大性を認識していた。事件直後と現在の意識の変化については、事件の責任を他に転嫁せず、自分にあるとする者が増加するなど多くの点で好転が認められた。

(4) 重大事犯少年に対する処遇

少年院においては、個々の少年の必要度等を勘案して個別的処遇計画が立案され、処遇が行われていた。被害者の視点を取り入れた教育や保護者に対する働き掛けのために多くの手法が組み合わされて実施されていた。また、処遇に困難を伴った事例を検討したところ、資質面での問題が大きな者、家族のサポートが容易に得られない者が含まれており、これらに対し、精神医療面での手当て、家族関係の調整等、少年の問題性に応じた手厚い働き掛けが加えられていた。

刑務所においても、少年院と同様に、個別的処遇計画が立案され、これに基づく処遇が行われていた。刑務所での処遇期間は、少年院よりも長い場合が多く、その中で職業訓練等、出所後の職業生活に直結した処遇が行われていたが、まだ在所中の者が多く、処遇内容については途中経過の分析にとどまった。

保護観察所では、矯正施設で処遇されている段階から、少年が抱える問題の解消のため施設と連携をとって、引受人の引受意思を積極化させるための働き掛けを始め、引受人から釈放後の就労や就学、生計の見通しについて聴取するなど帰住予定地の環境調整に当たっていた。

保護観察の段階にあつては、個々の対象者の問題に応じて定められる遵守事項に沿って、分類処遇や類型別処遇が活用されていた。また、被害者や遺族に関連する指導助言の状況を見ると、被害者等調査、被害者を視野に入れた指導・助言等が実施されていた。

研究部長

渋谷 慎 吾

重大事犯少年の実態と処遇

	総括研究官	園 部 典 生
	研 究 官	近 藤 日出夫
	研 究 官	出 口 保 行
	研 究 官	大 場 玲 子
	研 究 官 補	小 島 まな美
	研 究 官 補	中 村 統 吾
名古屋矯正管区教育課専門職	(前研究官補)	小 國 万里子
矯正局少年矯正課	(共同研究者)	清 水 大 輔
福岡矯正管区教育課長	(共同研究者)	橋 本 俊 介

目 次

第1	研究の実施概要	5
1	研究の目的	5
2	調査実施方法	6
3	調査対象者	6
4	調査対象者の属性	6
第2	重大事犯少年の実態	8
1	調査実施方法及び分析対象者	8
2	非行名による分析	8
3	非行類型による分析	10
(1)	各非行類型の相互比較による分析	11
(2)	各非行類型ごとの特徴	18
第3	重大事犯少年の裁判	23
1	調査実施方法及び分析対象者	23
2	少年審判	23
(1)	審判の概要	23
(2)	少年法改正前と改正後の審判の比較	25
(3)	原則逆送事件の審判状況	25
3	刑事裁判	29
第4	重大事犯少年の意識	33
1	調査実施方法及び分析対象者	33
2	事件及び処分に対する認識	33
3	事件に対する責任等の認識	37
4	社会復帰後に関する認識	39
5	非行原因、少年法等に関する認識	43
第5	重大事犯少年の矯正施設における処遇	46
1	少年院における処遇	46
(1)	少年院調査対象者の属性	46
(2)	個別的処遇計画の内容	47
(3)	教育の実施状況	48
(4)	出院状況	51
2	刑務所における処遇	52
(1)	刑務所調査対象者の属性	52
(2)	個別的処遇計画の内容	52
(3)	処遇の実施状況	53
第6	重大事犯少年の保護観察	57
1	調査実施方法	57
(1)	保護観察所調査対象者の属性	57

(2) 調査方法	58
2 調査の結果	58
(1) 矯正施設収容中の環境調整の状況	58
(2) 保護観察の実施状況	60
(3) 被害者等調査及び被害者に関連する指導助言の状況	64
第7 まとめ	66
1 重大事犯少年の実態	66
(1) 非行名による分析	66
(2) 非行類型による分析	66
2 重大事犯少年の裁判	68
(1) 少年審判	68
(2) 刑事裁判	68
3 重大事犯少年の意識	69
(1) 事件及び処分に対する認識	69
(2) 事件に対する責任等の認識	69
4 重大事犯少年の矯正施設における処遇	70
(1) 少年院における重大事犯少年の処遇	70
(2) 刑務所における重大事犯少年の処遇	70
5 重大事犯少年の保護観察	71
6 おわりに	71
巻末資料Ⅰ 非行に関する意識調査票	73
巻末資料Ⅱ 非行に関する意識調査票単純集計表	84

第1 研究の実施概要

1 研究の目的

本研究は、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪（以下「重大事犯」という。）を犯した少年（以下「重大事犯少年」という。）について、調査結果を基に、事案の実態と処遇の実情等を明らかにすることを目的とする。

重大事犯少年に関する研究としては、警察庁による「最近の少年による特異・凶悪事件の前兆等に関する緊急調査報告書」¹、家庭裁判所調査官研修所による「重大少年事件の実証的研究」²、財団法人矯正協会附属中央研究所による「被害者の生命を奪う罪を犯した少年に関する研究」³等があるが、いずれも少年法等の一部を改正する法律（平成12年法律第142号。以下「改正少年法」という。）が平成13年4月1日に施行される前の重大事犯少年について、事例研究方式又は統計的分析方式でまとめたものである。また、法務総合研究所においては、従来から非行少年に関する調査研究を多数行っており、重大事犯に関連するものとしては、土屋らによる「嬰兒殺に関する研究」⁴及び山口らによる「少年による殺人事犯に関する研究」⁵等がある。

改正少年法施行後の重大事犯少年の実態に関しては、いわゆる原則逆送事件の罪名別家庭裁判所終局処理人員等が最高裁判所から公表されているが、事案の実態及び処遇の実情等を総合的に調査分析した研究は、これまでのところほとんど見当たらない。

そこで、本研究では、改正少年法施行後の重大事犯少年について、以下の点について調査分析することを目的とする。

① 重大事犯少年の実態

重大事犯の事案の内容、重大事犯少年の家庭状況や問題行動歴等の特徴を調査することによって、重大事犯に至った背景・要因等について分析する。

② 重大事犯少年の裁判

重大事犯少年が少年審判や刑事裁判において、どのような裁判を受けたかを調査し、裁判結果と関連する諸要因の分析を行う。

③ 重大事犯少年の意識

少年院又は刑務所に収容中の重大事犯少年自身が、どのように事件や裁判結果等について認識しているかを調査分析する。

④ 重大事犯少年に対する処遇

保護処分又は刑事処分を受けた少年が、実際にどのような処遇を受け、その過程でどのような問題が生じているか等について、社会復帰後の予後も含めて調査分析する。

1 警察庁生活安全局少年課・科学警察研究所防犯少年部（2000）「最近の少年による特異・凶悪事件の前兆等に関する緊急調査報告書」

2 家庭裁判所調査官研修所（2001）「重大少年事件の実証的研究」，司法協会

3 末永清ら（2002）「被害者の生命を奪う罪を犯した少年に関する研究」中央研究所紀要，第12号，矯正協会附属中央研究所

4 土屋真一ら（1974）「嬰兒殺に関する研究」法務総合研究所研究部紀要17

5 山口悦照ら（1991）「少年による殺人事犯に関する研究」法務総合研究所研究部紀要34

2 調査実施方法

本研究は、以下の四つの方法を用いて調査を実施した。

- ① 少年鑑別所及び検察庁の資料を基にした犯行内容、処分状況等に関する調査
- ② 少年院及び少年刑務所に収容された調査対象者に対する意識調査
- ③ 法務省矯正局の資料を基にした処遇の状況に関する調査
- ④ 保護観察所の資料を基にした保護観察の状況等に関する調査

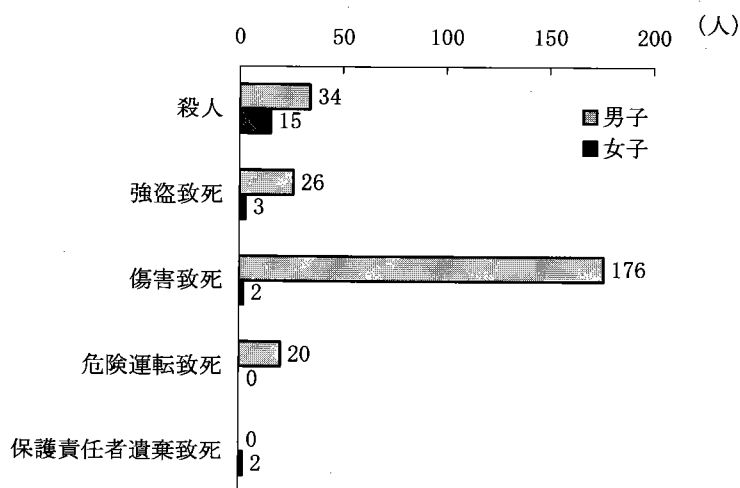
3 調査対象者

調査対象者は、犯行時14歳以上の少年で、平成13年4月1日以降に犯した重大事犯により、少年鑑別所に観護措置により入所し、16年3月31日までに家庭裁判所の終局処理決定により少年鑑別所を退所した男子256人、女子22人の合計278人である。ただし、重大事犯少年の意識及び重大事犯少年の処遇に関しては、調査対象者のうち、調査可能であった者のみについて分析・検討している。

4 調査対象者の属性

調査対象者の男女・非行名（家庭裁判所送致時のもの。以下、本章において同じ。）別人員は、図1-4-1のとおりである。非行名で見ると、男子では傷害致死が176人と最も多く、女子では殺人が15人と最も多かった。

図1-4-1 男女・非行名別人員



調査対象者の男女・犯行時年齢別人員は、図1-4-2のとおりである。男子では16歳以上の人員が各年齢ともほぼ同じ程度に多く、女子でも16歳以上の人員が多かった。

外国人は、9人(全体の3.2%)であり、その内訳は、韓国・朝鮮4人、中国3人、ブラジル2人であった。中国の3人とブラジルの2人は、来日外国人であった。

調査対象者の男女・学歴別人員は、図1-4-3のとおりである。高校中退が97人(34.9%)で最も多く、次いで、中学卒業64人(23.0%)、高校在学61人(21.9%)の順であった。

図 1 - 4 - 2 男女・犯行時年齢別人員

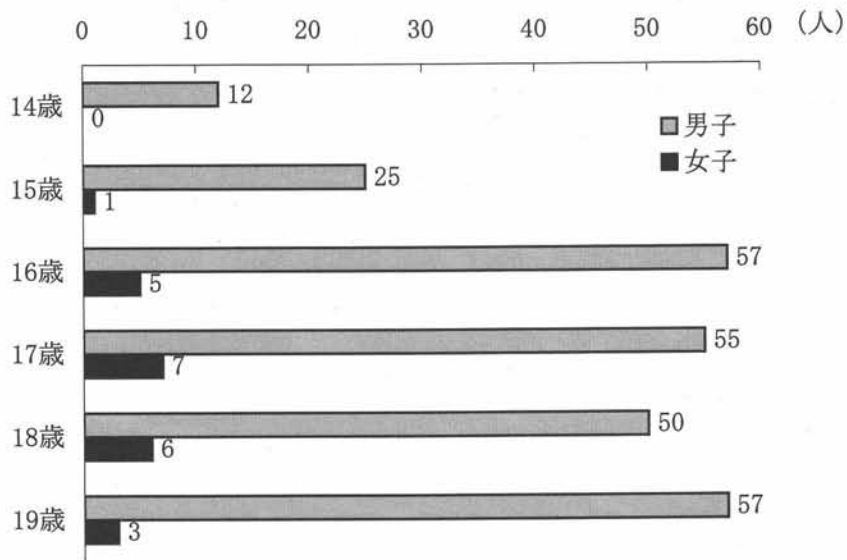
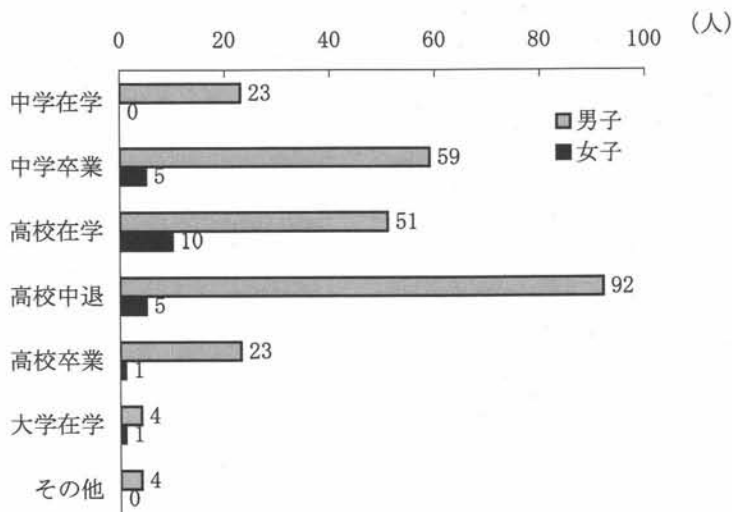


図 1 - 4 - 3 男女・学歴別人員



注 「その他」は、中学中退1人（ブラジル人），大学中退1人及び高専卒業2人である。

第2 重大事犯少年の実態

1 調査実施方法及び分析対象者

重大事犯少年の実態に関しては、少年鑑別所及び検察庁にある資料を基にした犯行内容、処分状況等に関する調査結果を基に分析を行った。分析対象者は、調査対象者278人全員である。

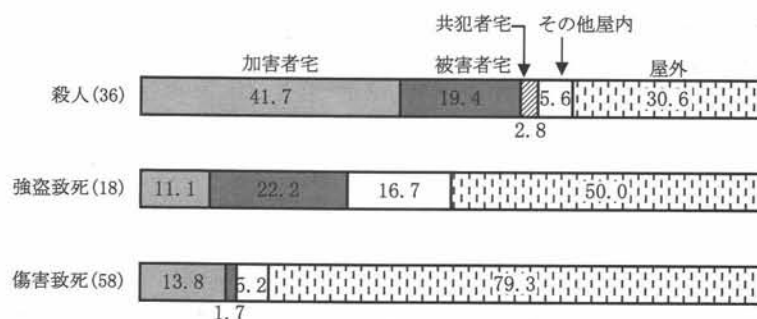
2 非行名による分析

事件数は、合計134件で、その内訳は、傷害致死が58件(43.3%)と最も多く、次いで、殺人36件(26.9%)、危険運転致死20件(14.9%)、強盗致死18件(13.4%)、保護責任者遺棄致死2件(1.5%)の順であった。

各事件の非行名別の犯行場所別構成比は、図2-2-1のとおりである。

殺人は、加害者宅が41.7%と最も多いが、嬰兒殺の女子を含むためである。傷害致死は、79.3%が屋外であり、強盗致死も、半数が屋外で行われていた。なお、保護責任者遺棄致死は、2件とも加害者宅で行われていた。

図2-2-1 非行名別の犯行場所別構成比



- 注 1 共犯による事件の共犯間で非行名が異なる場合は、法定刑の最も重いものを計上した。
 2 加害者と被害者が同居の場合は、加害者宅に計上した。
 3 () 内は、実事件数である。

各事件の非行名別の使用凶器別構成比は、図2-2-2のとおりである。

殺人は、刃物類が33.3%と最も多い。傷害致死は、凶器なしが67.2%と最も多く、次いで、棒・バット等が25.9%であった。強盗致死は、凶器なしと刃物類がそれぞれ27.8%であった。

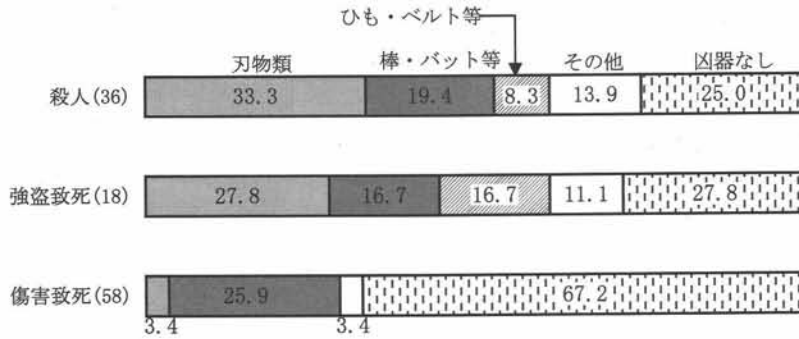
各事件の非行名別の共犯数別構成比は、図2-2-3のとおりである。

強盗致死及び傷害致死は、共犯で行われる比率が高く、特に傷害致死では、4人以上の共犯による事件が46.6%あった。他方、危険運転致死及び保護責任者遺棄致死は、すべて単独犯であった。

危険運転致死及び保護責任者遺棄致死以外の各事件の非行名別の共犯種類別構成比は、図2-2-4のとおりである。

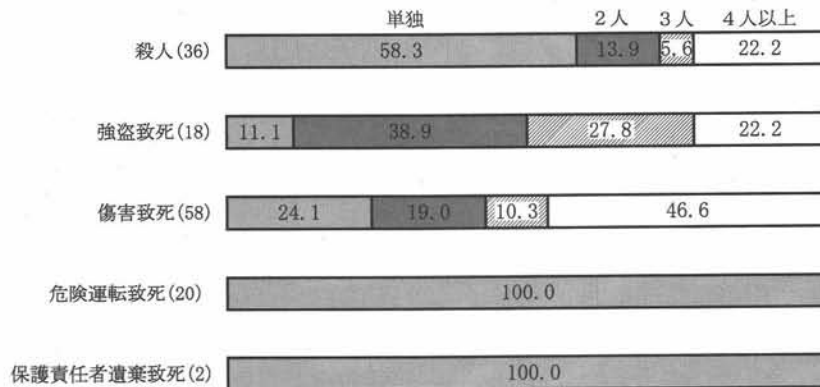
殺人では、単独犯の事件の比率が58.3%と最も高く、強盗致死では、遊び仲間が共犯の事件の比率が38.9%と最も高かった。傷害致死では、暴走族による共犯の事件の比率が27.6%と最も高かった。

図 2-2-2 非行名別の使用凶器別構成比



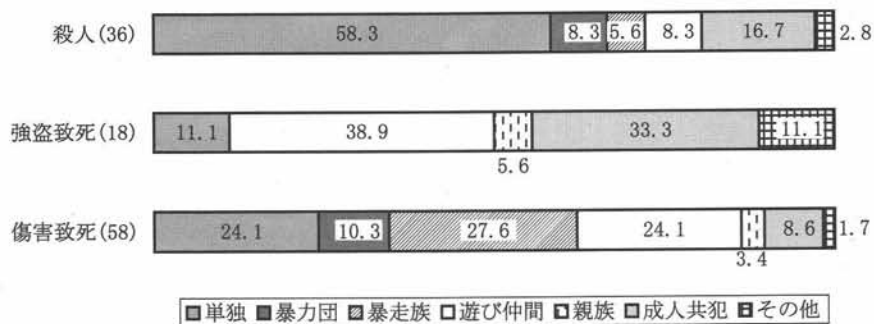
- 注 1 共犯による事件の共犯間で非行名が異なる場合は、法定刑の最も重いものを計上した。
 2 () 内は、実事件数である。

図 2-2-3 非行名別の共犯数別構成比



- 注 1 共犯による事件の共犯間で非行名が異なる場合は、法定刑の最も重いものを計上した。
 2 () 内は、実事件数である。

図 2-2-4 非行名別の共犯種類別構成比

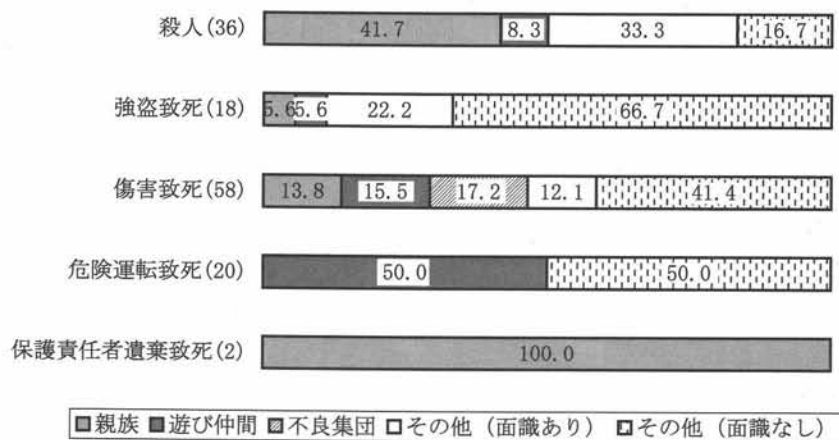


- 注 1 事件ごとに主要な共犯種類を計上した。
 2 共犯による事件の共犯間で非行名が異なる場合は、法定刑の最も重いものを計上した。
 3 「暴走族」は、地域不良集団を含む。
 4 「成人共犯」とは、「暴力団」、「暴走族」、「遊び仲間」及び「親族」以外の成人の共犯をいう。
 5 () 内は、実事件数である。

各事件の非行名別の被害者種類別構成比は、図2-2-5のとおりである。

殺人は、親族が被害者の事件の比率が41.7%と最も高く、強盗致死は、面識のない被害者の事件の比率が66.7%と最も高かった。傷害致死は、面識のない被害者の事件の比率が41.4%と最も高く、次いで、不良集団仲間(17.2%)、遊び仲間(15.5%)の順であった。危険運転致死は、面識のない被害者を事故死させた事件と同乗等していた遊び仲間を事故死させた事件がそれぞれ半数ずつであった。保護責任者遺棄致死の被害者は、いずれも親族(実子)であった。なお、各事件の死亡者数が1人の事件が127件(94.8%)とほとんどであるが、危険運転致死では、死亡者数が3人以上の事件が2件あった。

図2-2-5 非行名別の被害者種類別構成比



注 1 共犯による事件の共犯間で非行名が異なる場合は、法定刑の最も重いものを計上した。

2 ()内は、実事件数である。

3 非行類型による分析

これまで、重大事犯の非行名を中心とした分析を行ってきたが、以下、重大事犯の実態により深く迫るため、非行類型を用いた分析を行うことによって、類型ごとにどのような特徴が見られるかを検討する。

非行類型の設定においては、まず重大事犯を一般事犯と交通事犯とに分け、交通事犯を「交通型」とした。次に、一般事犯のうち、被害者と加害者が親族関係にある事件(交際相手の実子を死亡させた事件を含む。)を「家族型」とし、それ以外の一般事犯を共犯の有無によって「単独型」及び「集団型」とした。

各非行類型の具体例は、次のとおりである。

集団型の具体例(男子)一暴走族集団のリンチによる傷害致死事件

暴走族の悪口を言ったという理由で被害者を深夜に呼び出し、集団で暴行を加えた末に死亡させた事件。

被害者が悪口を言っていないと頑強に否定したことから、嘘をついているに違いないと思い込み、制裁として集団で暴力を加え始めた。終始、無抵抗の被害者に多人数で殴る、けるなどの暴行を長時間にわたって加え続けたものである。

単独型の具体例(男子)一将来を悲観した少年による強盗殺人事件

被害者を鉄パイプで減多打ちにして殺害し、現金を強取した事件。

就職に失敗し、親にしつ責されたことから家出した少年が、寝場所の提供を受けるなどして世話になっていた被害者を殺害して所持金を奪うことを決意し、被害者の背後から鉄パイプを振り下ろし、頭部を減多打ちにして殺害した上、現金等を強取したものである。

家族型の具体例（男子）－父親への恨みを爆発させた傷害致死事件

泥酔していた父親に暴行を加え、殺害した事件。

酒に酔って、家族に殴る、けるの暴力を振るうことから、母親が家を出ていき、それ以来、少年は、兄弟の食事の用意など母親代わりに家事をしていたが、仕事もせず、毎日、酒を飲んでいる父親を見て恨みを募らせていた。本件時も、父親が仕事に行かず、泥酔して眠ってしまったことから、このような状況に追い込んだ父親への恨みをいっきに暴力によって爆発させたものである。

交通型の具体例－同乗者を事故死させた危険運転致死事件

無免許で乗用車を運転し、スピードの出し過ぎでカーブを曲がり切れず、道路から飛び出し、同乗者を死亡させた事件。

職場仲間らと酒を飲み、その後、誘われるままに少年の運転でドライブに出かけ、同乗の仲間らとの話が盛り上がり、調子に乗ってスピードを上げていたところ、高速度でカーブに差し掛かり、事故を引き起こした。

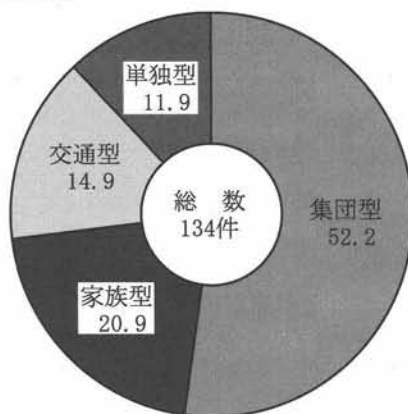
(1) 各非行類型の相互比較による分析

非行類型別構成比は、図2-3-1のとおりである。

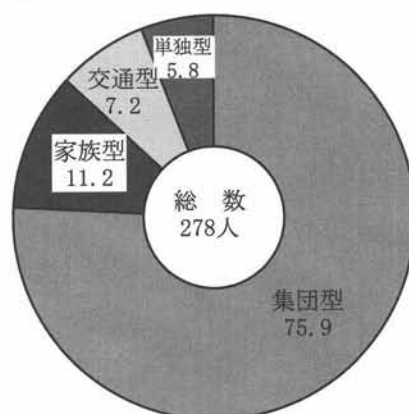
事件数で見ると、集団型の比率が52.2%と最も高く、次いで、家族型（20.9%）、交通型（14.9%）、単独型（11.9%）の順であった。人員で見ると、集団型が4分の3以上を占める。犯行時の平均年齢を見ると、家族型が16.8歳と最も低く、次いで、集団型が17.0歳、単独型が17.1歳であり、交通型が18.4歳と最も高かった。男女別で見ると、交通型はすべて男子であり、集団型は95.7%、単独型は93.8%が男子であった。他方、家族型は、女子が38.7%と他の非行類型と比較して高くなっているが、これは嬰兒殺の女子を含むためである。

図2-3-1 非行類型別構成比

① 事件数



② 人員



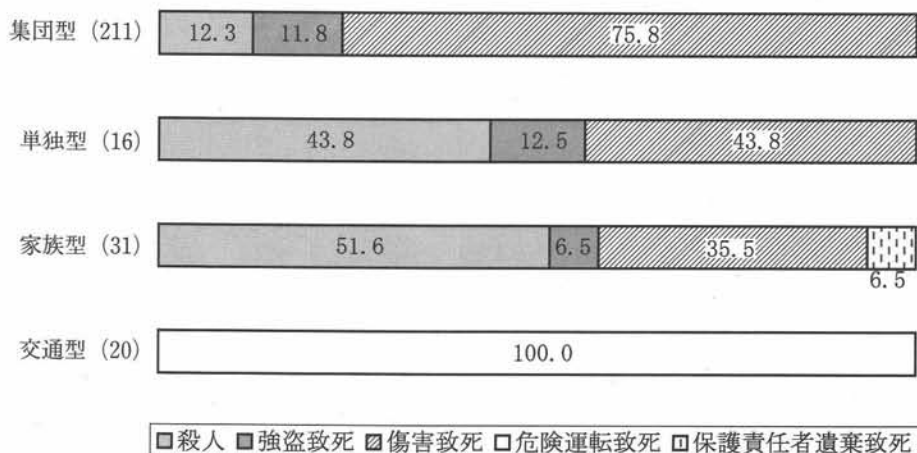
非行類型別の非行名別構成比は、図2-3-2のとおりである。

集団型は、傷害致死の比率が75.8%と最も高く、単独型は、殺人と傷害致死がそれぞれ43.8%と同数である。家族型は、殺人の比率が51.6%と最も高く、交通型は、すべて危険運転致死であった。

非行類型別保護処分歴は、図2-3-3のとおりである。

平成15年の少年鑑別所新入所者全体と比較すると、重大事犯少年では、少年院送致歴及び保護観察歴のある者の比率が低かった。特に、家族型は、少年院送致歴及び保護観察歴のある者がおらず、交通型も、少年院送致歴のある者はいなかった。

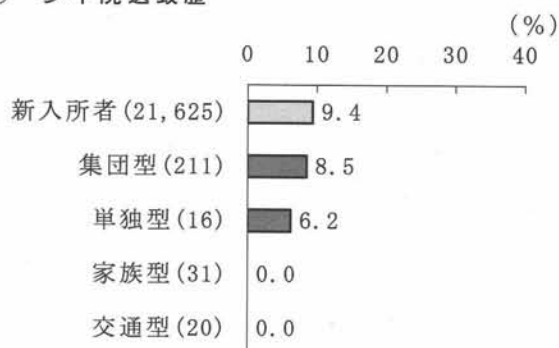
図 2 - 3 - 2 非行類型別の非行名別構成比



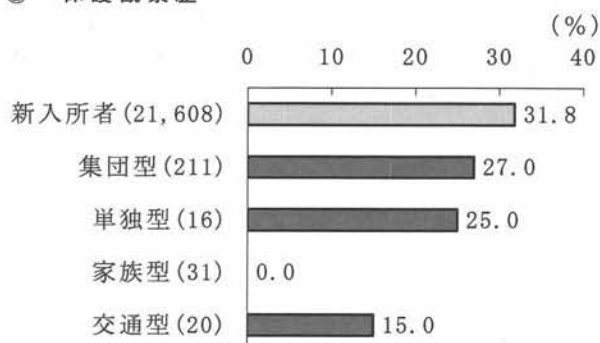
注 () 内は、実人数である。

図 2 - 3 - 3 非行類型別保護処分歴

① 少年院送致歴



② 保護観察歴



③ 児童自立支援施設等送致歴



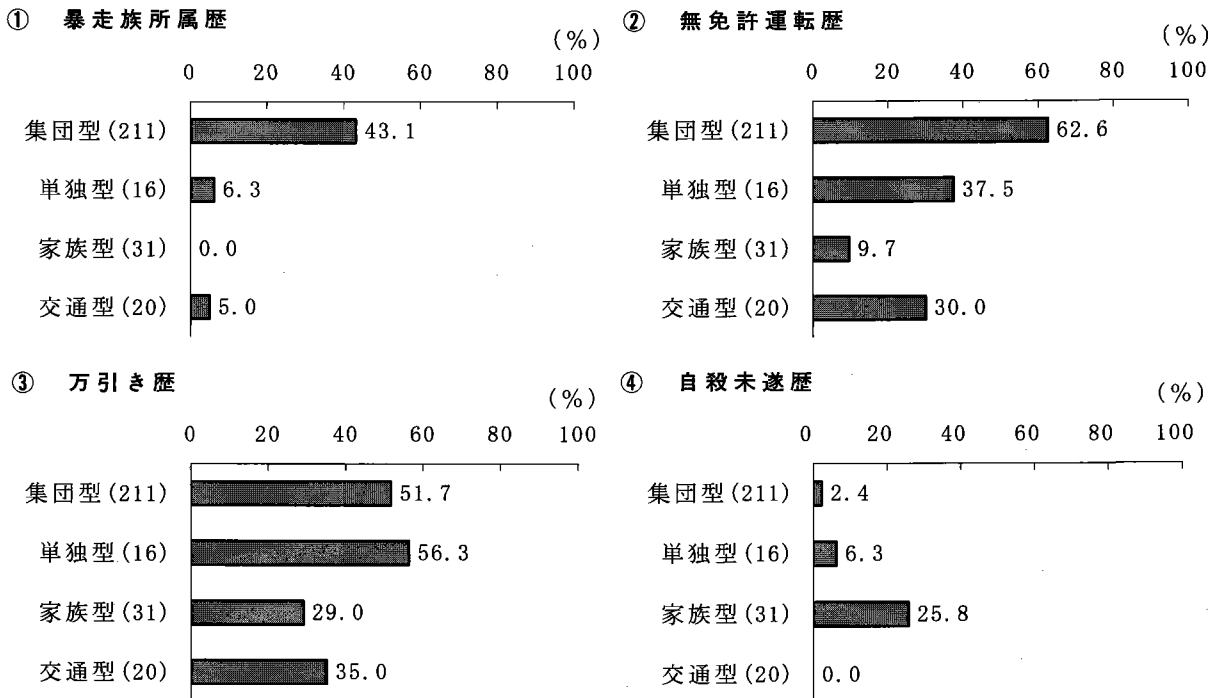
- 注 1 矯正統計年報及び法務総合研究所の調査による。
- 2 「新入所者」の () 内の人数は、平成15年の少年鑑別所新入所者（少年鑑別所送致の決定（勾留に代わる観護措置を含む。）により入所した者で、かつ、当該年において、逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者）のうち、該当する項目が不詳のものを除く。
- 3 「児童自立支援施設等送致歴」は、児童養護施設送致歴を含む。
- 4 項目に該当する者の比率である。
- 5 () 内は、実人数である。

非行類型別問題行動歴（非行関連）は、図 2-3-4 のとおりである。

集団型は、他の非行類型と比較して、暴走族所属歴及び無免許運転歴のある者の比率が比較的高かった。他方、家族型は、自殺未遂歴のある者の比率が25.8%と他の非行類型と比較して若干高かった。

非行類型別の非行初発年齢（警察の補導以上の処分を受けた年齢）の平均は、集団型が15.3歳、単独型が15.6歳、家族型が16.0歳、交通型が16.5歳であった。集団型の少年が早い時期から非行に走っているのに対し、交通型の少年は、非行開始年齢が遅いことがうかがわれる。

図 2-3-4 非行類型別問題行動歴（非行関連）



- 注 1 項目に該当する者の比率である。
 2 「暴走族」は、地域不良集団を含む。
 3 () 内は、実人数である。

非行類型別の保護者別構成比は、図 2-3-5 のとおりである。

交通型は、保護者が実父母である者の比率が80.0%で、平成15年の少年鑑別所新入所者全体の比率(52.9%)よりもかなり高かった。他方、家族型は、保護者が実父母である者の比率が48.4%で、他の非行類型と比較して若干低かった。

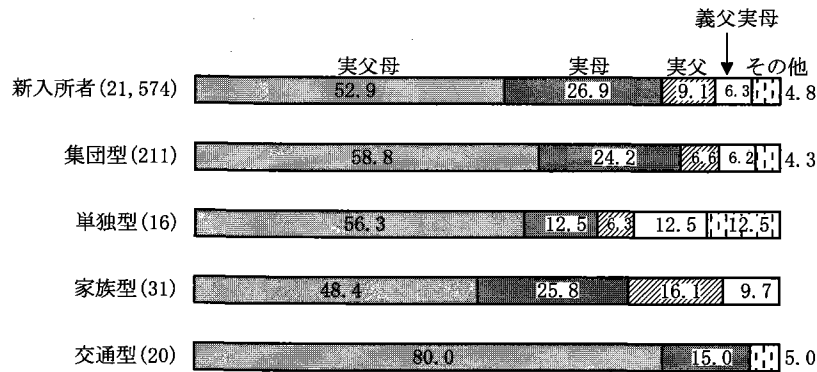
非行類型別家庭内問題は、図 2-3-6 のとおりである。

家族型は、家族葛藤を抱える者の比率が61.3%と半数を超えており、家庭内に酒乱者がいたり、虐待被害を受けたことがある者の比率も他の非行類型と比較して高かった。他方、交通型は、家庭内の問題はほとんど目立たなかった。

非行類型別家庭内問題行動歴は、図 2-3-7 のとおりである。

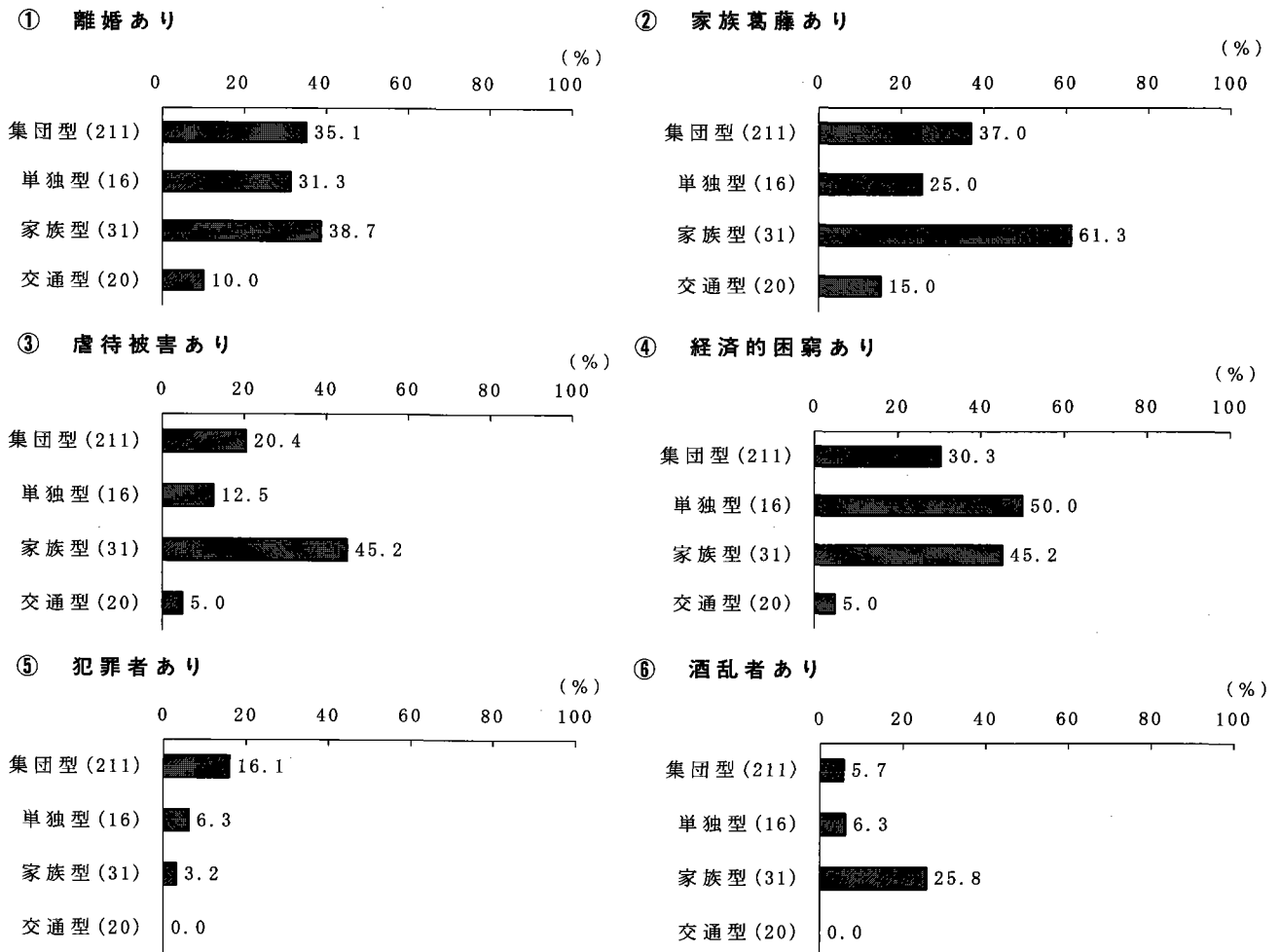
家出歴のある者の比率は、集団型及び単独型が他の非行類型と比較して高く、この非行類型の者には、保護領域から離脱していこうとする傾向の強さがうかがわれる。他方、家族型は、家庭内暴力歴のある者の比率が他の非行類型と比較して高いにもかかわらず、家出歴のある者の比率は低かった。先に示した家庭内問題の有無に関する調査結果（図 2-3-6 参照）をも勘案すると、家族型は、家庭内に多くの問題が存在しながら、そこから離脱することができず、不満を内にため込みやすいことがうかがわれる。

図 2 - 3 - 5 非行類型別の保護者別構成比



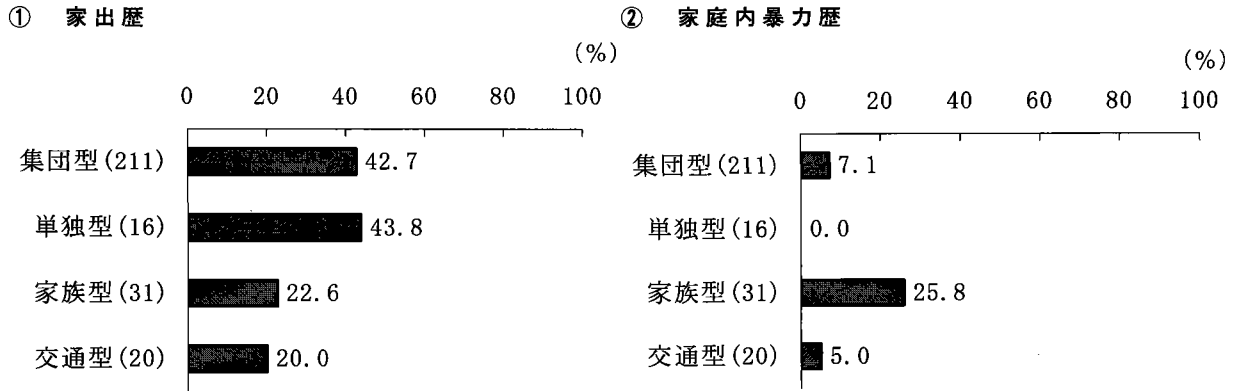
- 注 1 矯正統計年報及び法務総合研究所の調査による。
 2 「新入所者」の（ ）内の人数は、平成15年の少年鑑別所新入所者（少年鑑別所送致の決定（勾留に代わる観護措置を含む。）により入所した者で、かつ、当該年において、逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者）のうち、該当する項目が不詳のものを除く。
 3 （ ）内は、実人数である。

図 2 - 3 - 6 非行類型別家庭内問題



- 1 項目に該当する者の比率である。
 2 「虐待被害あり」は、重度の身体的暴力を繰り返し受けた者を計上した。
 3 （ ）内は、実人数である。

図 2 - 3 - 7 非行類型別家庭内問題行動歴

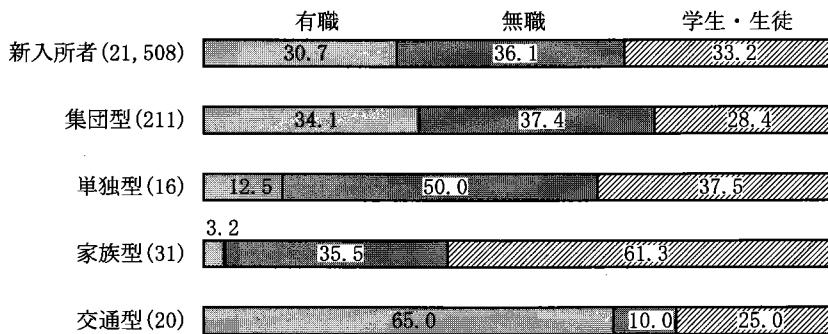


注 1 項目に該当する者の比率である。
2 () 内は、実人数である。

非行類型別の就学・就労別構成比は、図 2 - 3 - 8 のとおりである。

交通型は、有職者の比率が65.0%と高く、単独型は、無職者の比率が50.0%であった。家族型は、有職者がほとんどおらず、学生・生徒の比率が61.3%と高かった。集団型は、平成15年の少年鑑別所新入所者に近い構成比であった。

図 2 - 3 - 8 非行類型別の就学・就労別構成比



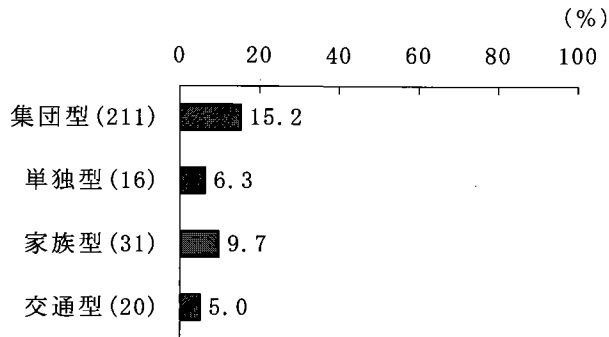
注 1 矯正統計年報及び法務総合研究所の調査による。
2 「新入所者」の () 内の人数は、平成15年の少年鑑別所新入所者（少年鑑別所送致の決定（勾留に代わる観護措置を含む。）により入所した者で、かつ、当該年において、逃走、施設間の移送又は死亡以外の事由により退所した者）のうち、該当する項目が不詳のものを除く。
3 () 内は、実人数である。

非行類型別問題行動歴等（学校関連）は、図 2 - 3 - 9 のとおりである。

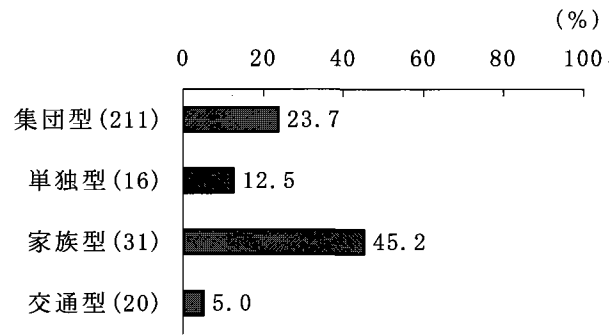
校内暴力歴は、非行類型の中で最も比率が高い集団型でも15.2%であった。いじめ被害歴は、家族型が45.2%と最も高く、次いで、集団型（23.7%）、単独型（12.5%）の順であった。不登校歴は、単独型が75.0%と最も高く、次いで、集団型（61.1%）、家族型（48.4%）の順であった。交通型は、学校関連の問題行動歴等の比率がいずれも低かった。

図 2 - 3 - 9 非行類型別問題行動歴等（学校関連）

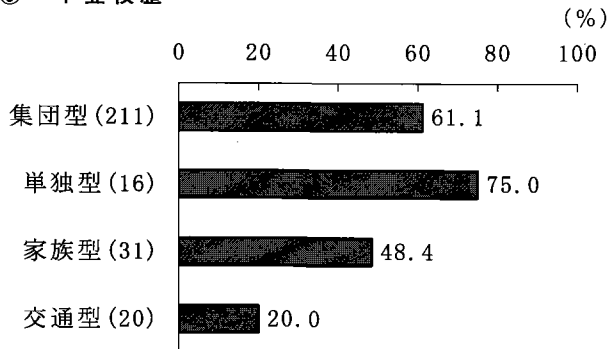
① 校内暴力歴



② いじめ被害歴



③ 不登校歴

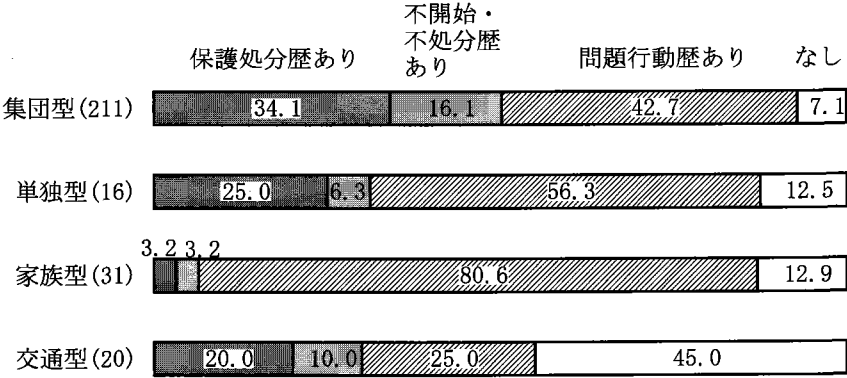


注 1 項目に該当する者の比率である。
 2 () 内は、実人数である。

非行類型別処分歴等構成比は、図 2 - 3 - 10のとおりである。

ここでは、非行類型別に①いずれかの保護処分歴のある者、②保護処分歴はないが、審判不開始歴又は不処分歴のある者、③保護処分歴及び審判不開始・不処分歴はないが、暴走族所属、無免許、自傷行為、家出、不登校、家庭内暴力、校内暴力、自殺未遂及び万引きのうち、いずれかの問題行動歴がある者、④いずれもない者の構成比を示している。重大事犯少年は、図 2 - 3 - 3 で見たように、少年鑑別所新入所者全体と比較して保護処分歴を有する者がやや少なく、一見、「いきなり」重大事犯を起こす者が多いと受け取られがちであるが、全く問題のなかった者が多いわけではない。重大事犯を起こす前に審判不開始・不処分を受けていたり、暴走族所属等の問題行動が見られたりする者が多い。特に、集団型は、前歴、問題行動歴等が見られない者は、10%にも満たず、不良交友関係を通じて不良文化の学習が進んでいた者が多く含まれていることがうかがわれる。家族型は、保護処分歴のある者の比率は3.2%と低い。家族型は、家庭内暴力等、家庭内での問題行動や家庭内葛藤を抱えている者の比率が高い。交通型のみが、他の非行類型と比較すると、前歴、問題行動等が見られない者の比率が45.0%と高く、重大事犯以前に大きな生活の崩れが見られなかった者が比較的多いことがうかがわれる。

図 2 - 3 - 10 非行類型処分歴等構成比



注 1 「不開始・不処分歴あり」は、保護処分歴がなく、審判不開始歴又は不処分歴のある者を計上した。
2 「問題行動歴あり」は、保護処分歴及び審判不開始・不処分歴がなく、暴走族所属、無免許、自傷、家出、不登校、家庭内暴力、校内暴力、自殺企図及び万引きのいずれかの問題行動歴のある者を計上した。
3 () 内は、実人数である。

非行類型別の知能指数は、表 2 - 3 - 11のとおりである。

ほとんどの非行類型で90～99の知能指数の比率が最も高かった。ただし、交通型のみが100～109の比率が最も高かった。

表 2 - 3 - 11 非行類型別知能指数

区 分	集 団 型	単 独 型	家 族 型	交 通 型
総 数	207 (100.0)	15 (100.0)	31 (100.0)	20 (100.0)
120 以上	3 (1.4)	—	1 (3.2)	2 (10.0)
110 ～ 119	13 (6.3)	1 (6.7)	3 (9.7)	2 (10.0)
100 ～ 109	38 (18.4)	3 (20.0)	4 (12.9)	6 (30.0)
90 ～ 99	71 (34.3)	6 (40.0)	9 (29.0)	3 (15.0)
80 ～ 89	38 (18.4)	3 (20.0)	6 (19.4)	2 (10.0)
70 ～ 79	32 (15.5)	1 (6.7)	4 (12.9)	4 (20.0)
60 ～ 69	5 (2.4)	—	1 (3.2)	1 (5.0)
59 以下	7 (3.4)	1 (6.7)	3 (9.7)	—

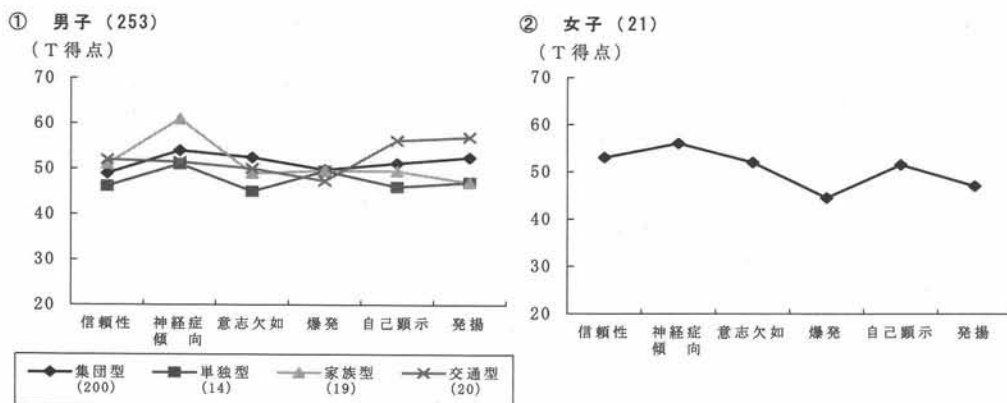
注 不詳の5名を除く。

非行類型別の性格特徴は、図 2 - 3 - 12のとおりである。

ここでは、法務省式人格目録 (MJPI) の新追加尺度の粗点を用いて性格特徴を見た。これを男子について非行類型別に見ると、家族型は、神経症傾向が高いことが特徴的である。集団型は、意思欠如が他の非行類型と比較してやや高く、付和雷同的な性格傾向の者が多く含まれていることがうかがわれる。交通型は、自己顕示及び発揚の高さが特徴であり、気分の高揚や周囲の目を意識した派手な運転態度が重大事犯につながった可能性がある。なお、単独型は、顕著な特徴が認められず、様々な性格特徴の者が含まれていることがうかがわれる。

女子については、人数が少なく、不明の一人を除く21人の平均プロフィールを見たところ、特に目立った特徴は認められなかった。

図 2 - 3 - 12 非行類型別性格特徴



注 1 各尺度の値は、法務省式人格目録の粗点の平均値をT得点化したものである。
2 不明の者を除く。

(2) 各非行類型ごとの特徴

ア 集団型

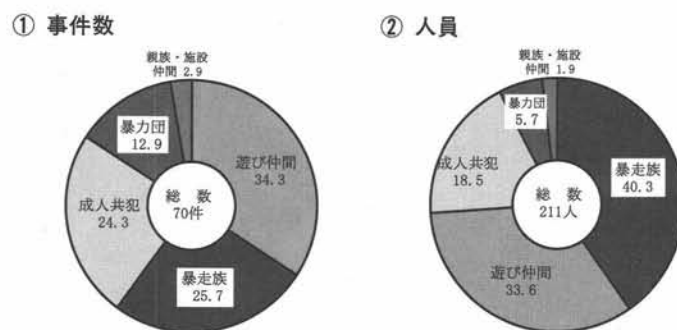
重大事犯の中で最も多くを占める非行類型が集団型である。集団型の非行名は、傷害致死が多く、保護処分歴のある者及び不良集団に所属している者の比率が高い。学校に通学していても勉学への意欲が低く、地域の不良仲間と交友したり、仕事への意欲が低いまま徒遊生活を送る中で不良集団に所属したりし、結局、不良交友関係の延長として集団の雰囲気になり、暴力によって自分の強さを殊更に誇示したり、憂さ晴らしをしようとした結果、重大事犯に至っている者が多く含まれる。少年たちは、学校にも職場にも地域社会にも所属意識がなく、同じような不良仲間あるいは年長の不良者との結び付きを強め、共に行動することで不適応感や弱小感を解消しようとしたことがうかがわれる。

集団型の共犯種類別構成比は、図 2 - 3 - 13のとおりである。

事件数で見ると、遊び仲間の比率が34.3%と最も高く、次いで、暴走族が25.7%，成人共犯(暴走族、暴力団、遊び仲間及び親族以外の成人共犯をいう。以下同じ。)が24.3%であった。一事件当たりの平均共犯数は、暴走族が4.7人と最も多く、次いで、遊び仲間が3.0人、成人共犯が2.3人であった。

人員で見ると、一事件当たりの共犯数が比較的多い暴走族の比率が40.3%と最も高く、次いで、遊び仲間(33.6%)、成人共犯(18.5%)の順であった。なお、集団型は、ほとんどが男子であるが、211人中9人が女子であった。集団型の女子の共犯種類は、成人共犯7人、親族1人、遊び仲間1人であり、恋人関係等にある年長の異性に追従する形で事件を起こす事例が多い。

図 2 - 3 - 13 集団型の共犯種類別構成比



注 1 「暴走族」は、地域不良集団を含む。
2 「成人共犯」とは、「暴力団」、「暴走族」、「遊び仲間」及び「親族・施設仲間」以外の成人の共犯をいう。

集団型の共犯種類別の非行名別構成比は、図 2-3-14 のとおりである。

暴走族は、傷害致死が88.9%と最も多く、殺人が11.1%であった。遊び仲間は、傷害致死が58.3%と最も多く、次いで、強盗致死が29.2%であった。成人共犯は、殺人と強盗致死がそれぞれ35.3%であった。暴力団は、傷害致死が66.7%と最も多く、殺人が33.3%であった。親族・施設仲間は、2件ともに強盗致死であった。

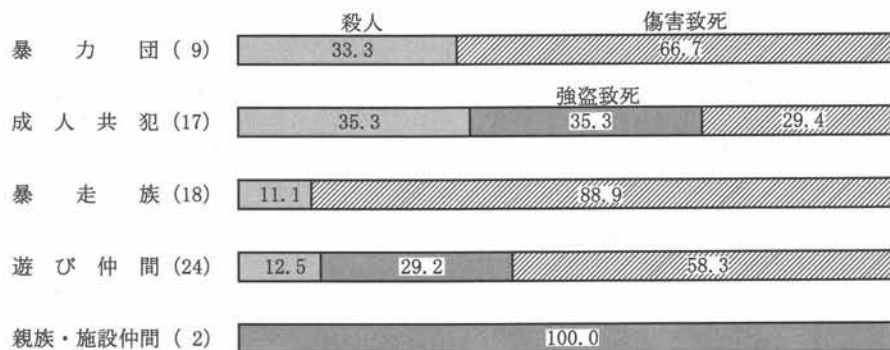
集団型の事件内容を共犯種類別に具体的に見ると、暴走族による事件では、集団による制裁が最も多く、その主なものは、暴走族からの離脱を表明したメンバーに対する集団リンチであった。遊び仲間による事件でも、嘘をついた、悪口を言ったなどを理由にして仲間内で弱い立場にある者に対して集団によるリンチを加えた事例が見られた。他方、暴力団がらみの事件では、日ごろからの威嚇的な言動及び飲酒による高揚した気分を背景に、飲食店及び路上でのささいなトラブルからげんかに発展し、被害者を死亡させた事例等が見られた。

当初は被害者を多少痛い目に遭わせる程度の認識であったものが、集団的雰囲気によって暴力がエスカレートした結果、重大事犯へと至った事例も見られた。特に、主導者が明確でない集団リンチにおいて、事件がエスカレートしやすいことがうかがわれる。

イ 単独型

他の非行類型と比較して、単独型に含まれる少年は、16人と最も少なかった。ほとんどが男子で、女子は1人のみであった。

図 2-3-14 集団型の共犯種類・非行名別構成比



注 () 内は、実事件数である。

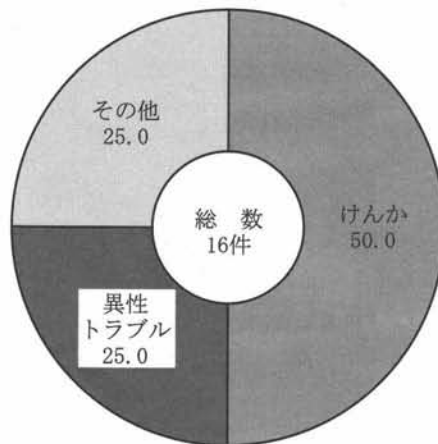
単独型の事件内容別構成比は、図 2-3-15 のとおりである。

単独型の事件内容を見ると、けんかが8人(50.0%)と最も多く、異性トラブルとその他がそれぞれ4人(25.0%)であり、事件内容ごとに、様々な特徴の者が含まれている。

けんかの8人は、単発タイプと粗暴タイプに区分けすることができる。単発タイプの4人は、いずれも非行歴はなく、生活の崩れや粗暴傾向も目立っていなかった。これに対して、粗暴タイプの4人は、家庭が崩壊していたり、争いの多い家庭であったり、母親から虐待を受けるなど、養育環境の不安定さが目立ち、資質的にも多動傾向が見られたり、小学校時からけんかを繰り返していたりと粗暴傾向も目立つタイプである。

異性トラブルの4人は、恋人等との関係のもつれから異性の被害者を殺害するに至っている。これらの少年は、非行歴はほとんどないが、異性との感情的なもつれをうまく解決できずに短絡的に交際相手の殺害に及んでいる。それまで我慢し、本音を出さない生き方を選択してきた少年が異性との感情のもつれに直面し、適切な対応を取れず、激情に任せた行動に出て被害者を死亡させた事例等が見られた。

図 2 - 3 - 15 単独型の事件内容別構成比



その他の4人は、強盗殺人、放火殺人等の凶悪事件を単独で引き起こしているが、動機とその結果の重大性が余りに不釣り合いな事例、動機そのものが不可解で精神面での障害が疑われる事例等が含まれている。前者では、一応社会人となったものの、将来への確かな手ごたえを感じることができないまま、生きるものの価値を見失い、通常の規範意識や相手への配慮等が著しく低下した状態で重大事犯に至った少年が見られた。後者では、自らの不幸の原因を周囲の人たちに一方的に求め、病的な妄想状態の中で重大事犯に至った少年が見られた。これらの事例では、挫折感や焦燥感等を自分の中だけで膨らませ、主観的に追い詰められた状態の中で、暴発的な攻撃行動に至っていることがうかがわれる。

ウ 家族型

重大事犯の中で集団型の次に多い非行類型が家族型である。

家族型の少年は、他の非行類型の少年と比較して、犯行時の年齢が低く、学生・生徒の比率が高い。重大事犯を犯した女子の半数以上が家族型に属する。ほとんどの少年には、保護処分歴はないが、家族間の対立等、家庭内には様々な問題を抱えている。表面的には、目立った非行がなく、不良交友も見られないが、家族間の不和等の悩みを抱え、適当な相談相手がなく、ストレスが発散されないまま、男子の場合はささいなきっかけで暴発的な攻撃行動に走り、女子の場合は多くがその子供を被害者とする事件に至っている。

家族型の被害者数を種類別に見ると、子供が12人(42.9%)と最も多く、次いで、父親が8人(28.6%)、母親、兄がそれぞれ3人(10.7%)、祖父、祖母がそれぞれ1人(3.6%)の順であった。家族型には、12人の女子が含まれるが、このうち、10人はその子供を被害者とする事件にかかわっていた。

家族型の被害者種類別の非行名別構成比は、図 2-3-16のとおりである。

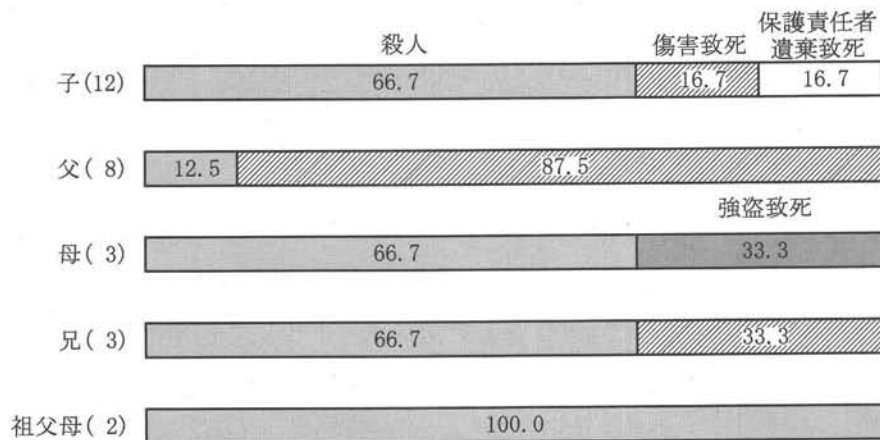
非行名としては、殺人の比率が最も高いが、被害者が父親の場合のみ傷害致死の比率が87.5%と最も高かった。

子供が被害者である事件の内容を見ると、女子が嬰兒を死亡させた事件が9件とほとんどを占め、せっかん死が2件、ネグレクトが1件であった。さらに、非行名で見ると、嬰兒を死亡させた事件のほとんどは殺人であり、せっかん死は傷害致死、ネグレクトは保護責任者遺棄致死であった。嬰兒を死亡させた女子は、すべて未婚であり、妊娠を家族に知らせていなかった。

父親が被害者である事件は、すべて男子によって行われていた。少年の側に家庭内暴力歴が多く、事例で見られ、被害者である父親の側にも、飲酒、暴力等の問題があった形跡がうかがわれる事例も多い。

他方、母親が被害者である事件は、被害者である母親の側に目立った問題が認められない事例がほとんどであり、少年の側に精神面での障害がうかがわれる事例、自殺企図を抱いた少年が母親の殺害に至った事例等が見られた。

図 2-3-16 家族型の被害者種類・非行名別構成比



注 () 内は、被害者の実数である。

エ 交通型

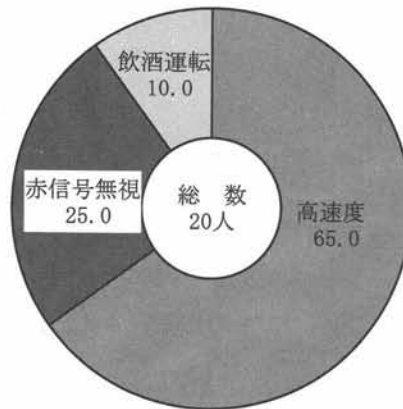
交通型の少年は、すべて男子で、危険運転致死である。

交通型は、他の非行類型の少年と比較して犯行時の年齢が高い。有職者の比率が高く、暴走族への所属歴はほとんどなく、無免許運転歴も集団型の少年と比較すると半分程度の比率である。保護者が実父母である比率が高く、家庭内の問題もほとんど見られない。親和的な家庭環境の下で、目立った非行もなく、一応、職業に就き、社会人としての生活を送っていたが、交通規範面での問題から車両運転の際に重大な結果を引き起こした者が多く含まれる。

交通型の事故原因別構成比は、図2-3-17のとおりである。

交通型の事故の原因を見ると、高速度を原因とするものが13人（65.0%）と最も多く、次いで、赤信号無視5人（25.0%）、飲酒運転2人（10.0%）の順であった。なお、高速度を原因とする13人のうち、100km以上の速度を出していた者は9人であった。主要な事故原因は飲酒ではないが、事故前に飲酒していた者は7人であり、交通型の半数近くが飲酒の上で事故を起こしていた。

図2-3-17 交通型の事故原因別構成比



事故の形態は、単独事故9件、対自動車事故5件、対歩行者事故4件、対原付自転車事故1件、対自転車事故1件であった。無免許運転は20人中2人で、事故後に逃走した者は3人であった。

事故時に同乗者がいた者は、18人（90%）であり、図2-3-12に示された交通型の自己顕示性及び発揚性の強さも考慮すると、同乗者に対する見えから自己顕示的な危険運転に走った者が多いことがうかがわれる。

第3 重大事犯少年の裁判

1 調査実施方法及び分析対象者

重大事犯少年の裁判に関しては、少年鑑別所及び検察庁にある資料を基にした犯行内容、処分状況等に関する調査結果を基に分析を行った。分析対象者は、調査対象者278人全員である。

2 少年審判

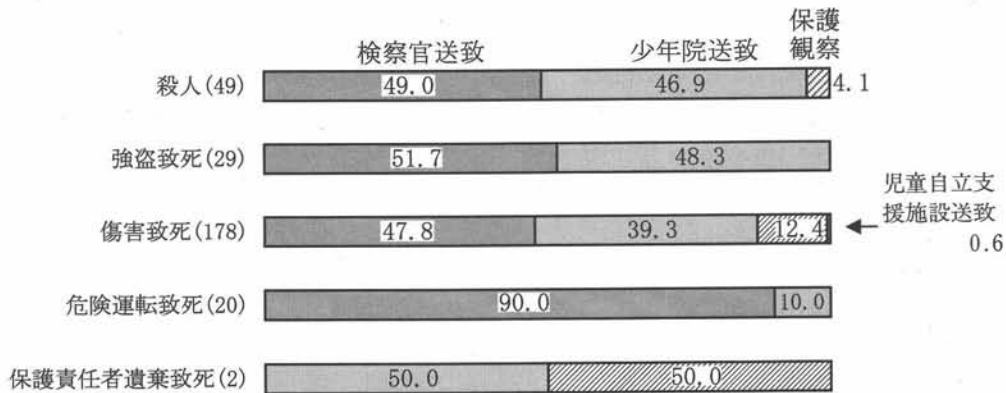
(1) 審判の概要

家庭裁判所における終局処理を見ると、調査対象者278人のうち、4人が年齢超過により検察官送致とされたほか、138人(49.6%)が刑事処分相当により検察官送致とされ、136人(48.9%)が保護処分とされた。保護処分とされたものの内訳は、少年院送致110人(39.6%)、保護観察25人(9.0%)、児童自立支援施設送致1人(0.4%)であった。また、少年院送致を送致先少年院の種類別に見ると、初等少年院が20人(18.2%)、中等少年院が74人(67.3%)、特別少年院が10人(9.1%)、医療少年院が6人(5.5%)であった。

非行名別の家庭裁判所終局処理区分別構成比は、図3-2-1のとおりである。

検察官送致(年齢超過によるものを含む。)の比率を見ると、危険運転致死が90.0%と最も高く、次いで、強盗致死(51.7%)が高かった。保護責任者遺棄致死の2人は、いずれも女子であり、少年院送致と保護観察各1人であった。傷害致死は、検察官送致47.8%、少年院送致39.3%、保護観察12.4%であった。

図3-2-1 非行名別の家庭裁判所終局処理区分別構成比



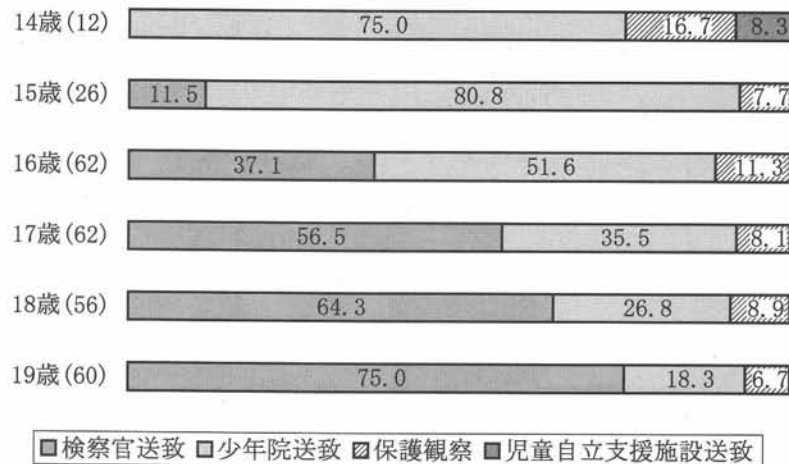
注 1 「傷害致死」は、年齢超過により検察官送致とされた4人を含む。
2 () 内は、実人数である。

犯行時年齢別の家庭裁判所終局処理区分別構成比は、図3-2-2のとおりである。

16歳以上の少年は、年齢が高いほど検察官送致(年齢超過によるものを含む。)の比率も高くなっていた。なお、15歳の少年については、3人(このうち1人は、決定時16歳。)が検察官送致とされたが、起訴後、地方裁判所において審理の結果、保護処分相当として家庭裁判所に移送され、最終的には全員が保護処分とされた。

非行名・年齢別(殺人、強盗致死及び傷害致死)の家庭裁判所終局処理区分構成比は、図3-2-3のとおりである。

図 3 - 2 - 2 犯行時年齢別の家庭裁判所終局処理区分別構成比

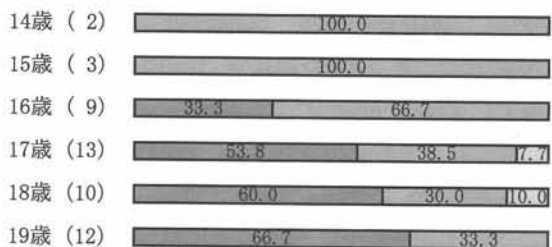


注 1 「19歳」は、年齢超過により検察官送致とされた4人を含む。
 2 () 内は、実人数である。

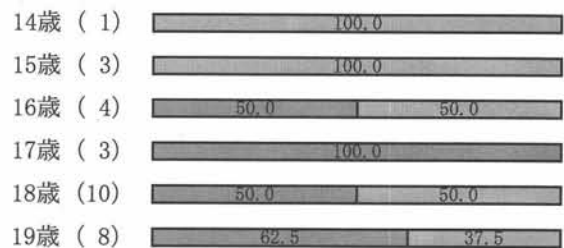
殺人及び傷害致死は、年齢が高いほど検察官送致（傷害致死には年齢超過によるものを含む。）の比率も高くなっていた。強盗致死は、各年齢の該当数が少ないため、年齢ごとの検察官送致の比率のばらつきが大きい。なお、危険運転致死は、16歳1人、19歳1人が保護処分とされ、保護者責任遺棄致死は、18歳と19歳の2人とも保護処分とされた。

図 3 - 2 - 3 非行名・年齢別の家庭裁判所終局処理区分別構成比

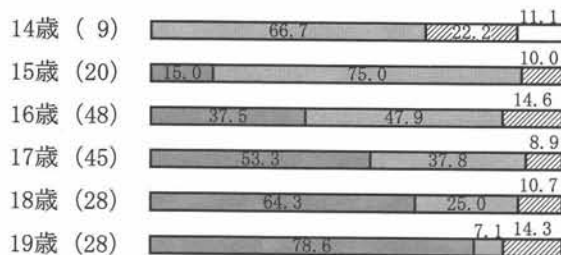
① 殺人



② 強盗致死



③ 傷害致死



■ 検察官送致
 ■ 少年院送致
 ■ 保護観察
 ■ 児童自立支援施設送致

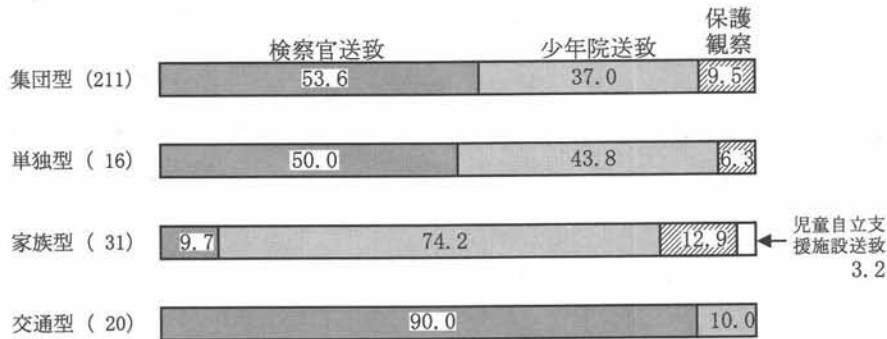
注 1 傷害致死の「19歳」は、年齢超過により検察官送致とされた4人を含む。
 2 () 内は、実人数である。

非行類型別の家庭裁判所終局処理区分別構成比は、図 3 - 2 - 4 のとおりである。

検察官送致（年齢超過によるものを含む。）の比率を見ると、交通型が90.0%と最も高く、次いで、集団型（53.6%）が高かった。単独型は、検察官送致が50.0%と最も高く、次いで、少年院送致（43.8%）、

保護観察(6.3%)の順であった。家族型は、少年院送致が74.2%と最も高く、次いで、保護観察(12.9%)、検察官送致(9.7%)、児童自立支援施設送致(3.2%)の順であった。

図 3 - 2 - 4 非行類型別の家庭裁判所終局処理区分別構成比



注 () 内は、実人数である。

(2) 少年法改正前と改正後の審判の比較

改正少年法施行前の平成11年及び12年の重大事犯少年を対象に財団法人矯正協会附属中央研究所が実施した同種調査（以下「改正前調査」という。）と今回の特別調査（以下「改正後調査」という。）を比較する。

改正前調査は、少年法が改正される以前に重大事犯を犯した少年について調査を行い、保護処分・刑事処分の判断基準と重大事犯を犯すに至った少年の特徴を明らかにするべく実施された。調査対象者は、平成11年1月1日から平成12年12月31日までの2年間に、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪等により観護措置をとられて全国の少年鑑別所に入所した少年であった。全国53庁の少年鑑別所から、男子286人、女子23人の計309人のデータが収集された。

今回は、調査対象者のうち、両調査で比較可能な16歳以上で、殺人、傷害致死及び強盗致死の者について、審判結果の変化を見る。改正前調査が対象者の年齢を観護措置により少年鑑別所に入所した時点での年齢を用いているのに対し、改正後調査では犯行時年齢を用いているため、年齢区分が厳密には同一ではないことなどから正確な比較は困難であるが、少年法改正前と改正後の審判結果を比較することは、改正少年法の運用状況を概括的に把握する上で有益であると考えられる。

非行名別の検察官送致の比率の少年法改正前後の比較は、図 3 - 2 - 5 のとおりである。

いずれの非行名でも、改正前調査と比較して改正後調査において、検察官送致の比率がかなり上昇していた。特に傷害致死は、検察官送致の比率が改正後調査では53.8%と改正前調査(8.7%)と比較してかなり上昇していた。

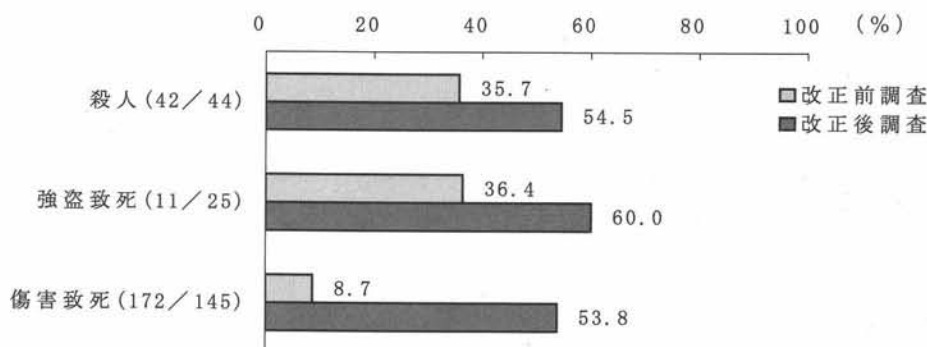
年齢別の検察官送致の比率の少年法改正前後の比較は、図 3 - 2 - 6 のとおりである。

改正後調査でも改正前調査でも、年齢が高くなるほど検察官送致の比率が上昇しているのは同じであるが、改正前調査では18歳以下の少年の検察官送致の比率がかなり低かったのに対して、改正後調査では、16歳でも37.7%が検察官送致とされており、年齢の低い少年の検察官送致の比率の上昇が目立つ。

(3) 原則逆送事件の審判状況

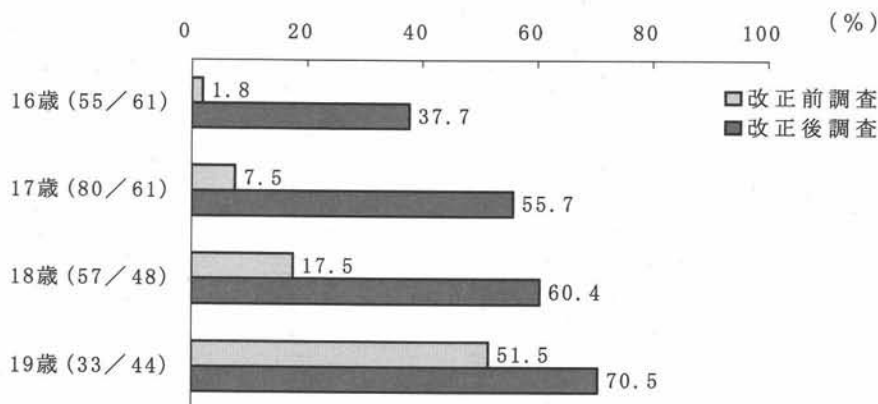
既に見たように、少年法の改正前と比較して改正後の検察官送致の比率は高まっているが、重大事犯少年で犯行時の年齢が16歳以上の少年（以下「原則逆送少年」という。）236人（年齢超過により検察官送致となった4人を除く。）のうち、検察官送致とされたものは、135人(57.2%)であり、保護処分とされたものも、101人(42.8%)に上る。そこで、どのような要因が検察官送致あるいは保護処分の決定

図 3 - 2 - 5 非行名別検察官送致の比率の少年法改正前後の比較



- 注 1 法務総合研究所及び財団法人矯正協会附属中央研究所の調査による。
 2 16歳以上で、非行名が殺人、強盗致死及び傷害致死のみを計上した。
 3 改正後調査は、年齢超過により検察官送致とされた4人を除く。
 4 () 内は、左が改正前調査の実人数、右が改正後調査の実人数である。

図 3 - 2 - 6 年齢別検察官送致の比率の少年法改正前後の比較



- 注 1 法務総合研究所及び財団法人矯正協会附属中央研究所の調査による。
 2 16歳以上で、非行名が殺人、強盗致死及び傷害致死のみを計上した。
 3 改正後調査は、年齢超過により検察官送致とされた4人を除く。
 4 () 内は、左が改正前調査の実人数、右が改正後調査の実人数である。

に影響を及ぼしているかを検討する。

非行名別の審判結果（原則逆送少年）は、図 3 - 2 - 7 のとおりである。

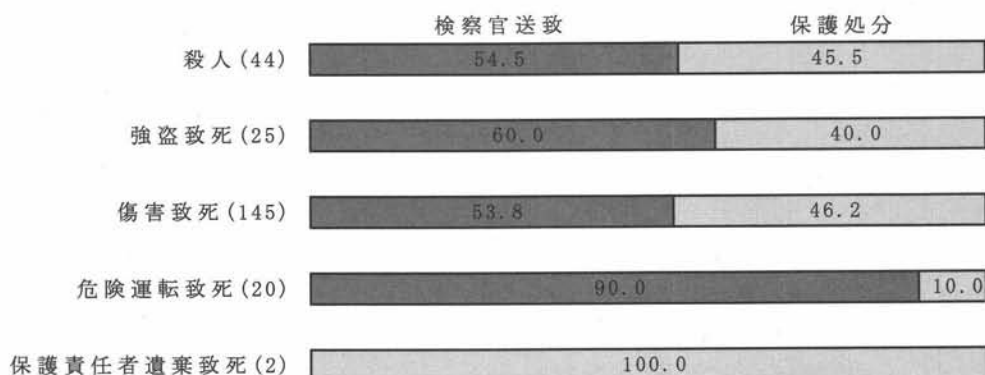
検察官送致の比率は、危険運転致死が90.0%と最も高く、次いで、強盗致死(60.0%)、殺人(54.5%)、傷害致死(53.8%)の順であった。危険運転致死では、犯行時の年齢が16歳であった少年等が保護処分とされている以外、ほとんどが検察官送致とされていた。強盗致死及び傷害致死では、成人共犯に追従する形で事件にかかわった者等が保護処分とされていた。殺人では、保護処分とされた多くの者が嬰兒殺の女子少年等、家族型の者であった。

非行類型別の審判結果（原則逆送少年）は、図 3 - 2 - 8 のとおりである。

交通型は、すべて危険運転致死であり、90.0%が検察官送致であった。

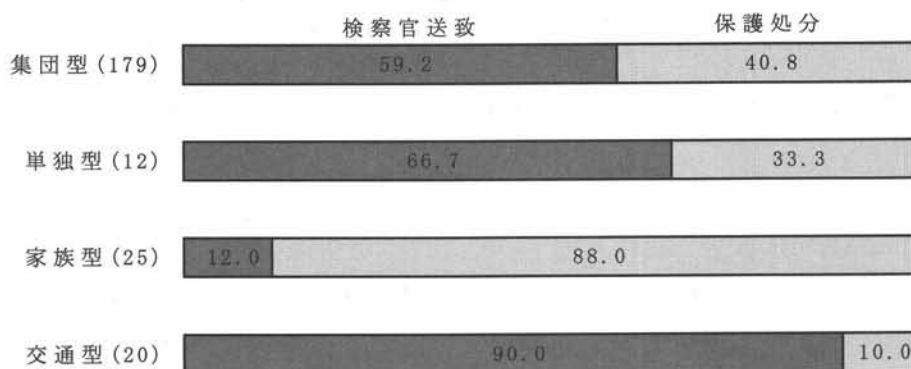
他方、家族型は、88.0%が保護処分であり、子供をせっかん死させた男子少年や審判時に成人に近い年齢であった男子少年等が検察官送致とされていた。家族型は、既に見たように、被害者である父親等に多量の飲酒や暴力等の問題がある事例、少年に精神面での障害が認められる事例、女子による嬰兒殺の事例等が多く含まれ、保護処分とされる比率が高くなっていることがうかがわれる。

図 3 - 2 - 7 非行名別審判結果（原則逆送少年）



注 1 年齢超過により検察官送致とされた4人を除く。
 2 () 内は、実人数である。

図 3 - 2 - 8 非行類型別審判結果（原則逆送少年）



注 1 年齢超過により検察官送致とされた4人を除く。
 2 () 内は、実人数である。

単独型でも12人中4人(33.3%)が保護処分であった。この中には少年に精神面での障害が認められる事例、加害者である女子少年に被害者が執ように付きまっていた事例等が含まれている。

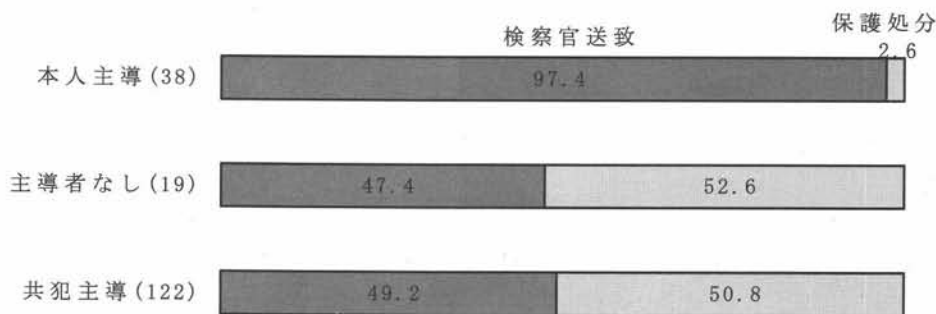
集団型については、この類型に属する人数が179人と多く、保護処分とされた少年も73人(40.8%)と多いことから、さらに、他の要因と審判結果との関連について分析を行う。

犯行主導者別の審判結果（集団型の原則逆送少年）は、図3-2-9のとおりである。

検察官送致の比率は、本人主導の場合が97.4%であり、次いで、共犯主導の場合(49.2%)、主導者なしの場合(47.4%)であった。

集団型の少年の審判結果と当該少年本人の暴力の程度との関連を見るために、法務総合研究所が把握した資料を基に集団型の少年の暴力の程度を「強い」、「中程度」、「弱い」、「暴力なし」に分類したところ、暴力の程度が「強い」と認められるものの検察官送致の比率は、89.6%とかなり高く、次いで、「中程度」(58.2%)、「暴力なし」(28.1%)、「弱い」(20.0%)の順であった。「暴力なし」の方が「弱い」よりも検察官送致の比率が高くなっているのは、「暴力なし」には、年長者で犯行時に主導的に指示等を発していたが、自らは直接的な暴力は振るわなかった者が含まれているためである。なお、暴力の程度が「強い」にもかかわらず、保護処分とされた者には、年長の共犯者の指示によって暴力を振るった者等が含まれている。

図 3 - 2 - 9 犯行主導者別審判結果（集団型の原則逆送少年）



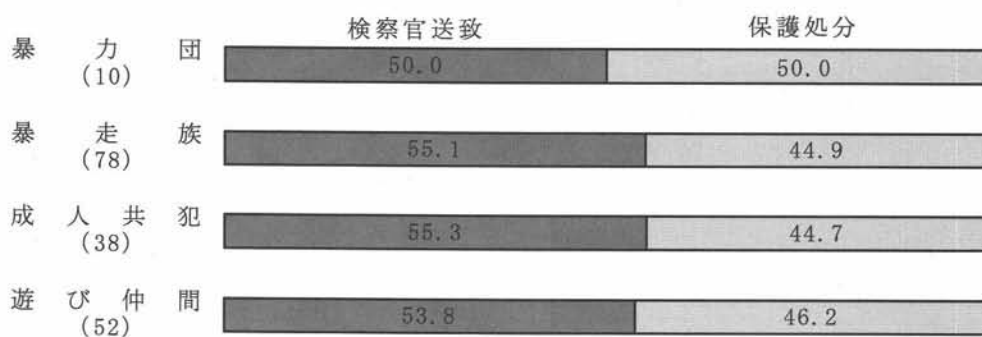
注 1 年齢超過により検察官送致とされた4人を除く。
 2 () 内は、実人数である。

さらに、集団型の少年の審判結果と年齢について見ると、まず、犯行時の年齢ごとの検察官送致の比率は、16歳45.1%、17歳60.8%、18歳59.5%、19歳77.1%と年齢が上がるにつれて上昇していた。保護処分歴との関連では、保護観察回数ごとの検察官送致の比率は、「なし」52.8%、「1回」71.1%、「2回」100.0%で、少年院送致回数ごとの検察官送致の比率は、「なし」56.7%、「1回」84.6%、「2回」100.0%であった。いずれも保護処分歴が多いほど検察官送致の比率も高くなっていた。

共犯種類別（暴力団、暴走族、成人共犯、遊び仲間）の審判結果（集団型の原則逆送少年）は、図 3 - 2 - 10のとおりである。

検察官送致の比率は、各共犯種類ともに50～55%程度であり、共犯種類による大きな差異は見られなかった。共犯の集団の犯罪性の有無よりも、事件における主導性、暴力の程度等が処分決定に影響を及ぼしていることがうかがわれる。なお、親族を共犯者とする者は、該当者が女子1名で保護処分とされた。

図 3 - 2 - 10 共犯種類別審判結果（集団型の原則逆送少年）



注 1 年齢超過により検察官送致とされた4人を除く。
 2 「成人共犯」とは、「暴力団」、「暴走族」、「遊び仲間」及び「親族」以外の成人の共犯をいう。
 3 () 内は、実人数である。

被害者の死亡者数と検察官送致の比率との関連では、死亡者数が2人以上であった2人は、いずれも検察官送致とされた。精神障害の有無と検察官送致の比率との関連では、精神障害ありの3人（知的障害2人、その他の精神障害1人）は、いずれも保護処分とされた。集団型の原則逆送少年には、9人の女子が含まれているが、そのうち被害者の死亡者数が2人以上の事件にかかわった者、犯行への関わり

が深い者等の3人が検察官送致とされ、残りの6人は保護処分とされた。

集団型の原則逆送少年の審判結果に影響を与えている要因について検討するため、ロジスティック回帰分析を実施した。分析対象者は、集団型の原則逆送少年179人のうち、97.4%が検察官送致とされた本人主導の者38人、全員が検察官送致とされた被害者の死亡者数が2人以上の事件にかかわった者2人、全員が保護処分とされた精神障害ありの3人及び女子9人を除いた、男子のみの計127人である。

ロジスティックモデルの目的変数は、「検察官送致の有無」であり、検察官送致となった者57人(44.9%)に「1」を、保護処分になった者70人(55.1%)に「0」を割り当てた。

説明変数は、検察官送致の比率との関連が認められた「犯行時年齢」、「凶悪事犯(殺人又は強盗致死かどうか)」、「暴力の程度」、「保護観察歴の有無」、「少年院歴の有無」、「家族と同居していたかどうか」、「無職かどうか」の7変数を用いた。各説明変数における検察官送致の比率等は、図3-2-11のとおりである。

説明変数間の相関係数(ピアソン)は、最大でも「犯行時年齢」と「凶悪事犯(殺人又は強盗致死かどうか)」の間の.31であり、多重共線性の問題は生じないと考えられる。

集団型の原則逆送少年の検察官送致の有無に関するロジスティック分析の結果は、表3-2-12のとおりである。

モデルの適合度は十分である。7つの説明変数のうち、「暴力の程度」、「犯行時年齢」、「無職かどうか」の3変数が有意としてモデルに採用された。暴力の程度が強いほど、犯行時年齢が高いほど、有職又は学生よりも無職の方が、検察官送致とされやすいことがうかがわれる。すなわち、被害者にどの程度の致命傷となる暴力を振るったか、犯行時年齢が成人にどのくらい近いかが、無職状態に示される生活全般の問題性がどのくらいかが、検察官送致とされるかどうかに関連を及ぼし、他方、保護観察歴や少年院歴といった処分歴、殺人又は強盗致死といった凶悪事犯かどうか、家族との同居の有無といったことは、有意な影響を及ぼしていなかった。

ただし、このロジスティック回帰モデルによって検察官送致か保護処分かを正しく判別できたのは、127人中95人の74.8%であり、これらの説明変数によって検察官送致になるか、保護処分になるかのすべてが説明できるわけではない。誤判別された者においては、それぞれの個々の要因が検察官送致か保護処分かの決定に影響を及ぼしたものと思われる。

以上のように、集団型については、主導者であったか、被害者にどの程度の致命傷となる暴力を振るったか、犯行時年齢、精神障害の有無、被害者の死亡者数、無職状態であったかどうかなどの様々な要因が、検察官送致になるか保護処分になるかの決定に影響を及ぼしているものと認められた。

3 刑事裁判

家庭裁判所の審判によって検察官送致とされた原則逆送少年が、刑事裁判において、どのような裁判を受けているかを見る。なお、ここでは、地方裁判所での審理の結果、家庭裁判所に移送された少年を含めて分析した。

検察官送致とされた原則逆送少年139人の起訴罪名別人員は、殺人22人、承諾殺人1人、強盗致死16人、傷害致死82人、危険運転致死18人であった。

平成17年12月31日までに通常第一審で終局裁判を受けた133人のうち、裁判時に少年であった者は108人(81.2%)、成人に達していた者は25人(18.8%)であった。

通常第一審における罪名別裁判結果(裁判時少年)は、表3-3-1のとおりである。

無期懲役5人(4.6%)、10年以上の定期刑4人(3.7%)、不定期刑86人(79.6%)、3年以下の定期刑

図 3 - 2 - 11 各説明変数の検察官送致の比率

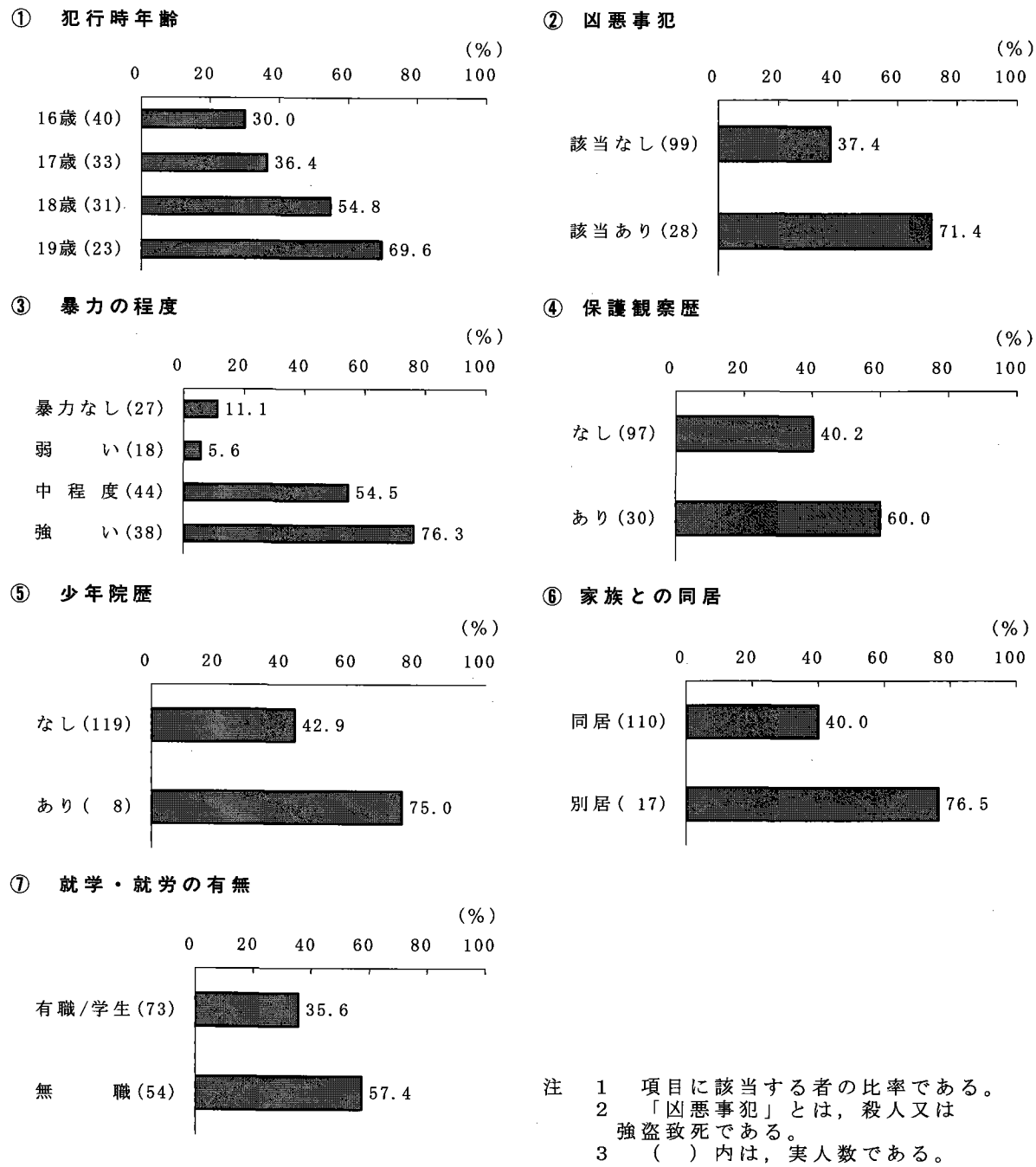


表 3 - 2 - 12 検察官送致の有無に関するロジスティック回帰分析の結果

区 分	推定値	標準誤差	Wald 統計量	有意確率	オッズ比	オッズ比の95% 信頼区間	
						下 限	上 限
暴力の程度	1.432	0.275	27.204	0.000**	4.189	2.445	7.175
犯行時年齢	0.719	0.229	9.857	0.002**	2.053	1.310	3.216
無職かどうか	1.227	0.492	6.217	0.013*	3.411	1.300	8.947
定 数	-15.827	4.181	14.328	0.000			

注 1 「有意確率」欄の「*」は有意確率5%以下で、「**」は有意確率1%以下で、それぞれ有意であることを示す。
2 モデルの適合度は、HL χ^2 =3.86, p=.796である。

表 3 - 3 - 1 通常第一審における罪名別裁判結果（裁判時少年）

罪 名	総 数	無期懲役	有 期 刑							家裁移送
			定 期 刑				不 定 期 刑			
			10年超え 15年以下	10年	3 年 (執行猶予)	保 護 観察付	5 年超え 10年以下	3 年超え 5 年以下	2 年以上 3 年以下	
総 数	108	5	3	1	3	2	43	40	3	10
殺 人	13	—	—	—	—	—	13	—	—	—
承 諾 殺 人	1	—	—	—	—	—	—	1	—	—
強 盗 致 死	13	5	3	1	—	—	4	—	—	—
傷 害 致 死	68	—	—	—	1	1	21	34	2	10
危険運転致死	13	—	—	—	2	1	5	5	1	—

注 1 平成17年12月31日までに通常第一審で有罪判決又は家裁移送の決定を受けた者を計上している。
2 原則逆送対象者のみを計上している。
3 不定期刑は、長期を計上した。

表 3 - 3 - 2 通常第一審における罪名別裁判結果（裁判時成人）

罪 名	総 数	無期懲役	有期懲役（実刑）			
			5 年超え 10年以下	3 年超え 5 年以下	2 年以上 3 年以下	2 年未満
総 数	25	3	5	12	3	2
殺 人	2	—	2	—	—	—
強 盗 致 死	3	3	—	—	—	—
傷 害 致 死	15	—	3	9	1	2
危険運転致死	5	—	—	3	2	—

注 1 平成17年12月31日までに通常第一審で有罪判決を受けた者を計上している。
2 原則逆送対象者のみを計上している。

（執行猶予）3人（2.8％）であった。また、10人（9.3％）が保護処分相当として家庭裁判所に移送され、家庭裁判所において、少年院送致とされている。なお、執行猶予とされた3人のうち1人は、傷害致死（集団型）であり、暴走族仲間に対する集団リンチの事案であって、当該少年は実行行為をしておらず、従属的な関与にとどまり、遺族に対して慰謝の措置が講ぜられていた。そのほかの2人は、危険運転致死であり、いずれも被害者が同乗の友人で、示談が成立するなどし、被害者遺族の処罰感情も緩和されていると認められるものであった。

通常第一審における罪名別裁判結果（裁判時成人）は、表 3 - 3 - 2 のとおりである。

無期懲役3人（12.0％）、有期懲役22人（88.0％）であり、執行猶予になった者はいなかった。

地方裁判所での審理の結果、保護処分相当として再び家庭裁判所に移送され、家庭裁判所において、少年院送致とされた10人について見ると、いずれも傷害致死の事案（単独型が1件1人、集団型が6件9人）であった。集団型のうち、4件7人は暴走族仲間又は遊び仲間に対する集団リンチ、1件1人は居酒屋におけるけんか、1件1人はホームレスに対する暴行事案であった。集団型では、多くの場合、当該少年の関与は比較的従属的であった。これら10人のうち、公判中に示談が成立したものが3人（単独型1人、集団型2人（遊び仲間に対するリンチの事案、ホームレスに対する暴行事案各1人））であり、他は、示談には至っていないものの、保護者らが遺族に対し慰謝の措置のための努力をしていることが

うかがわれ、裁判所が遺族感情にも配慮しながら、審判後の事情も併せて考慮し、保護処分相当性を判断していることがうかがわれる。

これらの家庭裁判所に移送された事案について、検察官が家庭裁判所に送致した日から最終的な保護処分決定の日までの期間を見ると、4月以上1年未満であり、平均で約7月であった。

第4 重大事犯少年の意識

1 調査実施方法及び分析対象者

重大事犯少年の意識に関しては、少年院及び少年刑務所に収容された調査対象者に対する意識調査を基に分析を行った。調査の実施方法は、少年院及び少年刑務所に依頼し、調査票を用いて、調査対象者に対して原則として個別の方式で実施して回収した。ただし、調査を受けることを拒否する者及び心身等の状態により調査を受けることが適当でない者については、調査対象から除いた。調査票の質問項目は21項目であり、調査票（「非行に関する意識調査票」）及び回答の単純集計表は巻末の資料を参照されたい。

意識調査の対象者は、調査対象者278人のうち、平成17年2月の時点で少年院又は刑務所に収容中で、意識調査が可能であった138人（以下「意識調査対象者」という。）である。

意識調査対象者を男女別で見ると、男子132人（95.7%）、女子6人（4.3%）であり、女子は、すべて少年院在院中であった。非行名・罪名別及び非行類型別に見た意識調査対象者は、表4-1-1のとおりである。

非行名・罪名別では、少年院及び刑務所のいずれでも、傷害致死の比率が最も高かった。他方、危険運転致死は、すべて刑務所在所中であった。非行類型別では、交通型はすべて刑務所在所中であり、家族型は少年院在院中の者の比率が高かった。なお、少年院在院者の少年院入院の日から調査日までの期間は、平均619日、刑務所在所者の刑確定日から調査日までの期間は、平均645日であった。

表4-1-1 意識調査対象者

① 非行名・罪名別				② 非行類型別			
非行名・罪名	少年院	刑務所	計	非行類型	少年院	刑務所	計
総 数	40 (100.0)	98 (100.0)	138 (100.0)	総 数	40 (100.0)	98 (100.0)	138 (100.0)
殺 人	8 (20.0)	14 (14.3)	22 (15.9)	集 団 型	33 (82.5)	77 (78.6)	110 (79.7)
強 盗 致 死	9 (22.5)	11 (11.2)	20 (14.5)	単 独 型	2 (5.0)	7 (7.1)	9 (6.5)
傷 害 致 死	23 (57.5)	61 (62.2)	84 (60.9)	家 族 型	5 (12.5)	2 (2.0)	7 (5.1)
危険運転致死	—	12 (12.2)	12 (8.7)	交 通 型	—	12 (12.2)	12 (8.7)

注（ ）内は、構成比である。

2 事件及び処分に対する認識

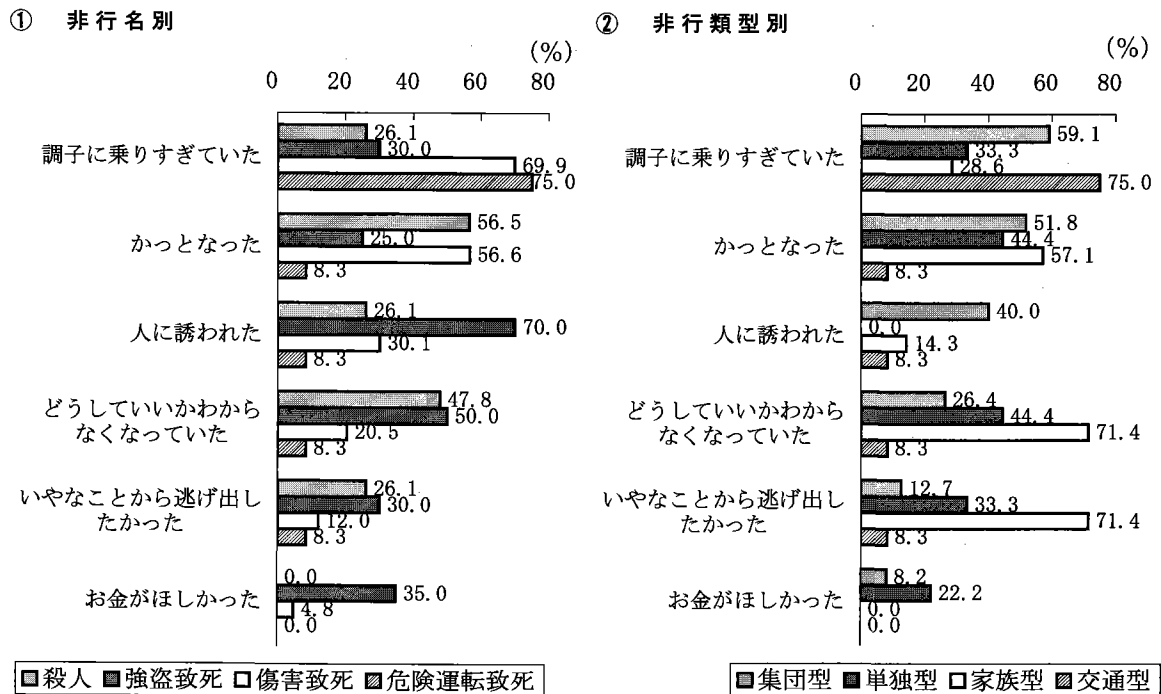
事件の動機に関する認識について、「今回の事件は、どんな理由で起こしてしまったと考えていますか」と質問した。事件の動機に関する認識は、図4-2-1のとおりである。

非行名別に見ると、殺人は、「かっとなった」(56.5%)及び「どうしていいかわからなくなっていた」(47.8%)と認識している者の比率が高く、感情の爆発又は混乱によって殺人に至った者が多いことがうかがわれる。強盗致死は、「お金がほしかった」(35.0%)と認識している者の比率よりも、「人に誘われた」(70.0%)及び「どうしていいかわからなくなっていた」(50.0%)と認識している者の比率が高かつ

た。傷害致死は、「調子に乗りすぎていた」(69.9%)及び「かっとなった」(56.6%)と認識している者の比率が高く、危険運転致死のほとんどの者が「調子に乗りすぎていた」(75.0%)と認識していた。

非行類型別に見ると、集団型は、「調子に乗りすぎていた」(59.1%),「かっとなった」(51.8%)及び「人に誘われた」(40.0%)と認識している者の比率が高く、集団的雰囲気に乗って、ささいなきっかけで感情が爆発したと認識している者が多いことがうかがわれる。単独型は、「かっとなった」(44.4%),「どうしていいかわからなくなっていた」(44.4%),「調子に乗りすぎていた」(33.3%),「いやなことから逃げ出したかった」(33.3%)など、多くの項目に回答が分散しており、様々な理由で重大事犯に至っていることがうかがわれる。家族型では「どうしていいかわからなくなっていた」(71.4%)及び「いやなことから逃げ出したかった」(71.4%)と認識している者の比率が高く、混乱した心理状況の中で重大事犯に至った者が多いことがうかがわれる。交通型のほとんどの者が、「調子に乗りすぎていた」(75.0%)と認識しており、高揚した気分の中で、交通法規を無視した運転によって重大事犯に至ったと認識している者がほとんどであることがうかがわれる。

図4-2-1 事件の動機に関する認識



注 上限のない複数回答である。

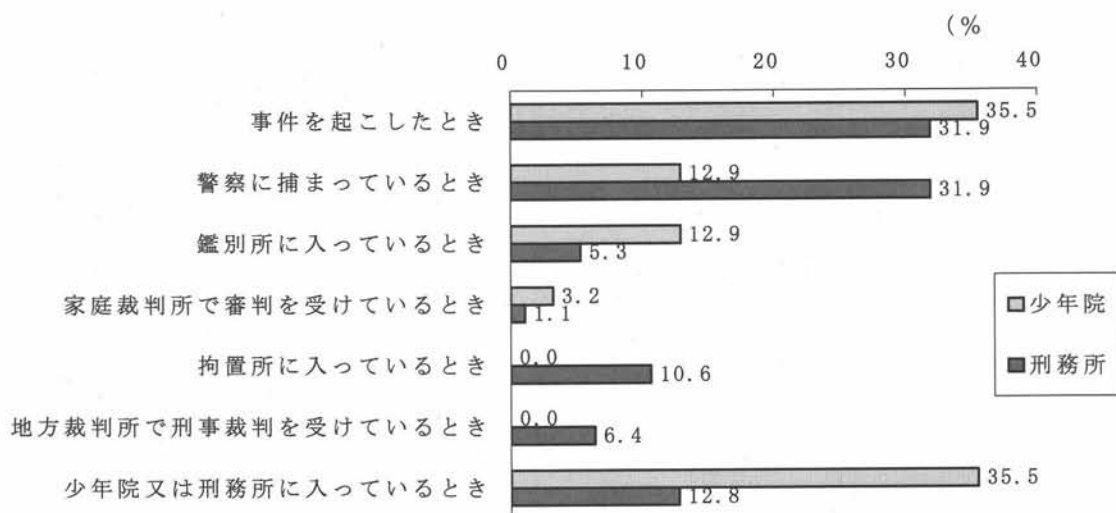
事件の重大性の認識について、「今回の事件をどのように受け止めていますか」と質問したところ、133人(96.4%)が「重大なものと受け止めている」と回答した。他方、「重大なものと受け止めていない」と回答した4人について見ると、1人が医療少年院在院中で、3人が刑務所在所中であつた。なお、1人が無回答であつた。

事件を重大と受け止めていると回答した者に対してのみ、重大性の認識の時期について、「初めて重大と受け止めたのはいつですか」と質問した。本件を重大であると認識した時期は、図4-2-2のとおりである。

少年院在院者(起訴された後、地方裁判所から家庭裁判所に移送された者を除く。)では、事件直後及び少年院在院中に初めて重大であると認識した者の比率が他の時期と比較して高かった。少年院在院中の比率が他の時期と比較して高いことから、少年院における処遇の効果がうかがわれる。他方、刑務所

在所者では、事件直後及びその後の警察段階で初めて重大性を認識した者の比率が他の時期と比較して高かった。

図 4 - 2 - 2 事件を重大と認識した時期



注 1 単一回答である。

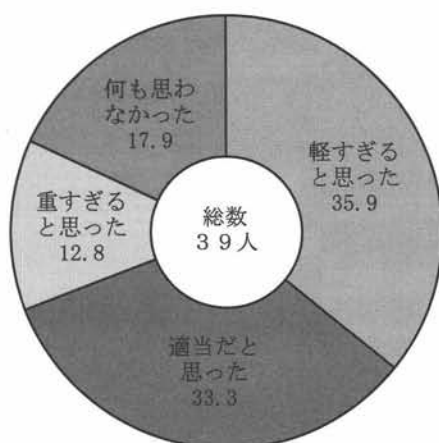
2 起訴後、地方裁判所の審理の結果、家庭裁判所に移送された 8 人を除く。

処分に対する認識について、「あなたが、現在収容されている施設に入ることとなった裁判官の決定を聞いたとき、どのように思いましたか」と質問した。処分に対する認識は、図 4 - 2 - 3 のとおりである。

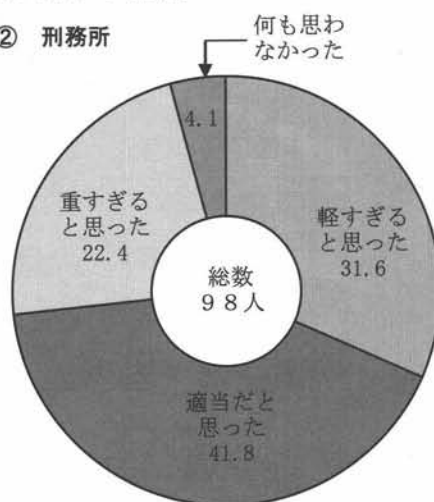
少年院在院者では、「軽すぎると思った」が35.9%と最も高く、次いで、「適当だと思った」が33.3%であった。他方、刑務所在所者は、「適当だと思った」が41.8%と最も高く、次いで、「軽すぎると思った」が31.6%であった。刑務所在所者の方が少年院在院者より、「重すぎると思った」とする者の比率が高かった。

図 4 - 2 - 3 処分に対する認識

① 少年院



② 刑務所



注 無回答を除く。

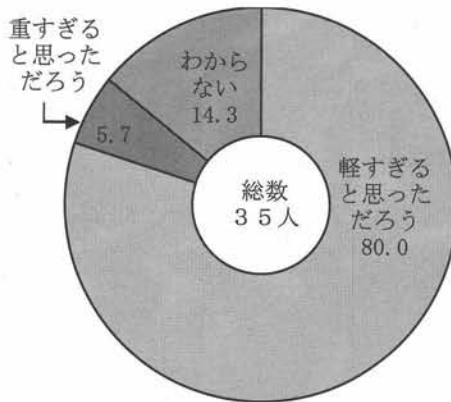
処分に対して、被害者の家族がどのように感じたと思うかについて、「被害者の家族は、あなたの処分について、どんな気持ちを持っただろうと思いますか」と質問した。処分に対する被害者感情に関する

認識は、図4-2-4のとおりである。

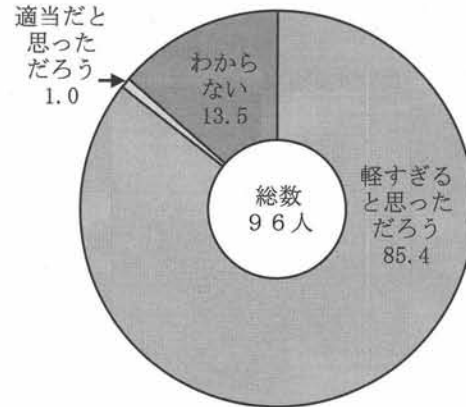
少年院在院者、刑務所在所者ともに、被害者家族が少年の処分を「軽すぎると思っただろう」と認識している者が80%以上を占めていた。少年院在院者は、被害者家族が少年の処分を「重すぎると思っただろう」と認識している者の比率が5.7%であるのに対し、刑務所在所者は、そのように認識している者がいなかった。

図4-2-4 処分に対する被害者感情に関する認識

① 少年院



② 刑務所

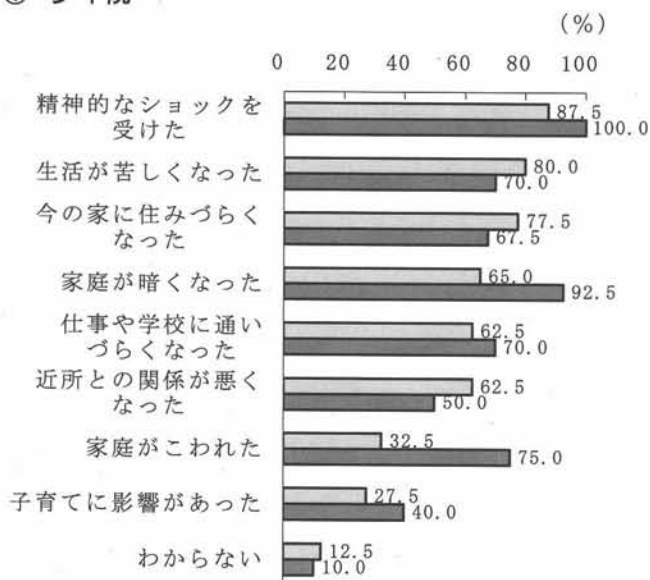


注 家族型の7人を除く。

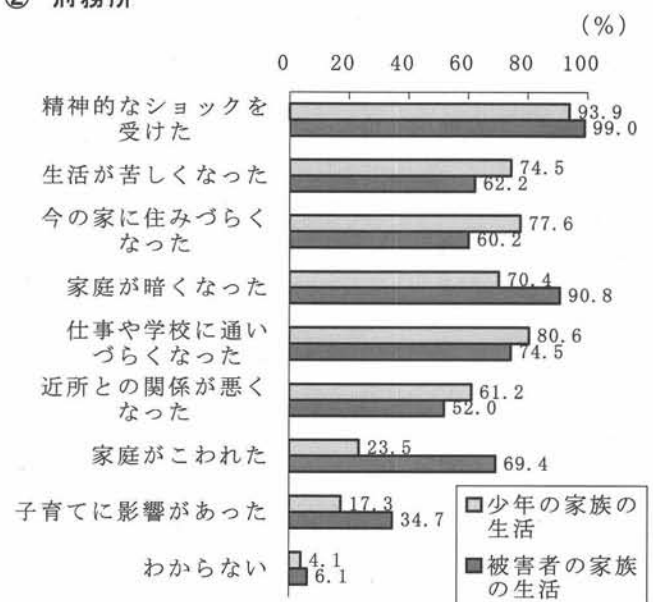
今回の事件で、被害者の家族及び本人の家族に与えた影響について、「今回の事件で、被害者の家族及びあなたの家族の生活に与えた影響には、どのようなものがあると思いますか」と質問した。本件の影響に関する認識は、図4-2-5のとおりである。

図4-2-5 事件の影響に関する認識

① 少年院



② 刑務所



注 上限のない複数回答である。

少年院在院者と刑務所在所者では、大きな違いは見られないが、少年の家族の生活への影響に関する認識と被害者の家族に与えた影響に関する認識を比較すると、被害者の家族よりも少年の家族の生活への影響が大きいと認識している項目は、「生活が苦しくなった」、「今の家に住みづらくなった」及び「近所との関係が悪くなった」であるのに対し、少年の家族よりも被害者の家族への影響が大きいと認識している項目は、「精神的なショックを受けた」、「家庭が暗くなった」、「家庭が壊れた」及び「子育てに影響があった」であった。

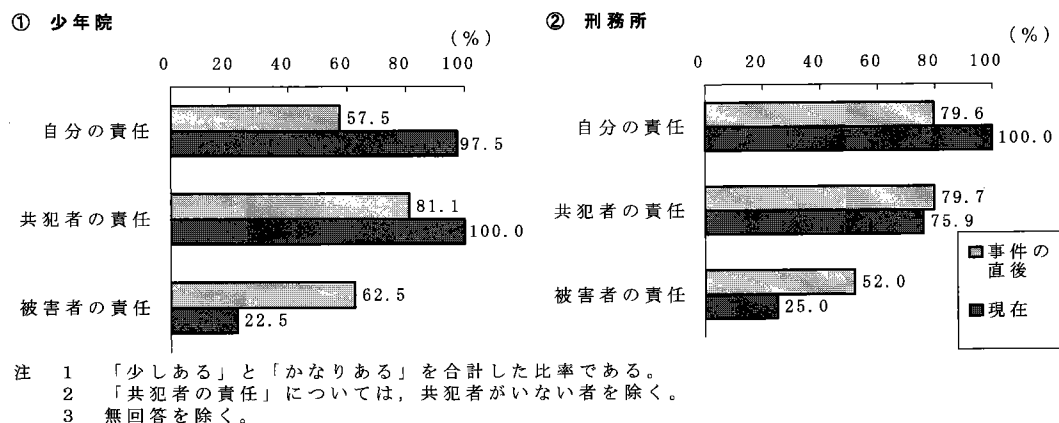
3 事件に対する責任等の認識

今回の事件に対する責任の認識について、「あなたは、事件の責任について、どのように思っていますか」と質問した。事件に対する責任の認識の変化は、図4-3-1のとおりである。

少年院在院者では、事件の直後は共犯者の責任が「ある」（「かなりある」及び「少しある」の合計。以下同じ。）とする者の比率が最も高く、次いで、被害者の責任が「ある」とする者の比率が高く、自分の責任が「ある」とする者の比率は最も低かった。しかし、少年院在院中の現在では、共犯者の責任と自分の責任を「ある」と認識する者の比率が上昇し、被害者の責任を「ある」とする者の比率は大幅に低下していた。交友関係の問題に対する少年院内での指導等を通じて、共犯者の責任と自分の責任について同時に反省を深めつつあることがうかがわれる。

他方、刑務所在所者では、事件の直後から、自分の責任も共犯者の責任も同程度に「ある」と認識していた者の比率が高かった。刑務所在所中の現在では、自分の責任を「ある」とする者の比率が上昇したが、共犯者の責任を「ある」とする者の比率はやや低下している。被害者の責任を「ある」とする者の比率は、少年院在院者と同様に大幅に低下していた。

図4-3-1 事件に対する責任の認識の変化



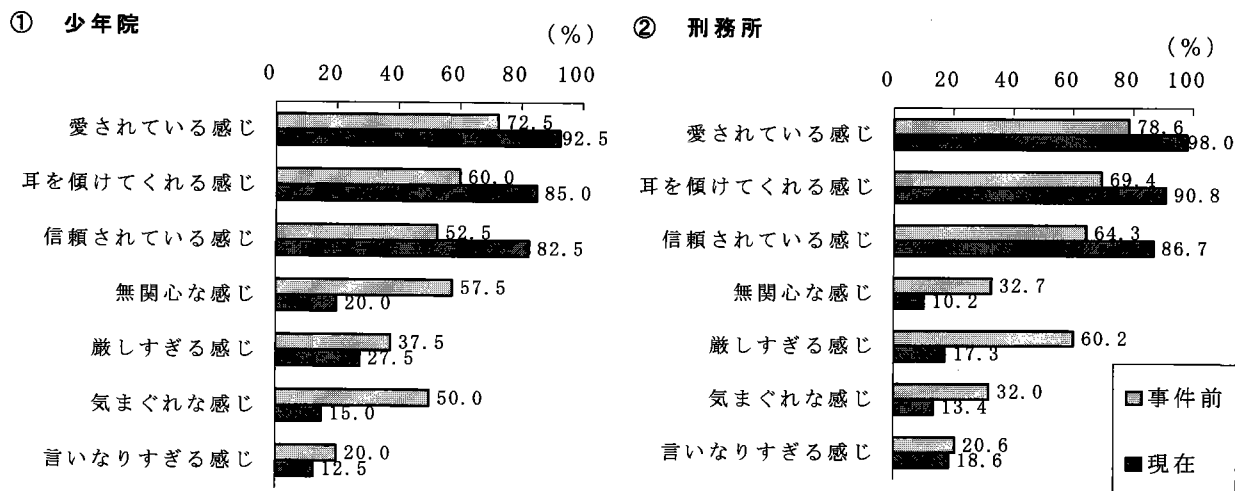
親との関係の認識の変化は、図4-3-2のとおりである。

少年院在院者、刑務所在所者ともに、事件前と現在を比較すると、「愛されている感じ」等の親への親和的な感情が上昇し、「無関心な感じ」等の親への否定的な感情が低下していた。

非行を思い止まらせる心のブレーキの変化は、図4-3-3のとおりである。

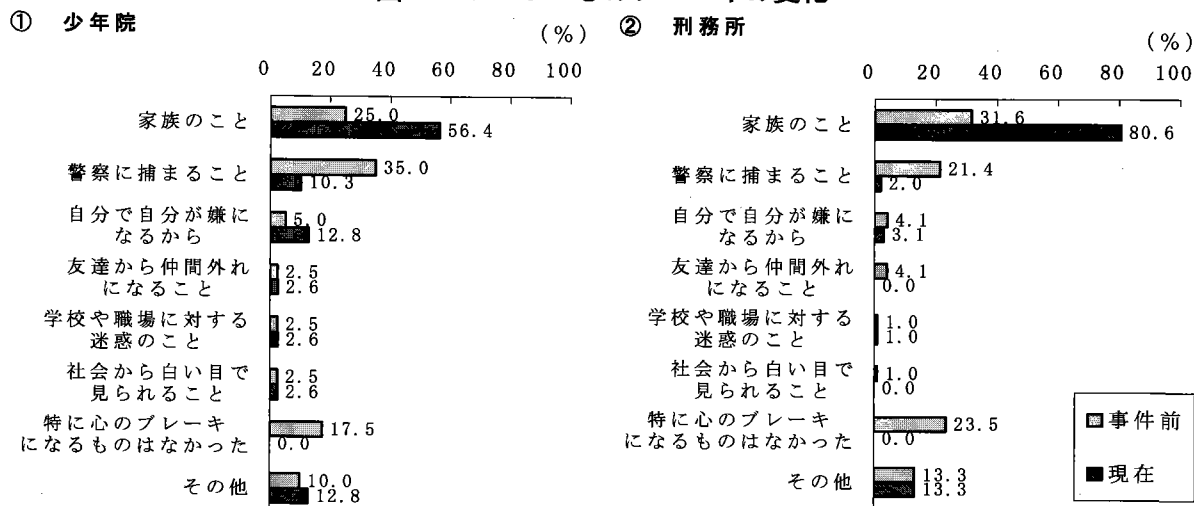
少年院在院者、刑務所在所者ともに、事件前と現在を比較すると、「警察に捕まること」、「特に心のブレーキになるものはなかった」とする者の比率が大幅に低下し、「家族のこと」とする者の比率が大幅に上昇していた。家族に対する親和的な感情が上昇し、現在の心の拠り所となっていることが影響していると考えられる。

図 4-3-2 親との関係の認識の変化



注 1 「よくあった」と「ときどきあった」を合計した比率である。
 2 無回答を除く。

図 4-3-3 心のブレーキの変化



注 1 単一回答である。
 2 無回答を除く。

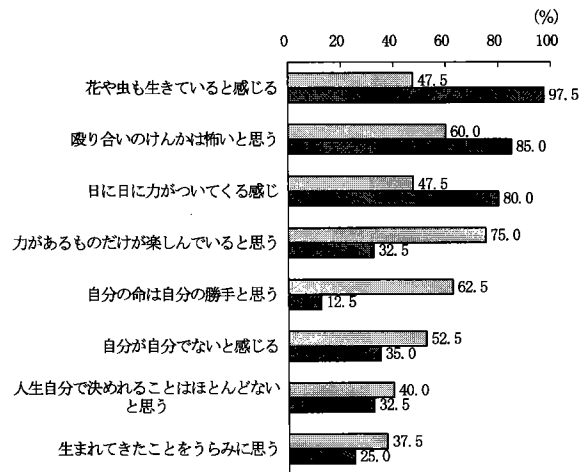
法務総合研究所では、最近の非行少年の質的分析を行うため、非行少年に対する意識調査（分析対象者は平成17年2月14日から同年4月15日までの2か月間に観護措置により全国の少年鑑別所に入所した2,897人。以下「少年鑑別所意識調査」という。）を行った。少年鑑別所意識調査における同種質問に対して、各項目に「該当」と回答した者の比率は、「家族のこと」63.8%、「警察に捕まること」12.8%、「自分で自分が嫌になるから」4.8%、「友達から仲間外れになること」3.7%、「学校や職場に対する迷惑のこと」3.3%、「社会から白い目で見られること」1.5%、「特に心のブレーキになるものはなかった」2.4%であり、重大事犯少年の「現在」の心のブレーキの認識は、この調査結果と大きく違わなかった。

自己意識の変化は、図 4-3-4 のとおりである。

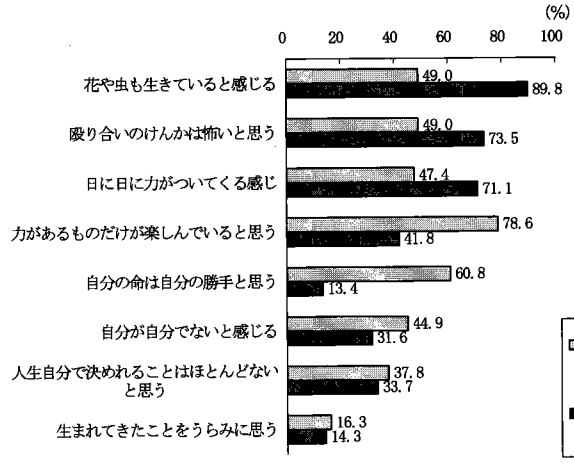
少年院在院者、刑務所在所者ともに、事件前と現在を比較すると、「花や虫も生きていると感じる」、「殴り合いのけんかは怖いと思う」、「日に日に力がついてくる感じ」といった自然との共生感、暴力否定的な意識及び充実感が上昇し、「自分の命は自分の勝手と思う」などの自己中心的、自己否定的な意識等が低下していた。

図 4 - 3 - 4 自己認識の変化

① 少年院



② 刑務所



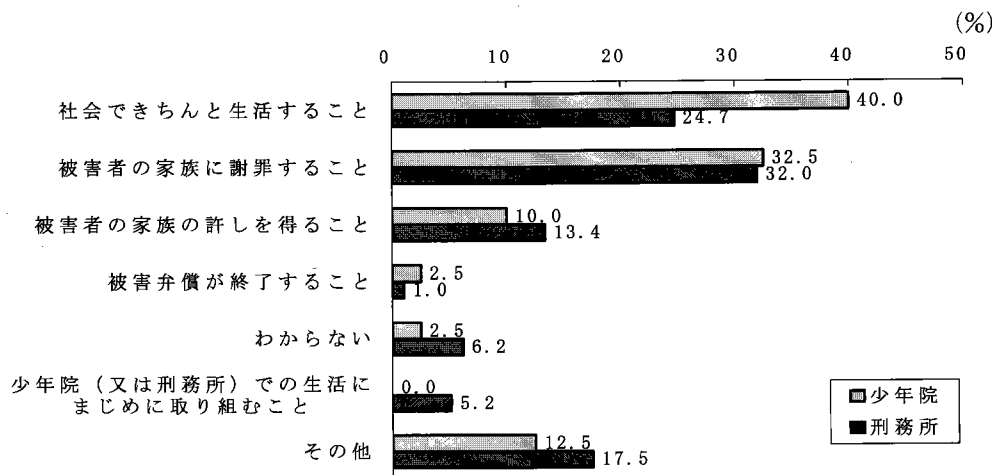
注 1 「よくあった」及び「ときどきあった」を合計した比率である。
2 無回答を除く。

4 社会復帰後に関する認識

罪の償いに関する認識について、「『罪の償い』として一番大切なことは何ですか」と質問した。罪の償いに関する認識は、図 4 - 4 - 1 のとおりである。

少年院在院者は、「社会できちんと生活すること」(40.0%)と回答した者の比率が最も高く、次いで、「被害者の家族に謝罪すること」(32.5%)や「被害者の家族の許しを得ること」(10.0%)といった被害者に関する回答をした者の比率が高かった。刑務所在院者は、「被害者の家族に謝罪すること」(32.0%)と回答した者の比率が最も高かった。「社会できちんと生活すること」は、24.7%であり、少年院在院者の40.0%と比較すると、かなり低かった。

図 4 - 4 - 1 罪の償いに関する認識

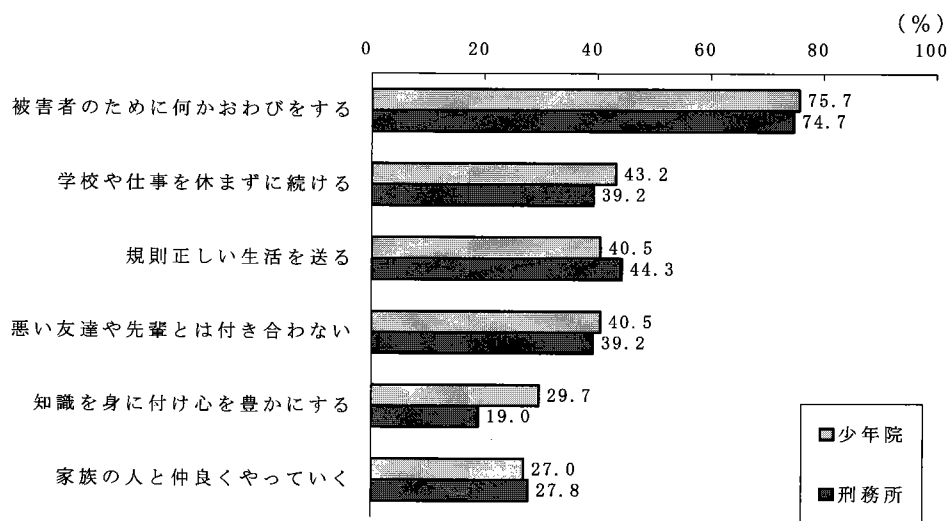


注 1 単一回答である。
2 無回答を除く。

社会復帰後の大切な事項について、「施設を出てからの生活で、どのようなものを大切と考えていますか」と質問した。社会復帰後の大切な事項に関する認識は、図4-4-2のとおりである。

少年院在院者、刑務所在所者ともに、「被害者のために何かおわびをする」ことの大切さを認識する者の比率が最も高かった。また、「学校や仕事を休まずに続ける」、「規則正しい生活を送る」、「悪い友達や先輩とは付き合わない」といった健全な生活を送り、不良交友をしないことが上位になっていた。

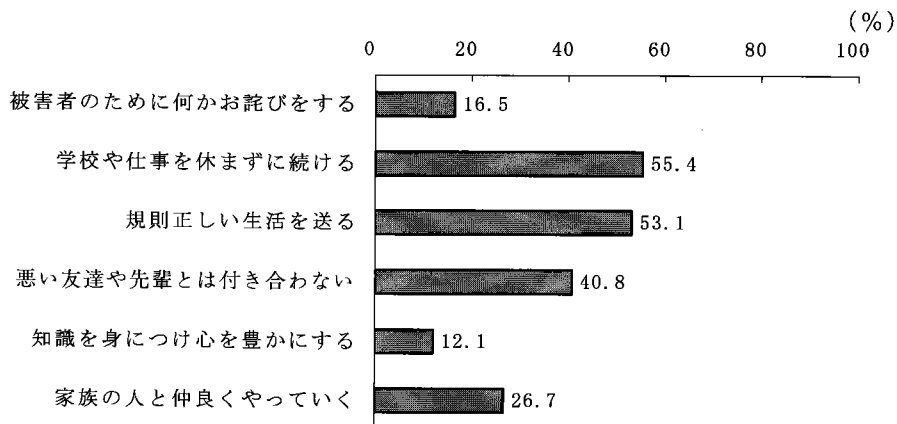
図4-4-2 社会復帰後の大切な事項に関する認識



- 注 1 最大三つまでの複数回答である。
2 無回答を除く。

少年鑑別所意識調査における、同様の事項に関する認識は、図4-4-3のとおりである。重大事犯少年の方が、圧倒的に「被害者のために何かおわびをする」と回答した者の比率が高く、被害者への謝罪を社会復帰の前提となる大切な事項と重大事犯少年が認識していることがうかがわれる。

図4-4-3 社会復帰後の大切な事項に関する認識（少年鑑別所意識調査）



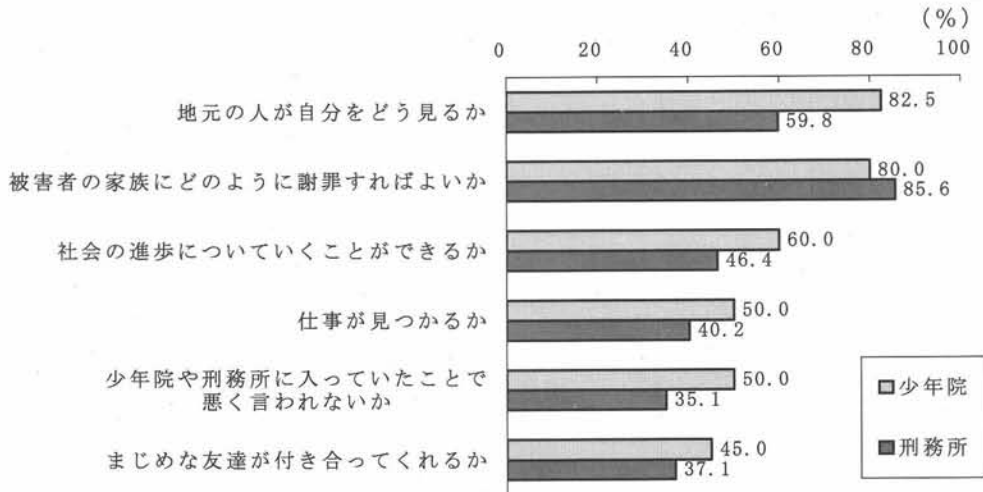
- 注 最大三つまでの複数回答である。

社会復帰後の心配な事項について、「施設を出てからの生活で、どのようなものを心配と考えていますか」と質問した。社会復帰後の心配な事項に関する認識は、図4-4-4のとおりである。

少年院在院者、刑務所在所者ともに、「被害者の家族にどのように謝罪すればよいか」を心配する者の

比率が高く、社会復帰後に大切と考えている被害者への謝罪の方法について悩む者が多いことがうかがえる。また、少年院在院者では、「地元の人が自分をどう見るか」と出院後を心配する者の比率が高いなど、刑務所在所者よりも様々な事項について心配とする比率が高く、出院後の不安をより多く抱えていることがうかがわれる。

図 4-4-4 社会復帰後の心配な事項に関する認識



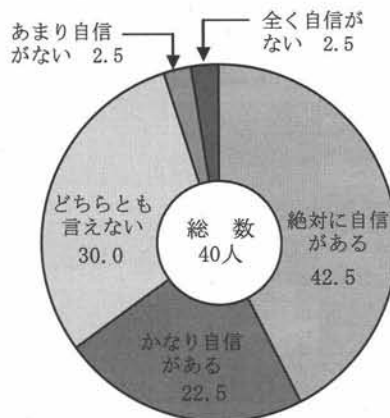
注 1 上限のない複数回答である。
2 無回答を除く。

再犯をしない自信に関する認識について、「施設出院後、また警察に捕まるようなことをしない自信がありますか」と質問した。再犯をしない自信に関する認識は、図 4-4-5 のとおりである。

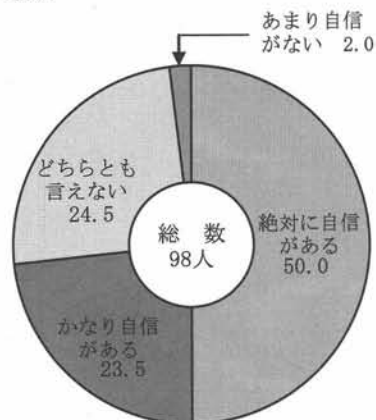
刑務所在所者の方が、少年院在院者よりも「絶対に自信がある」と回答した者の比率が高く、少年院在院者の方が、刑務所在所者よりも「どちらともいえない」と回答した者の比率が高かった。図 4-4-4 で見たように、少年院在院者の方が出院後の不安をより多く抱えていることが再犯に対する自信の乏しさなどにつながっているとも考えられる。

図 4-4-5 再犯しない自信に関する認識

① 少年院



② 刑務所

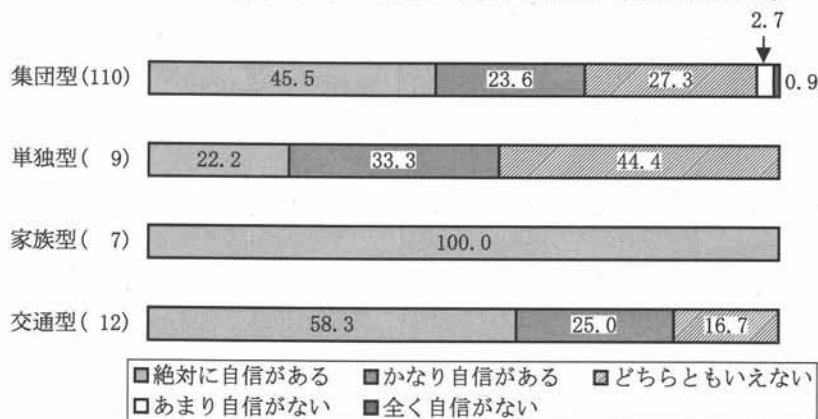


注 単一回答である。

非行類型別にみた再犯をしない自信に関する認識は、図4-4-6のとおりである。

家族型は、全員が「絶対に自信がある」と回答していた。また、単独型は、「どちらともいえない」が44.4%と最も高く、他の非行類型と比較して再犯の自信に乏しいことがうかがわれる。

図4-4-6 再犯しない自信に関する認識（非行類型別）



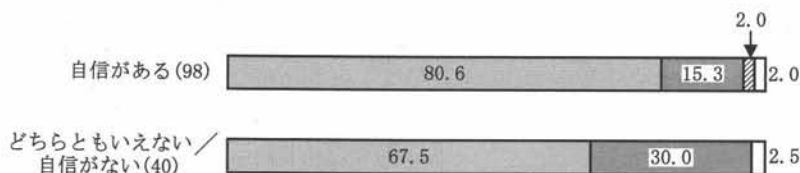
注 () 内は、実人数である。

再犯をしない自信に影響を与えている要因を探るため、図4-3-2で見た、親との関係の認識との関連を検討する。図4-3-3で見たように、非行を思い止まらせる心のブレーキとしては、「家族のこと」が最も多く選択されており、再犯をしない自信と親との関係の認識が密接に関連すると思われるからである。

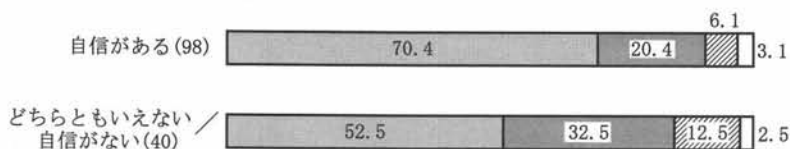
再犯をしない自信に関する認識と親との関係の認識との関連は、図4-4-7のとおりである。

図4-4-7 再犯しない自信に関する認識（親との関係の認識との関連）

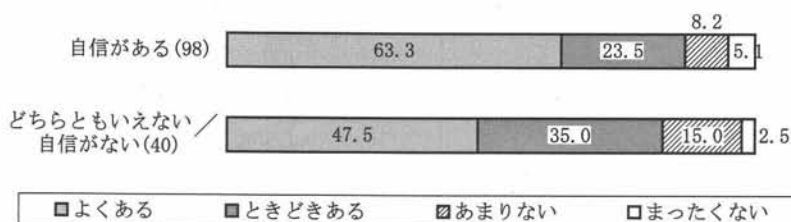
① 愛されている感じ



② 耳をかたむけてくれる感じ



③ 信頼されている感じ



注 1 「自信がある」は、「絶対に自信がある」及び「かなり自信がある」を合計したものであり、「どちらともいえない／自信がない」は、「どちらともいえない」、「あまり自信がない」及び「全く自信がない」を合計したものである。

2 () 内は、実人数である。

「自信がある」（「絶対に自信がある」及び「かなり自信がある」の合計。以下同じ。）及び「どちらともいえない／自信がない」（「どちらともいえない」、「あまり自信がない」及び「自信がない」の合計。以下同じ。）と回答した者について、現在の親との親和的關係の認識に関する質問項目（「愛されている感じ」、「耳をかたむけてくれる感じ」及び「信頼されている感じ」）の回答を比較すると、いずれの質問に対しても、「どちらともいえない／自信がない」とした者よりも、「自信がある」と回答した者の方が、親に対して親和的感情を抱くことが「よくある」とする比率が高かった。このことから、親との関係を良好に認識している者ほど、再犯しない自信を強く示していることがうかがわれる。

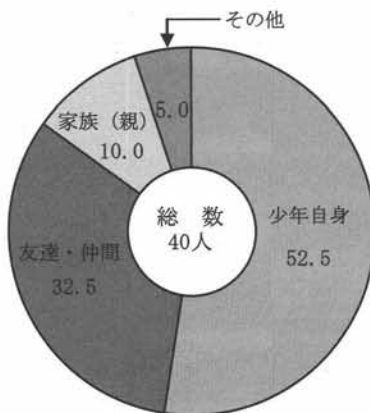
5 非行原因、少年法等に関する認識

非行原因に関する認識は、図4-5-1のとおりである。

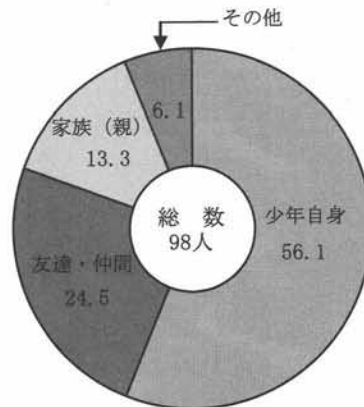
少年院在院者、刑務所在所者ともに、「少年自身」と回答した者の比率が、半数以上であった。他方、「友達・仲間」と回答した者の比率は、少年院在院者の方がやや高く、「家族（親）」と回答した者の比率は、刑務所在所者の方が高かった。なお、少年鑑別所意識調査において、同様の質問をしたところ、「自分自身」53.0%、「友達・仲間」32.7%、「家族（親）」8.4%及び「その他」5.9%であり、重大事犯少年の少年院在院者の非行原因に関する認識とほぼ同じであった。

図4-5-1 非行原因に関する認識

① 少年院



② 刑務所



非行少年処遇に関する意見は、図4-5-2のとおりである。

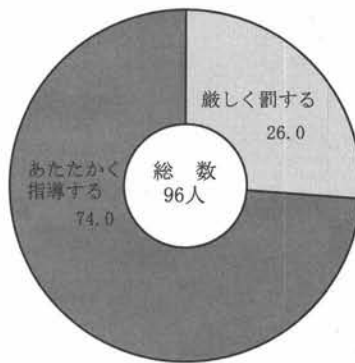
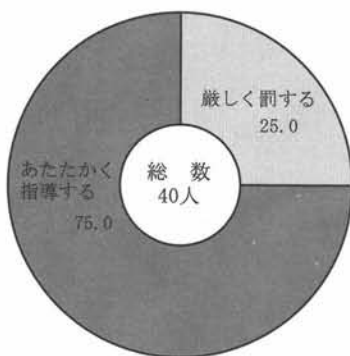
少年院在院者、刑務所在所者ともに、「厳しく罰する」及び「あたたかく指導する」と回答した者の比率は、ほぼ同じであった。

少年鑑別所意識調査における、同様の意見は、図4-5-3のとおりである。重大事犯少年の方が、「厳しく罰する」と回答した者の比率が高かった。

図 4 - 5 - 2 非行少年処遇に関する意見

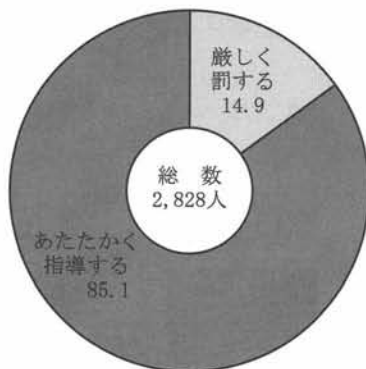
① 少年院

② 刑務所



注 無回答を除く。

図 4 - 5 - 3 非行少年処遇に関する意見（少年鑑別所意識調査）



注 無回答を除く。

少年法に関する知識は、図 4 - 5 - 4 のとおりである。

少年法に関する知識について、「知っていた」（「よく知っていた」及び「少し知っていた」の合計。以下同じ。）と回答した者の比率を、質問ごとに比較すると、3の「14歳未満の少年であれば、少年院や刑務所には入らない」が最も高く、次いで、1の「被害者を死亡させた事件を起こした16歳以上の少年は、原則として大人と同様に地方裁判所で裁判を受け、刑務所に入るなどの処分を受ける」であり、2の「14歳以上の少年であれば、大人と同様に地方裁判所で裁判を受け、刑務所に入るなどの処分を受ける場合もある」が最も低かった。

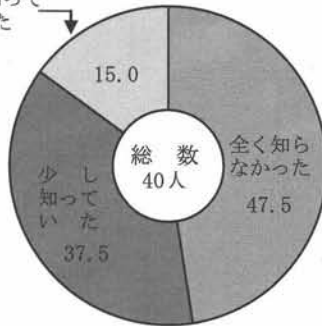
少年院在院者と刑務所在所者について比較すると、すべての質問において、少年院在院者の方が「知っていた」と回答した者の比率が高かった。

図 4 - 5 - 4 少年法に関する知識

1 被害者を死亡させた事件を起こした16歳以上の少年は、原則として大人と同様に地方裁判所で裁判を受け、刑務所に入るなどの処分を受ける。

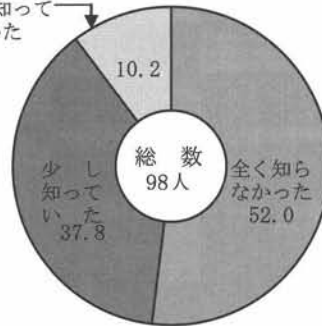
① 少年院

よく知っていた



② 刑務所

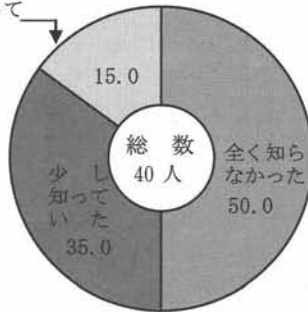
よく知っていた



2 14歳以上の少年であれば、大人と同様に地方裁判所で裁判を受け、刑務所に入るなどの処分を受ける場合もある。

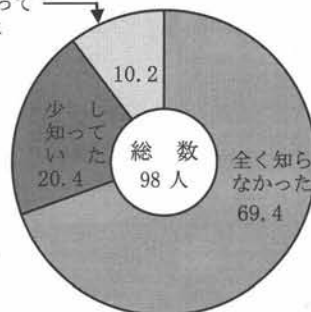
① 少年院

よく知っていた



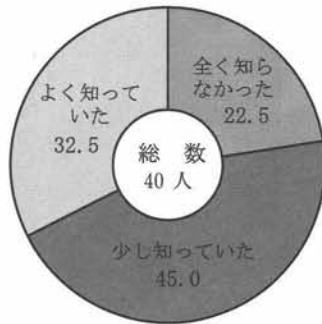
② 刑務所

よく知っていた

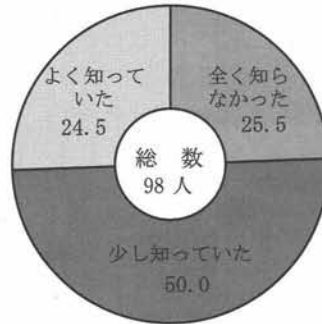


3 14歳未満の少年であれば、少年院や刑務所には入らない

① 少年院



② 刑務所



第5 重大事犯少年の矯正施設における処遇

1 少年院における処遇

(1) 少年院調査対象者の属性

調査対象者278人のうち、少年院送致とされた者は、123人（44.2％）であり、このうち、原則逆送少年で少年院送致とされた者は90人（起訴後、地方裁判所の審理の結果、家庭裁判所に移送され、少年院送致とされた10人を含む。）であった。少年院送致決定の種別は、中等少年院送致が76人（84.4％）、特別少年院送致が9人（10.0％）、医療少年院送致が5人（5.6％）であった。中等少年院送致の76人のうち、一般短期処遇は11人（14.5％）、長期処遇は65人（85.5％）であった。また、原則逆送少年で少年院送致とされた90人のうち、平成17年3月31日までに少年院を出院した者は、52人（57.8％）であった。

ここでは、この52人の少年院出院者（以下「少年院調査対象者」という。）に対して、少年院において、どのような処遇計画を立て、どのような処遇を行ったかについて、法務省矯正局の資料に基づいて分析を行った。

少年院調査対象者を男女別に見ると、男子43人（82.7％）、女子9人（17.3％）であった。非行名別・非行類型別に見ると、表5-1-1のとおりである。

非行名では、傷害致死が35人（67.3％）と最も多く、次いで、殺人が12人（23.1％）であった。非行類型別では、集団型が34人（65.4％）と最も多く、次いで、家族型が14人（26.9％）であった。

表5-1-1 非行名別・非行類型別少年院調査対象者

非 行 名	総 数	集団型	単独型	家族型	交通型
総 数	52 (100.0)	34 (65.4)	3 (5.8)	14 (26.9)	1 (1.9)
殺 人	12 (100.0)	—	1 (8.3)	11 (91.7)	—
強 盗 致 死	3 (100.0)	3 (100.0)	—	—	—
傷 害 致 死	35 (100.0)	31 (88.6)	2 (5.7)	2 (5.7)	—
危 険 運 転 致 死	1 (100.0)	—	—	—	1 (100.0)
保護責任者遺棄致死	1 (100.0)	—	—	1 (100.0)	—

注（ ）内は、構成比である。

少年院調査対象者を入院少年院種別・非行類型別に見ると、表5-1-2のとおりである。

入院した少年院の種別は、中等少年院が48人と92.3％を占めていた。家族型で医療少年院に入院した2人は、人格障害の疑いのある者と非定型精神病の疑いのある者であった。なお、中等少年院へ入院したものの、在院中に心因反応と診断され、医療少年院に移送され、医療少年院から出院した者が1人いた。

表5-1-2 入院少年院種別・非行類型別少年院調査対象者

種 別	総 数	集団型	単独型	家族型	交通型
総 数	52 (100.0)	34 (65.4)	3 (5.8)	14 (26.9)	1 (1.9)
中等少年院	48 (100.0)	33 (68.8)	3 (6.3)	11 (22.9)	1 (2.1)
特別少年院	2 (100.0)	1 (50.0)	—	1 (50.0)	—
医療少年院	2 (100.0)	—	—	2 (100.0)	—

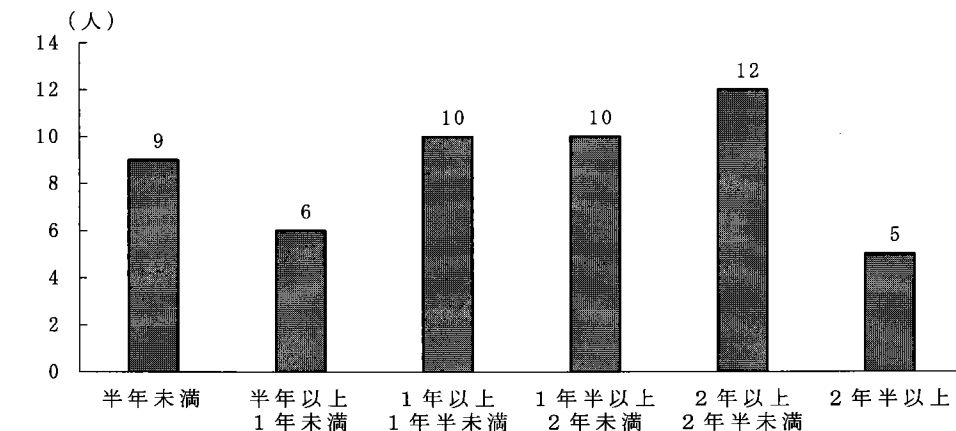
注（ ）内は、構成比である。

(2) 個別的処遇計画の内容

個別的処遇計画は、家庭裁判所が一般短期処遇勧告を行った場合にはそれに従い、その他の処遇勧告を行った場合にはその勧告の趣旨を十分に尊重して立案されている。個別的処遇計画で設定した教育期間は、図 5-1-3 のとおりである。

家庭裁判所から一般短期処遇の処遇勧告があった 9 人は、教育期間を半年未満に設定していた。他方、収容期間について 2 年から 3 年程度の家庭裁判所の処遇勧告があった者が多く、設定された教育期間の幅は、最大 3 年まで広がっていた。

図 5-1-3 個別的処遇計画で設定した教育期間



注 法務省矯正局の資料による。

非行名別に個別的処遇計画で設定した教育期間を見ると、殺人は、2 年以上が 5 人 (41.7%) であり、強盗致死は、3 人全員が 2 年以上の設定であった。傷害致死は、設定された教育期間が半年以内から 2 年半以上まで散らばっており、2 年以上の設定が 9 人 (25.7%) であった。他方、危険運転致死の 1 人は、家庭裁判所から一般短期処遇勧告がなされており、半年未満の設定であった。保護責任者遺棄致死の 1 人は、1 年半の設定であった。

個別的処遇計画で設定した個人別教育目標の内容は、図 5-1-4 のとおりである。

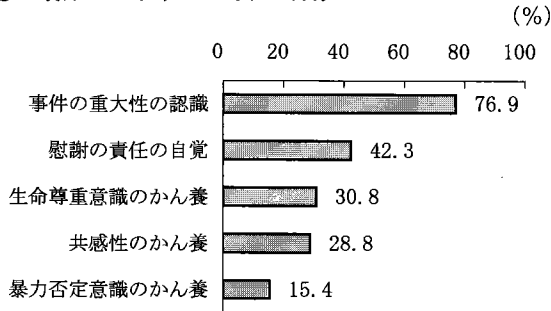
贖罪・生命尊重に関連する分野では事件の重大性の認識に関する目標、自己改善に関連する分野では主体性・自立性の向上に関する目標、対人関係に関連する分野では対人関係構築力の向上に関する目標、社会復帰に関連する分野では将来の生活設計に関する目標が、それぞれ多く設定されていた。

なお、入院当初に設定された個別的処遇計画の教育期間及び個人別教育目標等は、目標達成が容易でないと見込まれるとき、保護環境上の変動があったとき等、随時、その内容が検討され、修正又は変更される。少年院調査対象者中、心因反応により精神面での不調を来し、一般少年院から医療少年院に移送された少年等の場合には、個別的処遇計画の内容の修正・変更が行われていた。

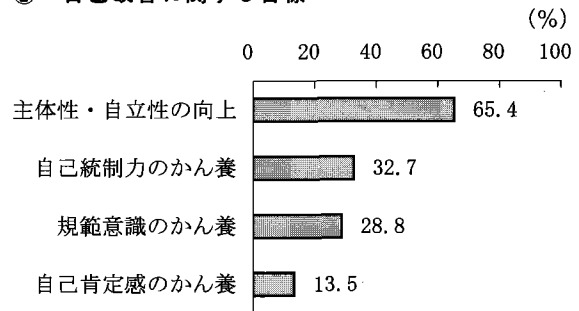
個人別教育目標の内容を非行類型別に見ると、集団型では、事件の重大性の認識に関する目標が 67.6% と最も多く設定されており、次いで、主体性・自立性の向上に関する目標が 64.7% であった。他の非行類型と比較すると、集団型では、勤勉性・職業技能向上に関する目標が 52.9%、不良交友関係の絶縁に関する目標が 41.2% と比較的多く設定されていた。家族型では、事件の重大性の認識に関する目標が 92.9% と最も多く設定されていたが、保護者との関係修復に関する目標及び共感性のかん養に関する目標が 57.1% と、他の非行類型と比較して多く設定されていたのが特徴的であった。

図 5 - 1 - 4 個別的処遇計画で設定した個人別教育目標の内容

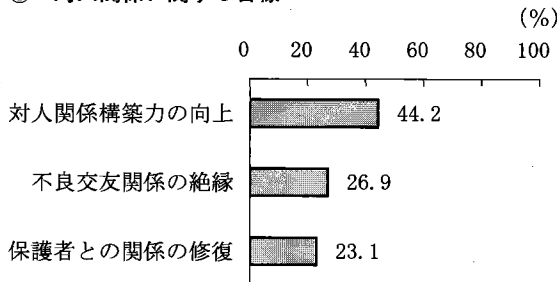
① 贖罪・生命尊重に関する目標



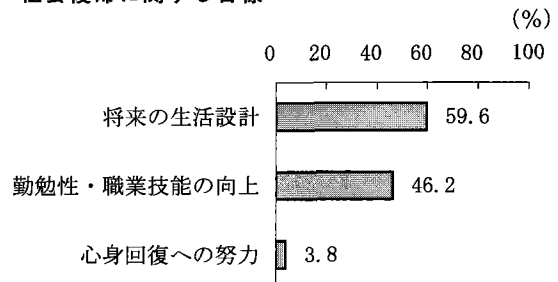
② 自己改善に関する目標



③ 対人関係に関する目標



④ 社会復帰に関する目標



注 項目に該当する者の比率である。

(3) 教育の実施状況

少年院では、重大事犯少年の場合、事件の重大性の認識、慰謝の責任の自覚等の個人別教育目標の達成が特に重要であるとされている。

被害者の視点を取り入れた教育及び治療的教育の実施状況は、図 5 - 1 - 5 のとおりである。

作文指導（事件・被害者関係）、篤志面接委員等との面接、月命日内省（毎月の被害者が亡くなった日に当たる日に事件や被害者について内省を深めさせること）、ロールレタリング（対被害者）等が多くの少年に実施されており、少年院調査対象者52人のうち10人（19.2%）に対して犯罪被害者・遺族による講演が実施されていた。また、個別担任の教官による個別面接及び日記指導等の様々な教育方法が実施されていた。

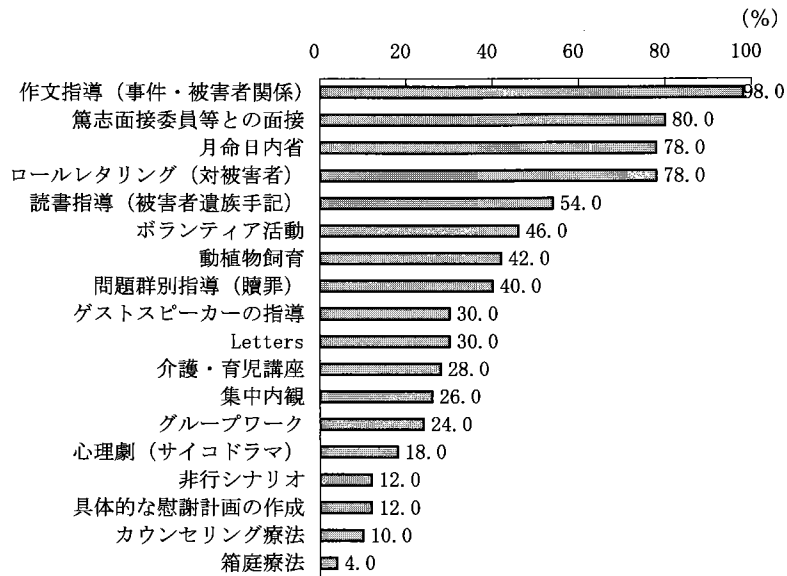
被害者の視点を取り入れた教育及び治療的教育の実施状況の特徴を非行類型別に見ると、集団型では、読書指導（被害者遺族の手記）が60.6%、ゲストスピーカーによる指導が36.4%、グループワークが30.0%に実施されるなど、様々な形態を用いて教育が行われているのに対し、家族型では、篤志面接委員等との面接が92.3%、カウンセリングが23.1%に実施されるなど、個別的な働き掛けが行われているのが特徴的である。これは、それぞれの問題性に合わせて、少年院がプログラムを実施していることを反映したものと考えられる。

保護者に対する働き掛けの実施状況は、図 5 - 1 - 6 のとおりである。

保護者会において保護者に対する働き掛けを行った者の比率が84.6%と最も高かった。さらに、個別的な働き掛けとして、保護者面談並びに少年、保護者及び少年院教官による三者面談が実施されており、保護者会に出席しなかった保護者に対しても、面会等の機会を利用して、積極的に働き掛けを実施していることがうかがわれた。また、実母が心情的に不安定で、親子関係に大きな問題のあった兄殺しの事例において、少年及びその家族に対してファミリーカウンセリングが定期的に実施されていた。

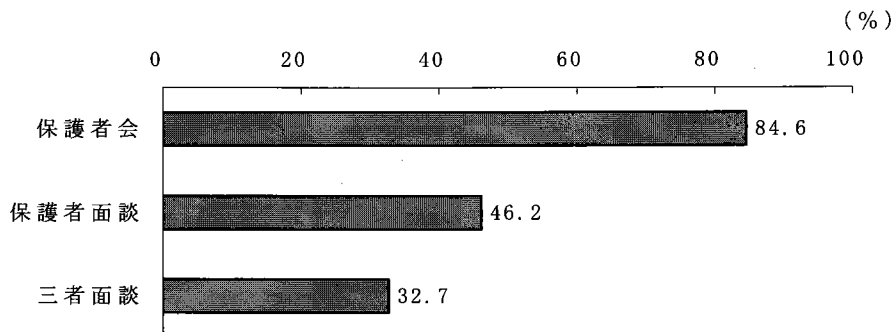
被害者遺族へ謝罪の手紙を出した者は、家族型を除いた38人のうち9人（23.7%）であり、手紙の回

図 5 - 1 - 5 被害者の視点を取り入れた教育・治療的教育の実施状況



- 注 1 教育及び治療的教育の実施状況が不明の2人を除く。
 2 「篤志面接委員等」には、生命と心の相談員及び教誨師を含む。
 3 「ボランティア活動」とは、老人ホーム等での介護福祉実践活動をいう。
 4 「Letters」は、被害者の視点を取り入れた指導教材の名称である。
 5 「非行シナリオ」は、非行時の自分の言動をシナリオ形式にまとめさせ、事件を客観的に振り返らせた指導方法の総称である。
 6 項目に該当する者の比率である。

図 5 - 1 - 6 保護者に対する働き掛けの実施状況



注 項目に該当する者の比率である。

数は、1回が7人、3回が2人であった。謝罪の手紙を出した契機は、「本人から自発的に」が4人と最も多く、「民事和解条件」及び「付添人の指導」が2人、「施設の指導」が1人であった。謝罪の手紙を被害者遺族へ直接送った者が1人、保護者を介して送った者が5人、付添人等を介して送った者が3人であった。また、被害者遺族へ具体的な慰謝計画を提示した者は、6人であった。

全般的な処遇経過としては、少年院における様々な働き掛けを通して、自らの問題を見つめ直し、改善し、出院に至っている。ただ、出院時の処遇成績が良好であった者も入院当初から良好な状態であったわけではない。入院時には、事件の原因を共犯者に押し付けようとする意識が強かったり、周囲に同調しやすいという自分の問題を意識するあまり、何事にも消極的であったり、収容期間の長さに不満を抱いたりするなどの問題が見られた。しかし、教官による指導、保護者との交流等を通じて行動面、意識面に大きな改善が見られている。

一方、問題性が大きく、処遇に困難を来した主な事例は、次のとおりである。

暴力によるストレス発散傾向が強かった傷害致死の事例（集団型の男子）

主犯が成人の集団傷害致死事件に同調的に関与し、特別少年院送致とされた事例。

入院後も周囲の状況に影響されやすく、教官に対して暴力を振るう規律違反を引き起こした。家庭的には、幼少期から酒癖が悪く暴力的な父親にほんろうされ続け、い縮しがちな性格傾向が形成されてきていたが、そうした弱さを見せまいと虚勢を張り、暴力によってストレスの発散を図ろうとする姿勢が身に付いていた。

こうした少年に対し、部外者による継続的なカウンセリングを実施し、心情の安定を図るとともに、暴力という手段を用いることの問題性に目を向けさせた結果、徐々に落ち着いて課題に取り組むようになった。また、弁護士の指導によって具体的感謝計画を被害者の遺族に提示し、受け入れられたことによって、真しな姿勢で和解金を支払っていく決意を固めるようになった。

付和雷同性が強く、内省が深まらなかった傷害致死の事例（集団型の男子）

仲間の悪口を言ったとして、被害者に集団で暴行を加えた傷害致死事件に関与し、中等少年院送致とされた事例。

寮集団の中で生活が不良な者に付和雷同しようとする傾向が強く、規律違反を繰り返した。両親が共働きで、甘えられずに寂しい思いをしてきたというひがみが強く、大人に甘えたい気持ちを残しているが、意地を張って素直に甘えることができず、仲間集団に迎合しやすかった。

こうした少年に対し、犯罪被害者について考えさせるグループワークに参加させたり、担任教官による個別面接を繰り返し実施した。その最中に、父親の死に直面し、これまでの親子関係を見直していこうとする姿勢も強まり、責任感やリーダーシップも徐々に発揮できるようになった。

困難場面で不安を強めやすかった事例（集団型の女子）

年長の成人共犯に追従して強盗殺人に加担し、中等少年院送致とされた事例。

当初は少年院生活に前向きに取り組んでいたが、次第に心情不安定となり、悲観的な気分支配され、極端な食欲不振状態に陥った。もともと動作が遅く、不器用な少年であったが、神経質な父親、気持ちにゆとりの乏しい母親によって、干渉的な養育が行われ、現実対処力の乏しさや不安になりやすい傾向が顕著に認められた。

こうした少年に対し、精神医療面での配慮を優先して、いったん医療少年院に移送し、精神科医による精神療法を集中的に行い、症状の回復を見たことから、再び元の少年院へ戻した。その後も、しばらくは身体面での不調をたびたび訴え、個室で休養をとる状態が続いたが、少年及び保護者に対する面談指導等を継続的に行った結果、家族関係に改善が見られ、両親と共に贖罪を続けていこうとする気持ちが強まり、供養のために写経を行ったりするようになった。

自分の中だけでマイナスの感情を増幅させがちだった事例（家族型の男子）

家族に暴力を振るっていた実父を殺害し、中等少年院送致とされた事例。

少年院入院後、シーツやタオルをつなぎ合わせて「嫌なことがあったら、いつでも死ねる準備をしている」と言ったり、自傷行為や異物えん下等の問題行動が続いた。被害感や自己嫌悪感が顕著で、それを適切に解消できないまま、自分の中だけでマイナスの感情を増幅させやすかった。

こうした少年に対し、精神医療面での配慮を優先して医療少年院へ移送し、処遇を実施することにした。医療少年院では、精神科医による精神療法を集中的に行ったり、サイコドラマ、担任教官による保護者を含めた三者面談等を実施した。その結果、次第に心情が落ち着き、職員に対しても本心を語ったり、日記等にも不満を表現することができるようになった。ただ、出院後も適切な形でストレス発散ができるかどうかには若干の不安が残った。

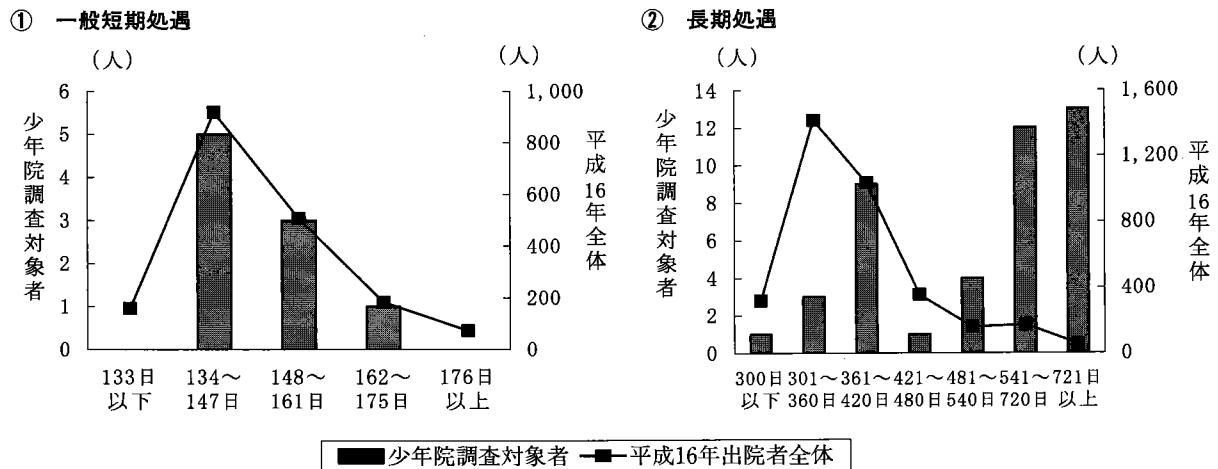
以上のように、事件の悪質性の度合いと少年院内での処遇の困難さが単純に比例するわけではない。むしろ、少年院内での処遇に困難を来す背景には、資質面での問題の根深さ、家族の支えの乏しさ等があることがうかがわれた。特に、集団非行に走りやすい他者依存性の強さ、混乱した家庭環境の中で放置されてきた情緒面での未成熟さ等によって、少年院の集団処遇にうまく乗れず、規律違反や自殺未遂等の問題行動を繰り返す者が見られた。これら処遇に困難を来した少年に対しては、前述のように、数人の教官チームによる集中的な個別処遇の実施、教育期間の延長、他少年院への移送等の様々な働き掛けを行い、問題の改善を確認できた状態で出院させている。

(4) 出院状況

52人の出院事由は、すべて仮退院であった。入院から出院までの在院期間は、図5-1-7のとおりである。

一般短期処遇の9人は、いずれも半年内で出院していた。長期処遇の43人は、平成16年の少年院出院者全体の在院期間と比較すると、在院期間がかなり長くなっている者が多かった。

図5-1-7 在院期間（日数）



注 矯正統計年報及び法務省矯正局の資料による。

出院時の引受人別構成比は、図5-1-8のとおりである。

実父の比率が67.3%と最も高く、次いで、実母(23.1%)、その他の親族(5.8%)、更生保護施設(1.9%)の順であった。地元の暴力団との関係を絶つために、地元から離れた祖母のもとに帰住した者等、積極的な帰住調整が行われた者も含まれていた。

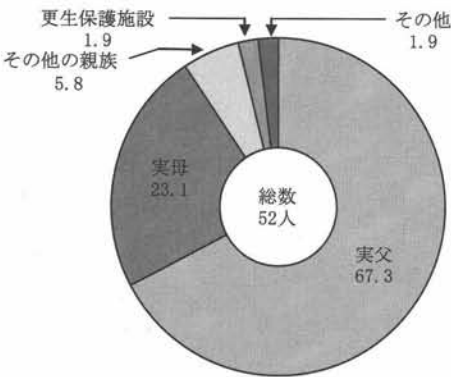
非行類型別に出院時の引受人を見ると、集団型は、実父の比率が79.4%と最も高く、次いで、実母(17.6%)、その他の親族(2.9%)の順であった。単独型の3人は、実父、継父及びその他の親族がそれぞれ1人ずつであった。家族型は、実父の比率が50.0%と最も高く、次いで、実母(35.7%)、その他の親族(7.1%)、更生保護施設(7.1%)の順であった。交通型の1人は、実母が引受人であった。

出院時の進路別構成比は、図5-1-9のとおりである。

就職希望の者が多いが、就職先が決定していた者の比率は、25.0%にとどまっていた。復学・進学希望者も学校が決定していた者の比率は、3.8%にとどまっていた。

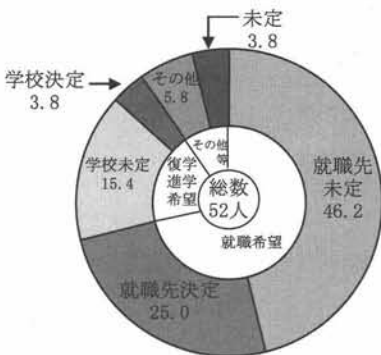
非行類型別に出院時の進路を見ると、集団型は就職先が決定していた者の比率が32.4%と他の非行類型と比較してやや高かった。他方、家族型は、復学・進学希望であるが学校が決定していない者の比率が28.6%と他の非行類型と比較してやや高かった。

図 5 - 1 - 8 出院時の引受人別構成比



注 法務省矯正局の資料による。

図 5 - 1 - 9 出院時の進路別構成比



注 1 法務省矯正局の資料による。
2 「その他」は、家事手伝い（2人）及び療養生活（1人）である。

2 刑務所における処遇

(1) 刑務所調査対象者の属性

調査対象者278人のうち、平成16年 3月31日までに刑が確定した51人の少年受刑者（以下「刑務所調査対象者」という。）を対象に、17年 2月 1日までの時点で、刑務所においてどのような処遇計画を立て、どのような処遇を行っているかを法務省矯正局の資料に基づいて分析を行った。なお、刑務所調査対象者は、すべて男子で、少年刑務所に収容されていた。

刑務所調査対象者を罪名別・裁判結果別に見ると、表 5 - 2 - 1 のとおりである。

罪名では、傷害致死が41人（80.4%）と大半を占めており、裁判結果では、長期が「3 年を超え 5 年以下」の不定期刑が25人（49.0%）と最も多かった。

表 5 - 2 - 1 罪名別・裁判結果別刑務所調査対象者

罪 名	総 数	無期懲役	有 期 懲 役			
			定 期 刑	不 定 期 刑		
				10年超え 15年以下	5 年超え 10年以下	3 年超え 5 年以下
総 数	51 (100.0)	1 (2.0)	1 (2.0)	23 (45.1)	25 (49.0)	1 (2.0)
殺 人	4 (100.0)	—	—	4 (100.0)	—	—
強 盗 致 死	4 (100.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	2 (50.0)	—	—
傷 害 致 死	41 (100.0)	—	—	16 (39.0)	24 (58.5)	1 (2.4)
危険運転致死	2 (100.0)	—	—	1 (50.0)	1 (50.0)	—

注 法務省矯正局の資料及び法務総合研究所の調査による。

刑務所調査対象者を罪名別・非行類型別に見ると、表 5 - 2 - 2 のとおりである。

家族型はおらず、集団型の傷害致死が40人（78.4%）と大半を占めていた。

(2) 個別的処遇計画の内容

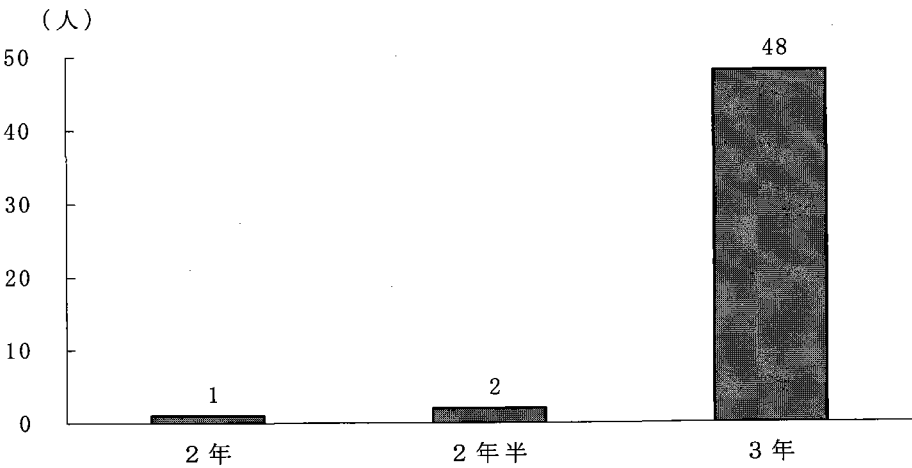
少年受刑者に対する個別的処遇計画に基づく処遇実施期間は、収容後、満20歳に達するまでの期間が3 年に満たない者は、収容後 3 年間を目安とし、その余の者は、満20歳に達するまでの期間とされている。ただし、前記期間内に釈放される者は、釈放までの期間とされている。個別的処遇計画で設定した処遇実施期間は、図 5 - 2 - 3 のとおりである。

表 5－2－2 罪名別・非行類型別刑務所調査対象者

罪 名	総 数	集団型	単独型	交通型
総 数	51 (100.0)	45 (88.2)	4 (7.8)	2 (3.9)
殺 人	4 (100.0)	2 (50.0)	2 (50.0)	—
強 盗 致 死	4 (100.0)	3 (75.0)	1 (25.0)	—
傷 害 致 死	41 (100.0)	40 (97.6)	1 (2.4)	—
危険運転致死	2 (100.0)	—	—	2 (100.0)

注 1 法務省矯正局の資料及び法務総合研究所の調査による。
2 () 内は、構成比である。

図 5－2－3 個別的処遇計画で設定した処遇実施期間



注 法務省矯正局の資料による。

3 年の処遇実施期間を設定された者は、48 人 (94.1%) であった。

個別的処遇計画で設定した個人別処遇目標の内容は、図 5－2－4 のとおりである。

贖罪・生命尊重に関連する分野では慰謝の責任の自覚に関する目標、自己改善に関連する分野では自己統制力のかん養に関する目標、対人関係に関連する分野では対人関係構築力の向上に関する目標、社会復帰に関連する分野では勤勉性・職業技能の向上に関する目標が、それぞれ多く設定されていた。

(3) 処遇の実施状況

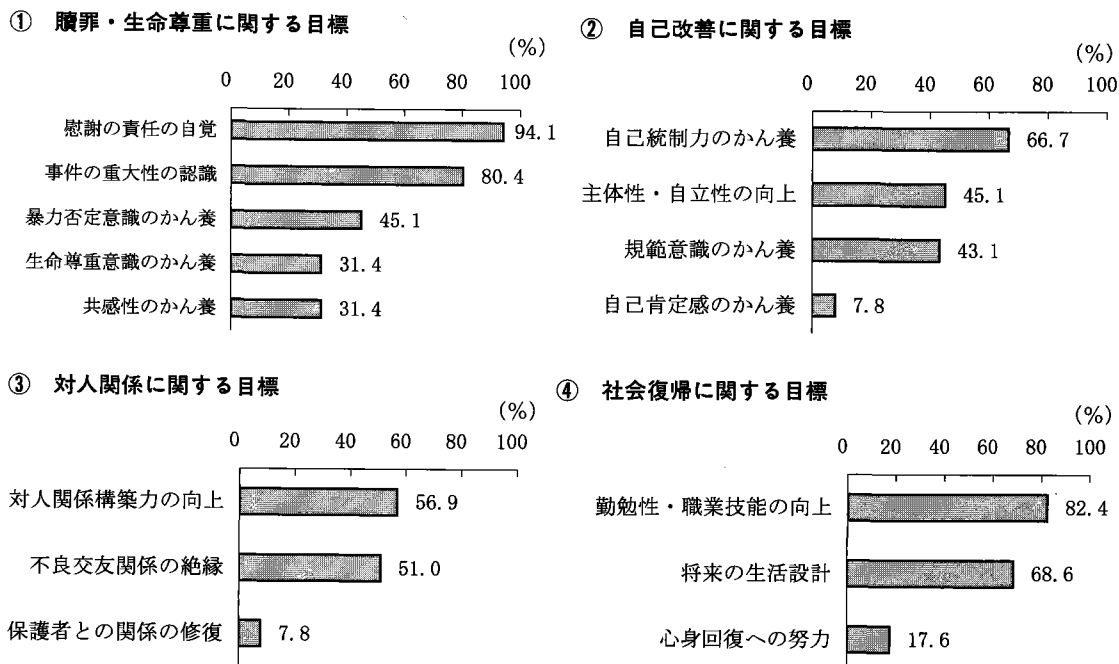
刑務所調査対象者51人のうち、平成17年2月1日までに出所した者は、仮出獄の3人だけであり、その余の48人は刑務所在所中である。したがって、以下の処遇の実施状況は、多くの者が途中経過の実施状況であることに留意が必要である。

少年受刑者に対する処遇は、重大事犯の場合、事件の重大性の認識、慰謝の責任の自覚等の個人別教育目標の達成が特に重要であるとされている。

被害者の視点を取り入れた教育等の実施状況は、図 5－2－5 のとおりである。

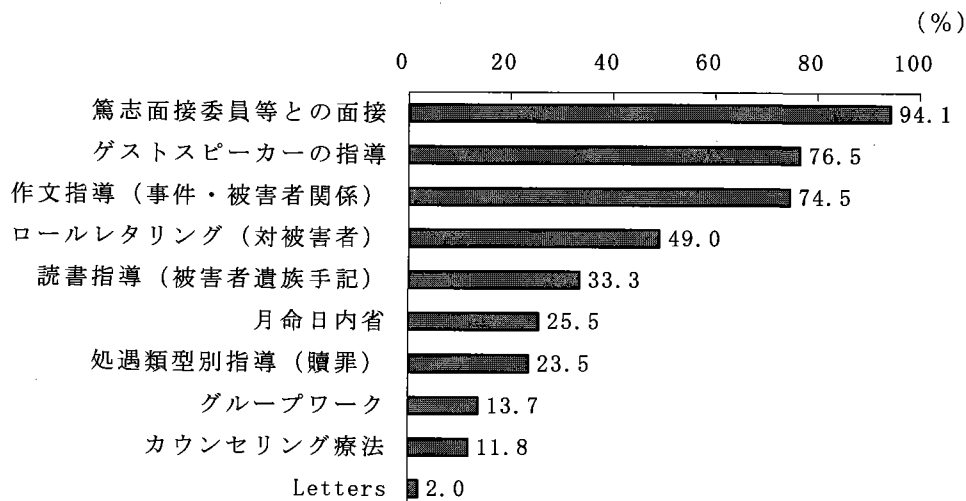
篤志面接委員等との面接、ゲストスピーカーによる指導、作文指導（事件及び被害者関係）等が多く実施されており、刑務所調査対象者51人のうち28人（54.9%）に対して犯罪被害者・遺族による講演が実施されていた。また、個別担任の教官による個別面接及び日記指導等が実施されていた。

図 5 - 2 - 4 個別的処遇計画で設定した個人別処遇目標の内容



注 1 法務省矯正局の資料による。
 2 項目に該当する者の比率である。

図 5 - 2 - 5 被害者の視点を取り入れた教育等の実施状況



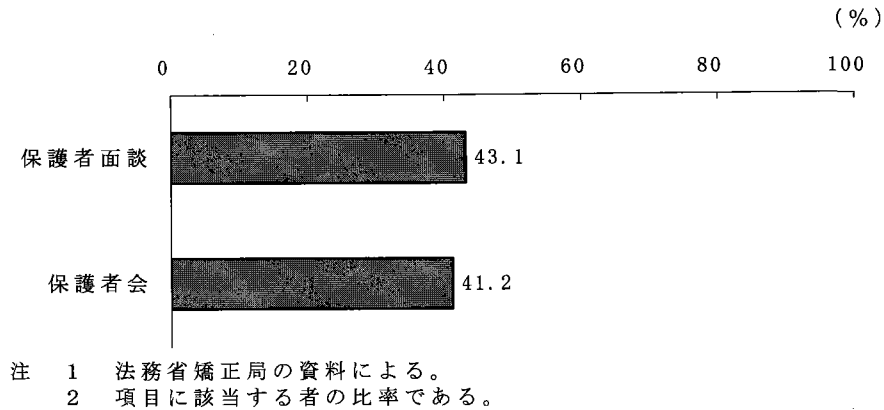
注 1 法務省矯正局の資料による。
 2 「篤志面接委員等」は、教誨師を含む。
 3 「Letters」は、被害者の視点を取り入れた指導教材の名称である。
 4 項目に該当する者の比率である。

保護者に対する働き掛けの実施状況は、図 5 - 2 - 6 のとおりである。

保護者会による働き掛けは、21人 (41.2%) に対して実施されていた。さらに、個別的な保護者への働き掛けとして、保護者面談が22人 (43.1%) に対して行われていた。

被害者遺族へ謝罪の手紙を出した者は、15人 (29.4%) であり、手紙の回数は、1回が6人、2回が3人、3回が5人、4回が1人であった。謝罪の手紙を出した契機は、「民事和解条件」が5人と最も多く、「本人から自発的に」が4人、「保護者の指導」が3人、「被害者遺族の要請」が2人、「施設の指導」

図 5 - 2 - 6 保護者に対する働き掛けの実施状況



が1人であった。謝罪の手紙を被害者遺族へ直接送った者が3人、保護者を介して送った者が12人であった。また、被害者遺族へ具体的慰謝計画を提示した者は、1人であった。

全般的な処遇経過を見ると、入所当初から良好な状態が持続している者が多い。ただし、職業訓練には意欲を示しているが、職員に対してなかなか心を開こうとせず、内心何を考えているのか計りかねる者、可もなく不可もなく生活しているが、職員からの指導をどの程度真剣に受け止めているか分からない者等も見られた。その中で、生活面での問題性が目立った主な事例は、次のとおりである。

仲間との関係維持にばかり目を奪われがちな事例（集団型の男子）

日ごろから気に入らないと思っていた被害者に集団で暴行を加えて死亡させた傷害致死の事例。

入所後も落ち着きが見られず、物品の不正授受行為や自傷行為によって懲罰を受けるなど、自分の問題に向き合うことができない状態が続いた。親への恨みと甘えの両方を強く残しており、親以外の対人関係においても相手との関係維持にばかり目を奪われやすいという問題性が顕著である。

こうした少年に対し、教官による作文指導や篤志面接委員による面接指導を継続的に実施するとともに、外部講師による音楽や書道の情操教育を行っている。また、自動車整備の職業訓練に編入させ、将来の職業生活の自信となる資格取得に向けて、精一杯努力していくように働き掛けを行っている。

反社会的な価値態度が顕著な事例（集団型の男子）

暴走中のトラブルから金属バットで被害者の頭部を殴り、死亡させた傷害致死の事例。

入所後も周囲の雰囲気振り回されて気の緩んだ行動が見られたり、軽はずみな言動で周囲とトラブルになって取調べを受けるなど、低調な生活が続いていた。もともと気弱であるにもかかわらず、周囲の評価を気にして虚勢を張って自分の強さを示そうとする傾向が顕著である。

こうした少年に対し、心理技官による定期的なカウンセリングを実施したり、生命犯を対象としたグループワークに参加させた結果、周囲に流されずに規則を守って生活しようとする姿勢が出てきている。

自分に都合のよい現実認識をしがちで失敗を繰り返しやすい事例（集団型の男子）

暴走族への参加を断ってきた被害者に対する制裁として集団で暴行を加えて死亡させた傷害致死の事例。

入所後から意欲にむらがあり、課題への取組が持続しなかった。周囲に対する配慮が乏しく、言葉遣いも荒いことから周囲からも浮き上がった状態が続いた。自己評価は肯定的であるが、自分に都合のよい現実認識をしがちで、感情のままに動いたりして軽率な失敗をしがちであった。

こうした少年に対し、心理技官による定期的なカウンセリングを実施中であり、その中で現実を客観的にとらえていく構えが徐々に見え始めている。

以上のように、事件の悪質性の度合いと刑務所内での処遇経過が単純に比例するわけではなく、資質面での様々な問題によって不良な生活態度が現れてきていることがうかがわれる。なお、これら生活面での問題が目立った者は、いずれも在所中であり、問題の解決に向けて刑務所内で様々な働き掛けが行われている。

第 6 重大事犯少年の保護観察

1 調査実施方法

(1) 保護観察所調査対象者の属性

調査対象者278人のうち、平成16年 9月30日までに、裁判所の決定又は矯正施設からの仮釈放により保護観察に付された者は、86人であった。この86人の保護観察対象者（以下「保護観察所調査対象者」という。）の、男女別、犯行時年齢別、非行名別、保護観察の種類別、保護観察の終了事由等別の分布は、表 6－1－1 のとおりである。

表 6－1－1 調査対象者の概要

① 男女別

区 分	調査対象者数
総 数	86 (100.0)
男	74 (86.0)
女	12 (14.0)

③ 非行名別

区 分	調査対象者数
総 数	86 (100.0)
殺 人	11 (12.8)
傷 害 致 死	68 (79.1)
危 険 運 転 致 死	3 (3.5)
そ の 他	4 (4.7)

⑤ 保護観察の種類別

区 分	調査対象者数
総 数	86 (100.0)
保護観察処分少年	24 (27.9)
仮 退 院 者	58 (67.4)
仮 出 獄 者	3 (3.5)
保護観察付執行猶予者	1 (1.2)

② 犯行時年齢別

区 分	調査対象者数
総 数	86 (100.0)
14 歳	5 (5.8)
15 歳	18 (20.9)
16 歳	19 (22.1)
17 歳	23 (26.7)
18 歳	10 (11.6)
19 歳	11 (12.8)

④ 非行類型別

区 分	調査対象者数
総 数	86 (100.0)
家 族 型	17 (19.8)
交 通 型	3 (3.5)
集 団 型	59 (68.6)
単 独 型	7 (8.1)

⑥ 保護観察の終了事由等

区 分	総数	期間満了	良好措置 で終了	不良措置 で終了	係属中
総 数	86 (100.0)	23 (26.7)	14 (16.3)	—	49 (57.0)
保護観察処分少年	24 (100.0)	2 (8.3)	9 (37.5)	—	13 (54.2)
少年院仮退院者	58 (100.0)	20 (34.5)	4 (6.9)	—	34 (58.6)
仮 出 獄 者	3 (100.0)	1 (33.3)	1 (33.3)	—	1 (33.3)
保護観察付執行猶予者	1 (100.0)	—	—	—	1 (100.0)

注 () 内は、総数に対する保護観察の終了事由等別構成比である。

男女別では、男子が86.0%、女子が14.0%であり、男子が圧倒的に多い。

犯行時年齢別では、17歳が26.7%で最も多く、15歳、16歳がともに約2割、18歳、19歳がともに約1割であり、14歳は5.8%であった。

非行名別では、傷害致死が約8割と非常に多く、殺人は約1割である。危険運転致死や保護責任者遺棄致死が少数あった。

また、非行類型別では、集団型が59人(68.6%)と最も多く、次いで、家族型の17人(19.8%)であった。

保護観察の種類別では、少年院仮退院者が67.4%と最も多く、次いで、保護観察処分少年が27.9%であった。事件により検察官に逆送され、結果として、刑務所を仮出獄した者は3人、保護観察付き執行猶予者は1人であった。

保護観察の終了事由等を見ると、保護観察係属中の者が57.0%であり、期間満了で終了した者が26.7%、その余が保護観察の成績が良好のため、解除、退院、又は不定期刑の終了により、終了した者であった。

(2) 調査方法

本調査は、保護観察処分少年及び保護観察付き執行猶予者については保護観察事件記録に基づき、少年院仮退院者及び仮出獄者については保護観察事件記録及び環境調整事件記録に基づき、法務総合研究所職員又は調査対象の保護観察事件に係属する保護観察所職員が行った。調査時点は、保護観察係属中の者については平成17年1月～2月、保護観察が終了していた者については保護観察終了時である。

なお、本調査の対象は86件と少なく、対象の属性や事案、成り行き等について、量的に観察するには充分とはいえない。保護観察所調査対象者の属性や類型ごとに見ると、その数は更に少なくなるので、内容に応じて、代替的に、少年の問題性に応じた処遇がどのように展開され、どのような経過をたどったかの理解に資するため、調査対象事例の中から任意に抽出した保護観察事件について、事案の概要、保護観察の状況、被害者に関連する事項を紹介する。

2 調査の結果

(1) 矯正施設収容中の環境調整の状況

通常、環境調整は、対象者の年齢、性別、資質、生活歴、罪質、帰住予定地の環境等を考慮し、保護司を担当者として指名して実施される。担当保護司は、環境調整開始当初に状況の報告をした後においては、その環境に著しい変動が生じたとき、及び変動がなくとも一定の期間ごと（少年院在院者については、おおむね3月ごと）に調査や必要な調整を行っている。

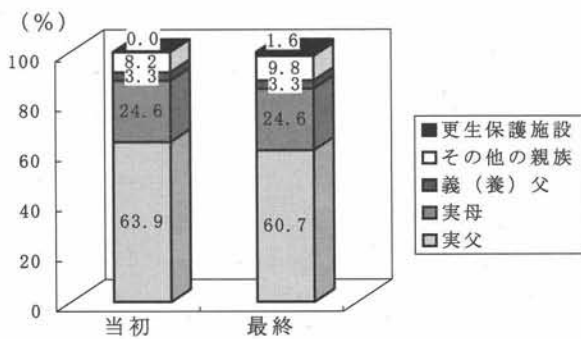
したがって、収容期間の長短により、環境調整の実施回数が異なるため、本調査においては、環境調整開始当初及び仮釈放前の最終の環境調整報告書から、状況を把握することとした。調査対象は、本件により矯正施設に収容された61人である。

ア 環境調整の状況

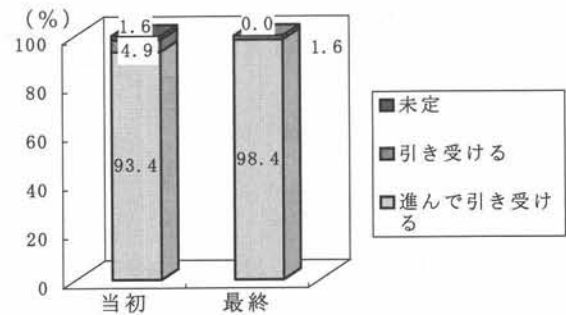
対象者が矯正施設に収容された当初の状況と、仮釈放になる前の状況について調査を行った。図6-2-1は、調査項目である「引受人との関係」、「引受意思」、「本人に対する家族感情」及び「釈放後の生活計画」について、環境調整開始当初及び仮釈放前の最終の状況とで比較したものである。

図 6 - 2 - 1 環境調整の状況

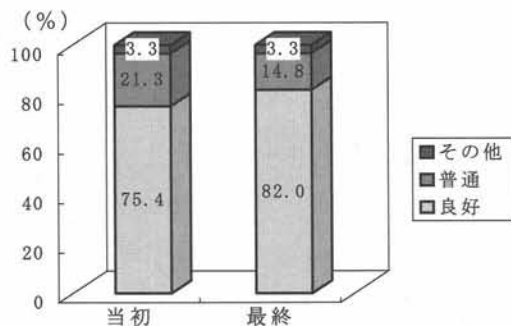
① 環境調整時の引受人



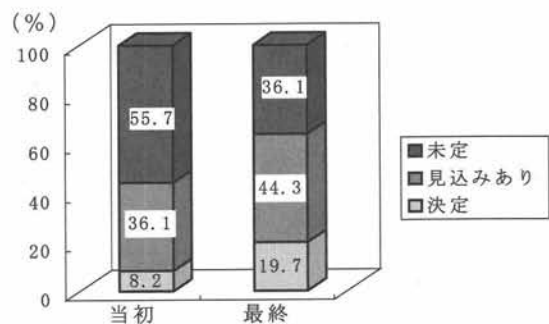
② 引受意思



③ 家族感情



④ 釈放後の生活計画



「引受人」は、環境調整当初と最終段階でさほど大きい変化は見られず、おおむね90%弱が実父又は実母である。途中で引受人の変更があった者は、本人の収容中に、父母の離婚、引受人の死亡等家族状況の変動があった者、及び当初は引受人がいなかったが、更生保護施設が引き受けることになった者等であった。

「引受意思」は、引受けについての積極性を示している。当初から、「進んで引き受ける」と回答した者が、93.4%と高いが、最終では、98.4%と更に高くなっている。本人に対する家族の感情が良好である者は、75.4%から82.0%へと上昇しており、矯正施設に収容された者の受入状況は、おおむね好ましい状況にあるといえる。

他方、本人の改善更生の重要な要素と考えられる釈放後の生活計画については、当初は、生活計画が決定した者が10%弱、見込みがある者が40%弱であったが、環境調整の最終段階には、それぞれ、19.7%、44.3%と上昇しており、収容期間の経過に伴って生活計画が具体化したことが分かる。生活計画が具体化した者は、家業を手伝う予定であったり、家族や親族が稼働している会社から内定をもらったりした者が多い。また、非行前に就労していた会社で再雇用を約束してくれた事例もあった。

本人が施設収容中に就労先等を確保することは困難な場合が多く、4割弱の者が、最終段階でも生活計画「未定」であり、矯正施設から釈放されてから就労・就学先の開拓を始めなくてはならない状況であった。

イ 参考となる事例

環境調整事件の中には、保護観察所の判断や、関係機関との協議、あるいは家庭裁判所からの命令により、より手厚い環境調整が実施されている事例もあった。

(ア) 矯正施設における面接

環境調整に当たる担当者は、できるだけ矯正施設を訪問して本人と面接することが望ましいとされている。施設における面接により、本人の意見を直接聴取することは、本人の意思を尊重し、釈放後の生活計画等について引受人との意見の調整を図る上で有意義である。また、特段の事情がなければ、環境調整の担当保護司が、仮釈放後の保護観察担当者に指名されるので、本人との人間関係の構築や、釈放後の円滑な保護観察への導入に資するものと思われる。

少年院在院中に施設面接を行った事例（集団型の男子）

事件は、同年代の被害者に対し、多数の共犯者とともに暴行を加えて死亡させたもの。担当保護司は、複数回少年院を訪問して、施設面接を実施した。面接の中で、担当者は、本人が「人一人の命を奪ってしまった事実の重さについて、実感として受けとめるのを怖がっている」と感じ、無意識に自己防衛を図っているという印象を受けた。これにより、担当者は、本人の被害者に対する気持ちを受けとめることに努め、本人は「被害者に対して、取り返しのつかないことをしてしまった」、「自分がしたことがどれだけ重大なことなのか忘れない」などといった発言をするようになり、釈放後の保護観察においては、「自分がしたことを一生背負っていく」という決意を示すに至った。

(イ) 処遇検討会

家庭裁判所、少年鑑別所、矯正施設、地方更生保護委員会、保護観察所等関係機関の担当官が、本人収容中に、綿密な情報交換を行うことで、残された問題点を確認し、帰住後の生活指導において留意すべき事項を検討し共通の認識に立つことを目的として、処遇検討会が開催された事例があった。

少年院在院中に関係機関が連携を深めた事例（集団型の男子）

事件は、同年代の被害者に対し、多数の共犯者とともに暴行を加えて死亡させたもの。処遇検討会において、「被害者への贖罪意識」の覚せい、「母親の監護能力」の改善について、関係機関の共通認識となり、釈放後の保護観察に生かされた。被害者への贖罪意識については、被害者の墓参をすることや、少年院在院中に成立した和解条項に沿って、本人が働いて分割で被害弁償を履行することについて、指導がされた。また、母親の監護能力については、離婚再婚を繰り返し、自分の生活に精一杯で、本人になかなか目が届かない母に対して、保護観察官が直接面接を繰り返すことにより、改善が見られた。

(ウ) 環境調整命令

少年が少年院に収容された場合には、原則としてすべての少年について環境調整が実施されるが、特に綿密な環境調整が必要と考えられる場合や環境整備の内容について具体的な指示の必要性がある場合には、家庭裁判所は、保護観察所長に少年法に基づく環境調整命令を発出することがある。

環境調整命令に基づき綿密な調整を行った事例（集団型の男子）

事件は、被害者に対し、多数の共犯者とともに暴行を加えて死亡させたもの。家庭裁判所から、「仮退院後の帰住先について地元から離れることも視野に入れた調整を行うこと」との環境調整命令が、当初の帰住先を管轄する保護観察所に発出された。保護観察所では、離婚して別居している父母双方の状況を調査・調整し、本人釈放後の転居に備えた。

(2) 保護観察の実施状況

ア 保護観察開始当初

保護観察の開始に当たっては、保護観察官は、対象者や保護者との面接、関係記録の精査等により、対象者がもっている解決すべき問題を理解し、適切な方法で、対象者を指導監督していくために、対象者を分類や類型により把握し、対象者が遵守事項を守って生活するための基本資料である処遇計画票を作成する。以下は、調査対象者の分類、類型及び個々の設定された遵守事項の状況である。

(ア) 分類処遇制度における分類状況

分類処遇制度は、特に資質及び環境に問題の多い保護観察対象者に対し、保護観察官や保護司が計画的かつ積極的に処遇に関与するもので、保護観察官の専門性を効率的に発揮しようとする施策である。

表 6－2－2 は、保護観察所調査対象者のうち、交通事犯であるため分類を行わない危険運転致死の 3 人を除いた 83 人の分類状況を示したものである。

表 6－2－2 分類状況

保護観察の種類	調査対象者の分類		参考（平成16年12月31日現在係属人員（全国）のA分類率）
	A	B	
保護観察処分少年	4 （16.7）	20 （83.3）	5.3%
少年院仮退院者	20 （35.1）	37 （64.9）	20.7%
仮出獄者	2 （100.0）	—	18.2%

- 注 1 危険運転致死の 3 人を除く分類である。
2 仮出獄者の A 分類率（全国）については、成人の対象者を含む。
3 （ ）内は、構成比である。

保護観察所調査対象者 83 人のうち、A 分類とされた者は、保護観察処分少年が 16.7%、少年院仮退院者が 35.1% であった。平成 16 年 12 月 31 日現在の全国の保護観察所に係属している対象者の A 分類率（保護観察処分少年 5.3%、少年院仮退院者 20.7%）と比較すると、保護観察所調査対象者の方が A 分類率が高い。

処遇困難とされる A 分類対象者は 26 人いたが、所定の項目による評点によって A 分類とされた者は 1 人にすぎず、25 人は、評点では A 分類とはならないものの、保護観察官の臨床的所見によって A 分類と判定されていた。評点によっては A 分類と判定されない場合であっても、あえて A 分類とした理由としては、「社会の耳目を集めた重大事犯」及び「遺族感情が極めて悪い」が多かった。

(イ) 類型別処遇における類型認定状況

類型別処遇制度は、保護観察の効果を高めるため、保護観察対象者を、犯罪・非行の態様、特徴的な問題性等により類型化した上、その特性に焦点を合わせた処遇を実施するものである。

表 6－2－3 は、調査対象者のうち、類型に該当した者の数及び比率を示したものである。

表 6－2－3 類型認定状況

シンナー等乱用	暴力団関係	暴走族	精神障害等	中学生	無職等	家庭内暴力
1 (1.2)	1 (1.2)	19 (22.1)	2 (2.3)	4 (4.7)	6 (7.0)	1 (1.2)

注 （ ）内は、保護観察所調査対象者に対する比率である。

暴走族の類型に認定された者が 19 人（22.1%）と最も多く、その全員が集団型に属している。

(ウ) 特別遵守事項の内容

保護観察所調査対象者に対して設定された特別遵守事項は、図 6－2－4 のとおりである。

特別遵守事項で多かったのは、「保護司との接触」（93.0%）、「就労・就学関係」（84.9%）、「被害者関係」（80.2%）、「交友関係」（77.9%）等に関するものであった。それぞれの内容の具体例を表 6－2－5 に示す。

図 6 - 2 - 4 特別遵守事項の内容

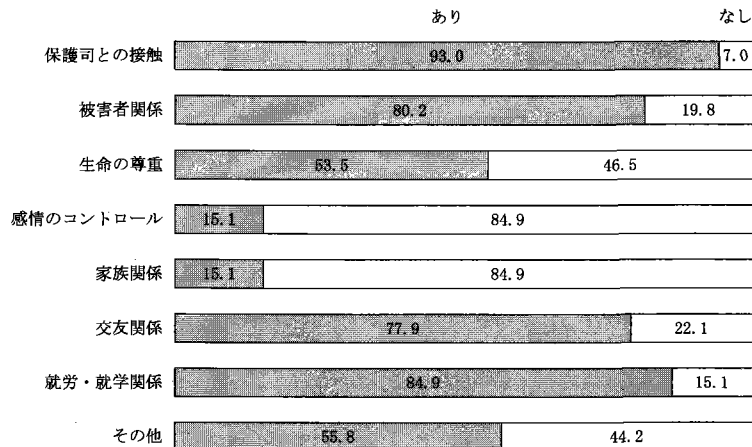


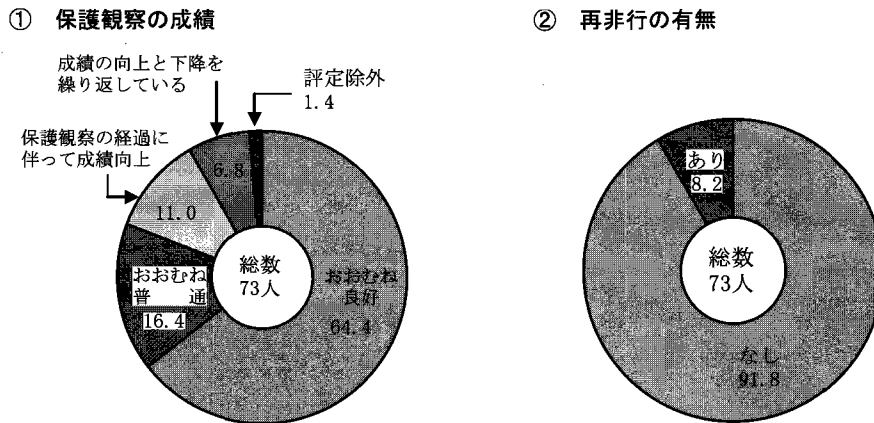
表 6 - 2 - 5 特別遵守事項の具体例

内 容	特別遵守事項の具体例
保 護 司 と の 接 触	・ 毎月担当保護司を訪ね、生活状況を報告すること
被 害 者 関 係	・ 被害者の冥福を祈ること ・ 被害弁償に努力すること ・ 感謝に努めること ・ 感謝について家族と相談すること
生 命 の 尊 重	・ 人命の大切さを考えること
感情のコントロール	・ 善悪やあとさきのことを考えること ・ 慎重な行動を取ることに
家 族 関 係	・ 家族と相談すること
交 友 関 係	・ 共犯者との関係を謹むこと ・ 異性と不純な交際をしないこと
就 労 ・ 就 学 関 係	・ まじめに働くこと ・ まじめに登校すること
交 通 法 規 の 遵 守	・ 交通法規を守ること ・ 暴走行為をしないこと ・ 無免許運転をしないこと
そ の 他	・ みだりに刃物等を持ち歩かないこと ・ 粗暴な行為をしないこと ・ 心身の治療に努めること ・ 規則正しい生活をするに ・ 夜遊び、無断外泊、家出をしないこと ・ 生活の目標を立て、その実現に努力すること ・ 更生保護施設の規則を遵守すること

イ 保護観察の経過

保護観察所調査対象者の保護観察経過期間は、2月から39月と広範にわたっていたが、調査対象者を経過期間ごとに分析するには数が少ないため、保護観察が終了した者については終了時、保護観察係属中で6月を経過した者については調査時の保護観察の成績及びそれまでの再非行の有無を見たのが、図 6 - 2 - 6 である。

図 6 - 2 - 6 保護観察の成績及び再非行の有無



注 1 保護観察終了者については終了時、保護観察中の者で6月を経過した者については調査時までの状況である。
 2 「評価除外」は、所在不明の者である。

総合的に見た保護観察の成績は、「おおむね良好」に経過した者が64.4%、「経過に伴って成績が向上」した者が11.0%であり、成績良好な者が多かった。

他方、再非行があった者は、8.2%であり、再非行の内容は、無免許運転、速度違反等であった。

また、遵守事項違反があった者は、16.4%であり、その内容には、無断転居や更生保護施設からの無断退所、家族に対する暴言、怠学等があった。再非行や遵守事項違反の際には、保護観察官による面接指導や保護司による厳重注意、反省文の提出等の措置がとられていた。

ウ 参考となる事例

保護観察において、保護観察官が直接的関与を強めた処遇を実施したり、保護司が高い頻度で面接を実施したり、関係機関との連携を強めるなどの積極的な指導も行われていた。取り分け、A分類とされた者については、B分類とされた者に比較して積極的な指導が実施されていた。以下、家族関係、交友関係、就労・就学関係別に、積極的指導がなされた具体例を紹介する。

家族関係についての積極的な働きかけがなされた事例（家族型の女子）

事件は、不純異性交遊の結果、望まない妊娠をして、その処置に困り、出産直後の嬰兒を殺害したものの。保護者である母親は、監護能力が低く、本人との情緒的交流に欠けていたため、保護観察官は、家族の中で経済的、精神的支柱となっている本人の兄を協力者として位置付け、密接に連絡を取り合った。また、事件が嬰兒殺であることにかんがみ、生命の尊さについて本人と話し合うほか、母親同伴で知的障害者施設での社会参加活動に参加させるなどの処遇を行った。

交友関係についての積極的な働きかけがなされた事例（集団型の女子）

事件は、家出中に男友達に誘われる形で共犯者と共謀し、金目当てに被害者を殺害した強盗殺人。従犯とはいえ、重大事案であることにかんがみ、保護観察官は、A分類として、毎月定期的に本人との面接を実施するほか、周囲に引きずられやすい本人の性格特性を考慮して、兄や姉のような立場に立って非行少年の自立を支援するボランティアであるBBS会員による積極的なともだち活動を実施した。

就労についての積極的な働きかけがなされた事例（集団型の男子）

事件は、暴走族と交友のある本人が、暴走族から離脱しようとした被害者にリンチを加えようとする仲間依頼されて、犯行場所へ被害者を連行し、暴行を受けた後病院へ送り届けたもの。犯行当时无職で、就労状況の不安定さが懸念されたが、保護観察開始日に担当保護司が本人の雇用を申し出、以降、一貫して同保護司の経営する会社で就労を継続した。

就学についての積極的な働きかけがなされた事例（集団型の男子）

事件は、中学生である本人が、ホームレスを攻撃しようとする仲間に依頼されて、凶器となった石を集めたり、見張りを行ったもの。中学生の犯罪ということで社会的な注目を集めたが、当初から、担当保護司を置かず、保護観察官の直接担当を実施した。在籍する中学の協力が得られ、連携がスムーズに行われた。

（3）被害者等調査及び被害者に関連する指導助言の状況

本調査の対象は、被害者の生命を奪った重大な事案であり、被害者や遺族に関連する指導助言の状況を知ることは有意義であるため、矯正施設収容中又は保護観察中に実施された被害者等調査及び被害者に関連して行われた指導内容や援助の内容について調査した。

ア 被害者等調査の実施状況

被害者等調査は、仮釈放の審理、環境調整又は保護観察を実施する上で、社会感情の判断、帰住予定地の調査・調整や特別遵守事項の設定、被害者に関連する助言・指導等に資するために実施される。矯正施設収容中又は保護観察中のいずれかの時期に被害者等調査が実施されたケースは、計15人(17.4%)についてであった。

イ 被害者に関連する指導助言の状況

保護観察中に行われた被害者を視野に入れた指導・助言等の実施状況については、「被害者を慰霊し冥福を祈ること」が70.9%と比較的高く、次いで、「被害者の立場に立って考えること」(57.0%)、「謝罪すること」(50.0%)、「金銭的賠償をすること」(36.0%)、「謝罪に出向く際の保護観察官又は保護司の同行」(5.8%)の順であった。

以下、被害者等への対応に関して行われた具体的な指導等の事例を紹介する。

月命日に遺族宅での焼香を行った傷害致死の事例（集団型の男子）

事件は、共犯者と共に、暴走族を離脱しようとした被害者に制裁を加え、死亡させたもの。

本人は、自らは直接暴行には及んでいなかったが、少年院の教育の中で「暴力は振るっていなくとも、自分たちがそこにただけで、被害者は恐怖を感じて逃げ出せなかったのも、暴力を加えた加害者と同罪なのだ」という気持ちを述べている。金銭的弁償については、父母が依頼した弁護士が当たっていたため、保護観察所では、供養や遺族への謝罪の在り方を中心に指導助言を行った。時期を失しないで謝罪に行くべきだが、その際には遺族の都合を最優先し、保護者も同行して我が子の非をわびること、誠意と反省の気持ちを示すこと等の助言を行った。この指導の下、本人は、少年院を仮退院直後に謝罪に行き、遺族の了解を得て、毎月、月命日に家族と共に遺族宅を訪問して焼香を続けた。

行きずりのホームレスを死亡させた傷害致死の事例（単独型の男子）

事件は、公園で行きずりのホームレスである被害者から追い掛けられ、もみ合いになり、所持のナイフで被害者を刺し、死亡させたもの。

父母が被害者の親族に謝罪の上、見舞金を支払い、被害者の親族からは本人を寛容な処分にするよう家庭裁判所に陳述書が提出された。少年院を仮退院後、保護観察所では、本人がかつていじめの被害に遭ってナイフを持ち歩いていたことや学校を怠学がちであったことを踏まえ、みだりに刃物を持ち歩かないことや、目標を定めて社会生活に適應すること、混乱したときやトラブルの際の適切な対処の仕方等について、想定される具体的なトラブル等の事実関係に即した実際的な指導助言を行った。

供養の方法について指導した嬰兒殺の事例（家族型の女子）

事件は、携帯メールで知り合った男性との交際で妊娠し、適切な処置ができないまま自宅で出産した嬰兒を殺害したもの。

保護観察官及び保護司は、生命の尊さについて考えさせる指導の一環として、毎朝被害者の位牌を安置した仏壇に冥福を祈ること等について助言した。本人は、仏壇に菓子を供えたり、寺院を巡って、冥福を祈るなどした。事件まで本人に関心の薄かった父母も、嬰兒の命日には自宅に僧侶を招いて供養を依頼するなど、本人と共に命の大切さを考えようとする姿勢が見られた。

遺族の感情が宥和し良好措置に至った危険運転致死の事例（交通型の男子）

事件は、高速で危険な運転により、通行中の被害者をはねて死亡させたもの。

家庭裁判所から検察官に逆送され、実刑判決を受けて服役した後、仮出獄となった。在所中から、父母は、本人の引受け及び監督に積極的な姿勢を示し、被害弁償も誠実に履行した。被害者等調査の結果、遺族の感情の宥和が認められ、本人は、就労状況、保護観察成績も一貫して良好状態を継続したため、期間の満了前に不定期刑終了の措置が執られた。

第7 まとめ

本研究によって明らかになった少年法改正後の重大事犯少年の実態と処遇に関する調査結果をまとめると、以下のとおりである。

1 重大事犯少年の実態

(1) 非行名による分析

調査対象者は、犯行時14歳以上の少年で、平成13年4月1日以降に犯した重大事犯により、少年鑑別所に観護措置により入所し、16年3月31日までに家庭裁判所の終局処理決定により少年鑑別所を退所した男子256人、女子22人の合計278人である。非行名で見ると、男子では傷害致死が176人と最も多く、女子では殺人が15人と最も多かった。

事件数は、合計134件で、その内訳は、傷害致死が58件(43.3%)と最も多く、次いで、殺人36件(26.9%)、危険運転致死20件(14.9%)、強盗致死18件(13.4%)、保護責任者遺棄致死2件(1.5%)の順であった。強盗致死及び傷害致死は、共犯で行われる比率が高く、特に傷害致死では、4人以上の共犯による事件が46.6%あった。

各事件の被害者の種類を見ると、殺人は、親族が被害者の事件の比率が41.7%と最も高く、強盗致死は、面識のない被害者の事件の比率が66.7%と最も高かった。傷害致死は、面識のない被害者の事件の比率が41.4%と最も高く、次いで、不良集団仲間(17.2%)、遊び仲間(15.5%)の順であった。危険運転致死は、面識のない被害者を事故死させた事件と同乗等していた遊び仲間を事故死させた事件がそれぞれ半数ずつであった。保護責任者遺棄致死の被害者は、いずれも親族(実子)であった。

(2) 非行類型による分析

重大事犯の実態により深く迫るため、非行類型を用いた分析を行うことによって、類型ごとにどのような特徴が見られるかを検討した。

非行類型の設定においては、まず重大事犯を一般事犯と交通事犯とに分け、交通事犯を「交通型」とした。次に、一般事犯のうち、被害者と加害者が親族関係にある事件(交際相手の実子を死亡させた事件を含む。)を「家族型」とし、それ以外の一般事犯を共犯の有無によって「単独型」及び「集団型」とした。

非行類型を事件数で比較すると、集団型の比率が52.2%と最も高く、次いで、家族型(20.9%)、交通型(14.9%)、単独型(11.9%)の順であった。人員で見ると、集団型が4分の3以上を占めた。

ア 集団型の特徴

集団型の非行名は、傷害致死が多く、保護処分歴のある者及び不良集団に所属している者の比率が高い。学校に通学していても勉学への意欲が低く、地域の不良仲間と交友したり、仕事への意欲が低いまま徒遊生活を送る中で不良集団に所属したりし、結局、不良交友関係の延長として集団の雰囲気に乗って重大事犯に至っている者が多く含まれていた。

集団型の事件内容は、集団を形成する共犯者の種類によって特徴が見られた。暴走族による事件では、集団による制裁が最も多く、その主なものは、暴走族からの離脱を表明したメンバーに対する集団リンチであった。遊び仲間による事件でも、嘘をついた、悪口を言ったなどを理由にして仲間内で弱い立場にある者に対して集団によるリンチを加えた事件が見られた。他方、暴力団がらみの事件では、日ごろからの威嚇的な言動及び飲酒による高揚した気分を背景に、飲食店及び路上でのささいなトラブルから

けんかに発展し、被害者を死亡させた事例等が見られた。

イ 単独型の特徴

他の非行類型と比較して、単独型に含まれる少年は、16人と最も少なかった。ほとんどが男子で、女子は1人のみであった。

事件内容別に単独型の特徴を見ると、けんかの8人は、単発タイプと粗暴タイプに区分けすることができる。単発タイプの4人は、いずれも非行歴はなく、生活の崩れや粗暴傾向も目立っていなかった。これに対して、粗暴タイプの4人は、家庭が崩壊していたり、争いの多い家庭であったり、母親から虐待を受けるなど、養育環境の不安定さが目立ち、資質的にも多動傾向が見られたり、小学校時からけんかを繰り返していたりと粗暴傾向も目立つタイプである。異性トラブルの4人は、恋人等との関係のもつれから異性の被害者を殺害するに至っている。これらの少年は、非行歴はほとんどないが、異性との感情的なもつれをうまく解決できずに短絡的に交際相手の殺害に及んでいる。その他の4人は、強盗殺人、放火殺人等の凶悪事件を単独で引き起こしているが、動機とその結果の重大性が余りに不釣り合いな事例、動機そのものが不可解で精神面での障害が疑われる事例等が含まれている。

ウ 家族型の特徴

重大事犯の中で集団型の次に多い非行類型が家族型である。家族型の少年は、他の非行類型の少年と比較して、犯行時の年齢が低く、学生・生徒の比率が高い。重大事犯を犯した女子の半数以上が家族型に属する。ほとんどの少年には、保護処分歴はないが、家族間の対立等、家庭内には様々な問題を抱えている。表面的には、目立った非行がなく、不良交友も見られないが、家族間の不和等の悩みを抱え、適当な相談相手がなく、ストレス発散が図れないまま、男子の場合はささいなきっかけで暴発的な攻撃行動に走り、女子の場合は多くがその子供を被害者とする事件に至っていた。

家族型の被害者数を種類別に見ると、子供が12人(42.9%)と最も多く、次いで、父親が8人(28.6%)、母親、兄がそれぞれ3人(10.7%)、祖父、祖母がそれぞれ1人(3.6%)の順であった。家族型には、12人の女子が含まれるが、このうち、10人はその子供を被害者とする事件にかかわっていた。

被害者の種類によって家族型の特徴を見ると、子供が被害者である事件の内容を見ると、女子による嬰兒を死亡させた事件が9件とほとんどを占め、せっかん死が2件、ネグレクトが1件であった。さらに、非行名で見ると、嬰兒を死亡させた事件のほとんどは殺人であり、せっかん死は傷害致死、ネグレクトは保護責任者遺棄致死であった。嬰兒を死亡させた女子は、すべて未婚であり、妊娠を家族に知らせていなかった。

父親が被害者である事件は、すべて男子によって行われていた。少年の側に家庭内暴力歴が多くの事例で見られ、被害者である父親の側にも、飲酒、暴力等の問題があった形跡がうかがわれる事例も多い。

他方、母親が被害者である事件は、被害者である母親の側に目立った問題が認められない事例がほとんどであり、少年の側に精神面での障害がうかがわれる事例、自殺企図を抱いた少年が母親の殺害に至った事例等が見られた。

エ 交通型の特徴

交通型の少年は、すべて男子で、危険運転致死であった。交通型は、他の非行類型の少年と比較して犯行時の年齢が高い。有職者の比率が高く、暴走族への所属歴はほとんどなく、無免許運転歴も集団型の少年と比較すると半分程度の比率である。家庭的には保護者が実父母である比率が高く、家庭内の問題もほとんど見られない。親和的な家庭環境の下で、目立った非行もなく、一応、職業に就き、社会人としての生活を送っていたが、交通規範面での問題から車両運転の際に重大な結果を引き起こした者が多く含まれていた。

交通型の事故の原因を見ると、高速度を原因とするものが13人（65.0％）と最も多く、次いで、赤信号無視5人（25.0％）、飲酒運転2人（10.0％）の順であった。主要な事故原因は飲酒ではないが、事故前に飲酒していた者は7人であり、交通型の半数近くが飲酒の上で事故を起こしていた。

また、事故時に同乗者がいた者は18人（90.0％）であり、交通型の性格面での特徴として見いだされた自己顕示性及び発揚性の強さも考慮すると、同乗者に対する見えから自己顕示的な危険運転に走った者が多いことがうかがわれる。

2 重大事犯少年の裁判

(1) 少年審判

ア 少年法改正前と改正後の審判の比較

改正少年法施行前の平成11年及び12年の重大事犯を対象に財団法人矯正協会附属中央研究所が実施した同種調査と今回の調査を比較したところ、検察官送致の比率がかなり上昇していた。特に傷害致死は、検察官送致の比率が改正前が8.7％、改正後が53.8％とかなり上昇していた。また、改正前は18歳以下の少年の検察官送致の比率がかなり低かったのに対して、改正後は、16歳でも37.7％が検察官送致となっており、年齢の低い少年の検察官送致の比率の上昇が目立った。

イ 原則逆送事件の審判

原則逆送少年236人のうち、検察官送致とされたものは、135人（57.2％）であり、保護処分とされたものは、101人（42.8％）であった。

非行名別に審判結果を見ると、検察官送致の比率は、危険運転致死が90.0％と最も高く、次いで、強盗致死（60.0％）、殺人（54.5％）、傷害致死（53.8％）の順であった。危険運転致死では、犯行時の年齢が16歳であった少年等が保護処分とされている以外、ほとんどが検察官送致とされていた。強盗致死及び傷害致死では、成人共犯に追従する形で事件にかかわった者等が保護処分にされていた。殺人では、保護処分とされた多くの者が嬰兒殺の女子少年等、家族型の者であった。

非行類型別に審判結果を見ると、交通型は、すべて危険運転致死であり、90.0％が検察官送致であった。他方、家族型は、88.0％が保護処分であり、子供をせっかん死させた男子少年や審判時に成人に近い年齢であった男子少年等が検察官送致とされていた。家族型は、既に見たように、被害者である父親等に多量の飲酒や暴力等の問題がある事例、少年に精神面での障害が認められる事例、女子による嬰兒殺等が多く含まれ、保護処分とされる比率が高くなっていることがうかがわれる。単独型でも12人中4人（33.3％）が保護処分であった。

集団型については、さらに、他の要因と審判結果との関連について分析を行ったところ、主導者であったか、被害者にどの程度の致命傷となる暴力を振るったか、年齢、保護処分歴等の様々な要因が、検察官送致になるか保護処分になるかの決定に影響を及ぼしているものと認められた。

改正少年法では、原則逆送事件の場合でも、家庭裁判所において、犯行の動機及び態様、犯行後の状況、少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮して、なお刑事処分以外の措置を適当と認めるときは、検察官送致決定を行わないことが可能とされており、事例ごとに個々の要因を慎重に考慮した上で審判が行われていることがうかがわれた。

(2) 刑事裁判

検察官送致とされた原則逆送少年139人の起訴罪名別人員は、殺人22人、承諾殺人1人、強盗致死16人、傷害致死82人、危険運転致死18人であった。

平成17年8月31日までに通常第一審で終局裁判を受けた133人のうち、裁判時に少年であった者は108

人(81.2%)、成人に達していた者は25人(18.8%)であった。

裁判時に少年であった108人の通常第一審における裁判結果を見ると、無期懲役5人(4.6%)、10年以上の定期刑4人(3.7%)、不定期刑86人(79.6%)、3年以下の定期刑(執行猶予)3人(2.8%)であった。また、10人(9.3%)が保護処分相当として家庭裁判所に移送され、家庭裁判所において、少年院送致とされていた。

裁判時に成人に達していた25人の通常第一審における裁判結果を見ると、無期懲役3人(12.0%)、有期懲役22人(88.0%)であり、執行猶予になった者はいなかった。

地方裁判所での審理の結果、保護処分相当として再び家庭裁判所に移送され、家庭裁判所において、少年院送致とされた10人について見ると、いずれも傷害致死の事案であった。これら10人のうち、公判中に示談が成立したものが3人であり、他は、示談には至っていないものの、保護者らが遺族に対し慰謝の措置のための努力をしていることがうかがわれ、裁判所が遺族感情にも配慮しながら、審判後の事情も併せて考慮し、保護処分相当性を判断していることがうかがわれた。

3 重大事犯少年の意識

調査対象者278人のうち、平成17年2月の時点で少年院又は刑務所に収容中で、意識調査が可能であった138人(少年院在院中40人、刑務所在所中98人)に対し、質問紙を用いて調査した。

(1) 事件及び処分に対する認識

事件の重大性については、96.4%が「重大なものと受け止めている」と回答した。事件を重大と受け止めていると回答した者に対してのみ、重大性の認識の時期について質問したところ、少年院在院者では、事件直後及び少年院在院中に初めて重大であると認識した者の比率が他の時期と比較して高かった。少年院在院中の比率が他の時期と比較して高いことから、少年院における処遇の効果がうかがわれる。他方、刑務所在所者では、事件直後及びその後の警察段階で初めて重大性を認識した者の比率が他の時期と比較して高かった。

処分に対して、被害者の家族がどのように感じたと思うかについて質問したところ、少年院在院者、刑務所在所者ともに、被害者家族が少年の処分を「軽すぎると思っただろう」と認識している者が80%以上を占めていた。

(2) 事件に対する責任等の認識

事件に対する責任の認識の変化を見ると、少年院在院者は、共犯者の責任と自分の責任を「ある」と認識する者の比率が上昇し、被害者の責任を「ある」とする者の比率は大幅に低下していた。交友関係の問題に対する少年院内での指導等を通じて、共犯者の責任と自分の責任について同時に反省を深めつつあることがうかがえる。

他方、刑務所在所者は、事件の直後から自分の責任も共犯者の責任も同程度に「ある」と認識していた者の比率が高かった。被害者の責任を「ある」とする者の比率は、事件の直後と現在を比較すると、少年院在院者と同様に大幅に低下していた。

親との関係の認識の変化を見ると、少年院在院者、刑務所在所者ともに、事件前と現在を比較すると、親への親和的な感情が上昇し、親への否定的な感情が低下していた。

非行を思い止まらせる心のブレーキの変化についても、少年院在院者、刑務所在所者ともに、事件前と現在を比較すると、「警察に捕まること」、「特に心のブレーキになるものはなかった」とする者の比率が大幅に低下し、「家族のこと」とする者の比率が大幅に上昇していた。家族に対する親和感情が上昇し、現在の心の拠り所となっていることが影響していると考えられる。

社会復帰後の大切な事項に関する認識は、少年院在院者、刑務所在所者ともに、「被害者のために何かおわびをする」ことの大切さを認識する者の比率が最も高かった。他方、社会復帰後の心配な事項に関する認識は、少年院在院者、刑務所在所者ともに、「被害者の家族にどのように謝罪すればよいか」を心配とする者の比率が高く、社会復帰後に大切と考えている被害者への謝罪の方法について悩む者が多いことがうかがわれた。

4 重大事犯少年の矯正施設における処遇

(1) 少年院における重大事犯少年の処遇

調査対象者278人のうち、原則逆送少年で少年院送致とされ、平成17年3月末日までに少年院を出院した52人に対して、少年院において、どのような処遇の計画を立て、どのような処遇を行ったかについて、法務省矯正局の資料に基づいて分析を行った。

個別的処遇計画で設定した教育期間を見ると、家庭裁判所から一般短期処遇の処遇勧告があった9人は、教育期間を半年未満に設定していた。他方、収容期間について2年から3年程度の家庭裁判所の処遇勧告があった者が多く、設定された教育期間の幅は、最大3年まで広がっていた。

被害者の視点を取り入れた教育及び治療的教育の実施状況を見ると、作文指導（事件・被害者関係）、篤志面接委員等との面接、月命日内省、ロールレタリング（対被害者）等が多く少年に実施されており、犯罪被害者・遺族による講演も実施されていた。また、個別担任の教官による個別面接及び日記指導等の様々な教育方法が実施されていた。

保護者に対する働き掛けの実施状況を見ると、保護者会において保護者に対する働き掛けを行った者の比率が84.6%と最も高かった。さらに、個別的な働き掛けとして、保護者面談並びに少年、保護者及び少年院教官による三者面談が実施されており、保護者会に出席しなかった保護者に対しても、面会等の機会を利用して、積極的に働き掛けを実施していることがうかがわれた。

全般的な処遇経過としては、少年院における様々な働き掛けを通して、自らの問題を見つめ直し、改善し、出院に至っている。ただ、出院時の処遇成績が良好であった者も入院当初から良好な状態であったわけではない。入院時には、事件の原因を共犯者に押し付けようとする意識が強かったり、周囲に同調しやすいという自分の問題を意識するあまり、何事にも消極的であったり、収容期間の長さに不満を抱いたりするなどの問題が見られた。

個々の処遇経過を見ると、事件の悪質性の度合いと少年院内での処遇の困難さが単純に比例するわけではない。むしろ、少年院内での処遇に困難を来す背景には、資質面での問題の根深さ、家族の支えの乏しさ等があることがうかがわれた。特に、集団非行に走りやすい他者依存性の強さ、混乱した家庭環境の中で放置されてきた情緒面での未成熟さ等によって、少年院の集団処遇にうまく乗れず、規律違反や自殺未遂等の問題行動を繰り返す者が見られた。これら処遇に困難を来した少年に対しては、数人の教官チームによる集中的な個別処遇の実施、教育期間の延長、他少年院への移送等の様々な働き掛けを行い、問題の改善を確認できた状態で出院させていた。

(2) 刑務所における重大事犯少年の処遇

調査対象者278人のうち、平成16年3月31日以前に刑が確定した51人の少年受刑者を対象に、17年2月1日までの時点で、刑務所においてどのような処遇の計画を立て、どのような処遇を行っているかを法務省矯正局の資料に基づいて分析を行った。

被害者の視点を取り入れた教育等の実施状況を見ると、篤志面接委員等との面接、ゲストスピーカーの指導、作文指導（事件及び被害者関係）等が多く実施されていた。また、個別担任の教官による個別

面接及び日記指導等が実施されていた。

保護者会による働き掛けは、21人（41.2%）に対して実施されていた。さらに、個別的な保護者への働き掛けとして、保護者面談が22人（43.1%）に対して行われていた。

全般的な処遇経過を見ると、入所当初から良好な状態が持続している者が多い。ただし、職業訓練には意欲を示しているが、職員に対してなかなか心を開こうとせず、内心何を考えているのか計りかねる者、可もなく不可もなく生活しているが、職員からの指導をどの程度真剣に受け止めているか分からない者等も見られた。少年院での処遇経過と同様に、事件の悪質性の度合いと刑務所内での処遇経過が単純に比例するわけではなく、資質面での様々な問題によって不良な生活態度が現れてきていることがうかがわれた。

5 重大事犯少年の保護観察

調査対象者278人のうち、平成16年9月30日までに、裁判所の決定又は矯正施設からの仮釈放により保護観察に付された86人について、17年2月までに、全国の保護観察所に保管されている保護観察事件記録等関係資料に基づき、矯正施設収容中の環境調整の状況、保護観察の実施状況、被害者に関連する指導助言の状況等について調査を行った。

矯正施設に収容された対象者の環境調整の状況について見ると、「引受人」は、環境調整当初と最終段階でさほど大きい変化は見られず、おおむね90%弱が実父又は実母であり、引受けについての積極性を示していた。釈放後の生活計画については、収容期間の経過に伴って生活計画が具体化していた。ただし、本人が施設収容中に就労先等を確保することは困難な場合が多く、4割弱の者が、最終段階でも生活計画「未定」であり、矯正施設から釈放されてから就労・就学先の開拓を始めなくてはならない状況であった。

保護観察所調査対象者86人の保護観察経過期間は、最短2か月から最長3年3か月まで広範にわたっていたが、このうち、調査時において、保護観察が終了していた者及び保護観察中の者で6か月を経過した者計73人の保護観察の経過を分析した。

総合的に見た保護観察の成績は、「おおむね良好」に経過した者が64.4%、「経過に伴って成績が向上」した者が11.0%であり、成績良好な者が多かった。

他方、再非行があった者は、8.2%であり、再非行の内容は、無免許運転、速度違反等であった。

以上のように、保護観察所では、矯正施設で処遇されている段階から、少年が抱える問題の解消のため施設と連携をとって、引受人の引受意思を積極化させるための働き掛けを始め、引受人から釈放後の就労や就学、生計の見通しについて聴取するなど帰住予定地の環境調整に当たっていた。

保護観察の段階にあっては、個々の対象者の問題に応じて定められる遵守事項に沿って、分類処遇や類型別処遇が活用されていた。また、被害者や遺族に関連する指導助言の状況を見ると、被害者等調査、被害者を視野に入れた指導・助言等が実施されていた。

6 おわりに

少年法改正後の重大事犯については、ともすれば社会の耳目を集める特異な非行や原則逆送少年の検察官送致の比率等にばかり関心が向きがちである。しかし、重大事犯少年がどのような資質上、環境上の問題から非行に至ったかを幅広い視点から分析し、検討するとともに、保護処分又は刑事処分に付された後、どのような処遇が行われ、予後はどうかなどをきめ細かく把握し、今後の対策に生かしていくことが大切である。

少年による重大事犯も他の少年非行と同様に、家庭、友人、地域社会等の問題が複雑に絡み合っている生じており、その防止及び少年の更生は、もとより刑事司法の枠内での取組だけで全うできるものではない。本調査では、重大事犯少年を非行類型に分けて分析したが、「いきなり」重大事犯に至る者は少数であり、集団型は不良交友関係の問題から派生するケースが多く、家族型は家庭内問題から派生するケースが多いなど、その防止のための取組及び少年の更生のための働き掛けも、暴走族対策、性・交通安全教育の充実等、問題性に合わせた多様な方策を組み合わせる必要があると思われる。

被害者との関係においても、少年院等において様々な働き掛けが実施されているが、加害者である少年の更生と被害者遺族の支援の双方が重要であることを十分に認識した上で、関係機関が連携して地域社会の人々の協力を得ながら、重大事犯少年に対する働き掛けや被害者遺族への支援を一層推し進めていかなければならない。

本調査では、重大事犯少年の事案の内容、裁判結果、矯正及び更生保護の諸機関の取組の実情等を、可能な限り、具体的に明らかにすることを目指した。本調査の成果が、少年司法制度の在り方を検討する上で重要な基礎資料になることを期待するものである。

巻末資料Ⅰ

非行に関する意識調査票

法務総合研究所

この調査は、あなたの今回の事件などについて、あなたがどんなことを思ったり、感じたりしているかなどについて、おたずねするものです。個人の秘密がもれたり、施設での成績に関係することは全くありませんので、ありのままに答えてください。

なお、今回の事件に関する質問については、あなたが、この施設に入る原因となった事件について、よく思いうかべて答えてください。事件がいくつもある人は、そのうち、被害者が亡くなった事件(被害者が複数いる場合は、被害者の年齢が低いほうの事件)を選んで、それについて答えてください。

被害者が自分の家族である人は、「被害者の家族」という言葉を「自分の家族」とおきかえて答えてください。

答えの書き方は、右側の回答欄に、番号を記入するか、または、回答欄に○をつけるかのどちらかです。まちがわないように注意してください。

Q 1 今回の事件は、どんな理由で起こしてしまったと考えていますか。次の理由の中で、あてはまるものをいくつでも選び、番号の欄に○をつけてください。

- 1 お金がほしかった
- 2 うらみをはらしたかった
- 3 かっとなった
- 4 うさばらしをしたかった
- 5 おもしろそうなことをしたかった
- 6 人に誘われた
- 7 性欲を抑えられなかった
- 8 目立ちたかった
- 9 いやなことから逃げ出したかった
- 10 世の中がいやになっていた
- 11 どうしていいかわからなくなっていた
- 12 調子に乗りすぎていた
- 13 大人や社会に対して反発していた
- 14 なんとなく
- 15 その他

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	

Q 2 今回の事件の直後(警察に捕まる前), あなたは事件の責任についてどのように思っていましたか。
次の中から、ひとつだけ選んで番号を記入してください。

ア 自分の責任は

- 1 まったくない 2 あまりない
3 少しある 4 かなりある

ア

イ 共犯者の責任は

- 1 まったくない 2 あまりない
3 少しある 4 かなりある 5 共犯者はいない

イ

ウ 被害者の責任は

- 1 まったくない 2 あまりない
3 少しある 4 かなりある

ウ

Q 3 現在, あなたは, 事件の責任について, どのように思っていますか。次の中から、ひとつだけ選んで番号を記入してください。

ア 自分の責任は

- 1 まったくない 2 あまりない
3 少しある 4 かなりある

ア

イ 共犯者の責任は

- 1 まったくない 2 あまりない
3 少しある 4 かなりある 5 共犯者はいない

イ

ウ 被害者の責任は

- 1 まったくない 2 あまりない
3 少しある 4 かなりある

ウ

Q 4 あなたが, 現在収容されている施設に入ることとなった裁判官の決定を聞いたとき, どのように思いましたか。次の中から、ひとつだけ選んで番号を記入してください。

- 1 軽すぎと思った 2 適当だと思った
3 重すぎと思った 4 なにも思わなかった

Q 5 被害者の家族は、あなたの処分について、どんな気持ちを持っただろうと思いますか。次の中から、ひとつだけ選んで番号を記入してください。

- 1 軽すぎると思っただろう 2 適当だと思っただろう
3 重すぎると思っただろう 4 わからない

--

Q 6 今回の事件で、あなたが被害者の家族の生活に与えた影響には、どのようなものがあると思いますか。次の中で、あてはまるものをいくつでも選び番号の欄に○をつけてください。

- 1 家庭が暗くなった
2 家庭がこわれた
3 近所との関係が悪くなった
4 今の家に住みづらくなった
5 仕事や学校に通いづらくなった
6 生活が苦しくなった
7 子育てに影響があった
8 精神的なショックを受けた
9 何も影響はなかった
10 わからない

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

Q 7 今回の事件で、あなたの家族の生活に与えた影響には、どのようなものがあると思いますか。次の中で、あてはまるものをいくつでも選び番号の欄に○をつけてください。

- 1 家庭が暗くなった
2 家庭がこわれた
3 近所との関係が悪くなった
4 今の家に住みづらくなった
5 仕事や学校に通いづらくなった
6 生活が苦しくなった
7 子育てに影響があった
8 精神的なショックを受けた
9 何も影響はなかった
10 わからない

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

Q 8 あなたは、自分の犯した今回の事件をどのように受け止めていますか。次のどちらかを選んで番号を記入してください。

- 1 重大なものと受け止めている
- 2 重大なものと受け止めていない

- * 1の答えの人は、次のQ 9の質問に答えてください。
2の答えの人は、Q10へ進んでください。

Q 9 「重大なものと受け止めている」とのことですが、初めて重大と受け止めたのはいつですか。次の中から、ひとつだけ選んで番号を記入してください。

- 1 事件を起こしたとき
- 2 警察につかまっているとき
- 3 鑑別所に入っているとき
- 4 家庭裁判所で審判を受けているとき
- 5 拘置所に入っているとき
- 6 地方裁判所で刑事裁判を受けているとき
- 7 少年院に入っているとき
- 8 刑務所に入っているとき

Q10 あなたは、施設を出てからの生活で、どのようなものを大切と考えていますか。次の中であてはまるものを3つ選んで番号を記入してください。

- 1 規則正しい生活を送る
- 2 お金のむだ使いをしない
- 3 健全な趣味や遊びをする
- 4 学校や仕事を休まずに続ける
- 5 資格や技術を身に付ける
- 6 知識を身につけ心を豊かにする
- 7 親の言うことをきく
- 8 家族の人と仲良くやっていく
- 9 悪い友だちや先輩とは付き合わない
- 10 被害者のために何かお詫びをする
- 11 地元の人たちの役に立つことをする
- 12 保護観察官、保護司とよく相談する
- 13 もう少し要領をよくふるまう
- 14 その他

--	--	--

Q11 あなたは、施設を出てからの生活で、どのようなことを心配と考えていますか。次の中で、あてはまるものをいくつでも選び番号の欄に○をつけてください。

- 1 地元じもとの人が自分自分をどう見るか
- 2 学校がっこうに通えるか
- 3 仕事しごとが見つかるか
- 4 家族かぞくとうまく生活せいかつしていけるか
- 5 以前の悪い仲間なかまが誘いさそにこないか
- 6 遊び中心あそびしんの生活せいかつに戻もどってしまわないか
- 7 被害者ひがいしゃの家族かぞくにどのように謝罪しゃざいすればよいか
- 8 保護観察官ほごかんさつかんや保護司ほごしに自分自分をわかってもらえるか
- 9 少年院しょうねんいんや刑務所けいむしょに入はいっていたことで悪くわるいわれないか
- 10 警察けいさつに捕つかまるようなことをしてしまうのではないか
- 11 まじめな友だちともが付き合あってくれるか
- 12 恋人こいびと（妻・夫つま おっと）が待まちっていてくれるか
- 13 社会しゃかいの進歩しんぽについていくことができるか
- 14 その他た

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	

Q12 あなたは、施設出院後しせつしゅついんご、また警察けいさつにつかまるようなことをしない自信じしんがありますか。次の中から、ひとつだけ選えらんで番号ばんごうを記入きにゆうしてください。

- 1 絶対ぜったいに自信じしんがある
- 2 かなり自信じしんがある
- 3 どちらともいえない
- 4 あまり自信じしんがない
- 5 全くまった自信じしんがない

Q13 「罪のつぐない」について、お聞きます。「罪のつぐない」として一番大切なことは何ですか。
一番大切だと思うものをひとつだけ選んで番号を記入してください。

- 1 少年院（または刑務所）での生活にまじめに取り組むこと
- 2 被害者の家族に謝罪すること
- 3 被害弁償を終了すること
- 4 社会できちんと生活すること
- 5 被害者の家族の許しを得ること
- 6 その他
- 7 わからない

Q14 今回の事件の前、もし、あなたが法律で禁じられているような「悪い」ことをしようと思ったとき、あなたを思いとどませる心のブレーキになっていたのは次のどれですか。次の中から、ひとつだけ選んで番号を記入してください。

- | | |
|----------------------|------------------|
| 1 父母のこと | 2 兄弟を含めた家族全体のこと |
| 3 友だちから仲間はずれになること | 4 学校や職場に対する迷惑のこと |
| 5 社会からしろい目でみられること | 6 警察につかまること |
| 7 自分で自分がいやになるから | 8 その他 |
| 9 特に心のブレーキになるものはなかった | |

Q15 現在、もし、あなたが、法律で禁じられているような「悪い」ことをしようと思ったとき、あなたを思いとどませる心のブレーキになるのは次のどれですか。次の中から、ひとつだけ選んで番号を記入してください。

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1 父母のこと | 2 兄弟を含めた家族全体のこと |
| 3 友だちから仲間はずれになること | 4 学校や職場に対する迷惑のこと |
| 5 社会からしろい目でみられること | 6 警察につかまること |
| 7 自分で自分がいやになるから | 8 その他 |
| 9 特に心のブレーキになるものはない | |

Q16 ^{こんかい} 今回の^{じけん}事件の前、あなたは、^{おや}親（または^{おや が}親代わりの人）との^{ひと}関係について、どのように^{かん}感じていましたか。次の中から、ひとつだけ選んで^{えら}番号を^{ばんごう}記入してください。

ア ^{おや}親から^{あい}愛されていると^{かん}感じる

ア

- 1 よくあった 2 ときどきあった
3 あまりなかった 4 まったくなかった

イ ^{おや}親が^{じぶん}自分の^{いけん}意見や^{かんが}考えに^{みみ}耳をかたむけてくれると^{かん}感じる

イ

- 1 よくあった 2 ときどきあった
3 あまりなかった 4 まったくなかった

ウ ^{おや}親が^{じぶん}自分のことを^{しんらい}信頼していると^{かん}感じる

ウ

- 1 よくあった 2 ときどきあった
3 あまりなかった 4 まったくなかった

エ ^{じぶん}自分が何をしていても、^{おや}親があまり^き気にしないと^{かん}感じる

エ

- 1 よくあった 2 ときどきあった
3 あまりなかった 4 まったくなかった

オ ^{おや}親がきびしすぎると^{かん}感じる

オ

- 1 よくあった 2 ときどきあった
3 あまりなかった 4 まったくなかった

カ ^{おや}親のいうことは、^き気まぐれであると^{かん}感じる

カ

- 1 よくあった 2 ときどきあった
3 あまりなかった 4 まったくなかった

キ ^{おや}親が^{じぶん}自分のいいなりになりすぎると^{かん}感じる

キ

- 1 よくあった 2 ときどきあった
3 あまりなかった 4 まったくなかった

Q17 ^{げんざい}現在, あなたは, ^{おや}親 (または^{おや}親代わりの^{ひと}人) との^{かんけい}関係について, ^{かん}どのように^{つぎ}感じていますか。次
^{なか}の中から, ^{えら}ひとつだけ^{ばんごう}選んで^{きにゅう}番号を記入してください。

ア ^{おや}親から^{あい}愛されていると^{かん}感じる

- 1 よくある 2 ときどきある
 3 あまりない 4 まったくない

ア

イ ^{おや}親が^{じぶん}自分の^{いけん}意見や^{かんが}考えに^{みみ}耳をかたむけてくれると^{かん}感じる

- 1 よくある 2 ときどきある
 3 あまりない 4 まったくない

イ

ウ ^{おや}親が^{じぶん}自分のことを^{しんらい}信頼していると^{かん}感じる

- 1 よくある 2 ときどきある
 3 あまりない 4 まったくない

ウ

エ ^{じぶん}自分が何をしていても, ^{おや}親があまり^き気にしないと^{かん}感じる

- 1 よくある 2 ときどきある
 3 あまりない 4 まったくない

エ

オ ^{おや}親が^{きび}厳しすぎると^{かん}感じる

- 1 よくある 2 ときどきある
 3 あまりない 4 まったくない

オ

カ ^{おや}親のいうことは, ^{かん}きまぐれであると^{かん}感じる

- 1 よくある 2 ときどきある
 3 あまりない 4 まったくない

カ

キ ^{おや}親が^{じぶん}自分のいいなりになりすぎると^{かん}感じる

- 1 よくある 2 ときどきある
 3 あまりない 4 まったくない

キ

Q18 今回の事件の前^{こんかい じけん まえ}、あなたは、次のようなことをどう思ったり^{おも}、感じたり^{かん}していましたか。番号^{ばんごう}をひとつ記入^{きにゅう}してください。

ア 自分の命^{じぶん いのち}をどうだめにしようと自分の勝手^{じぶん かって}だと思^{おも}うことが

- 1 よくあった 2 ときどきあった
3 あまりなかった 4 まったくなかった

ア

イ 花^{はな}や虫^{むし}もみんな生^いきているんだと感^{かん}じることが

- 1 よくあった 2 ときどきあった
3 あまりなかった 4 まったくなかった

イ

ウ 生^うまれてきたことをうらみに思^{おも}うことが

- 1 よくあった 2 ときどきあった
3 あまりなかった 4 まったくなかった

ウ

エ 日^ひに日^ひに自分の力^{じぶん ちから}がついてくると感^{かん}じることが

- 1 よくあった 2 ときどきあった
3 あまりなかった 4 まったくなかった

エ

オ 人生^{じんせい}で、自分^{じぶん}で決^きめられるものはほとんどないと思^{おも}うことが

- 1 よくあった 2 ときどきあった
3 あまりなかった 4 まったくなかった

オ

カ 殴^{なぐ}り合^あいなどのケンカをこわいと思^{おも}うことが

- 1 よくあった 2 ときどきあった
3 あまりなかった 4 まったくなかった

カ

キ 世^よの中^{なか}は力^{ちから}のある者^{もの}だけが楽^{たの}しんでいると思^{おも}うことが

- 1 よくあった 2 ときどきあった
3 あまりなかった 4 まったくなかった

キ

ク 自分^{じぶん}が自分^{じぶん}でないよう^{かん}に感^{かん}じることが

- 1 よくあった 2 ときどきあった
3 あまりなかった 4 まったくなかった

ク

Q19 ^{げんざい}現在、あなたは、^{つぎ}次のようなことをどう^{おも}思ったり、^{かん}感じたりしていますか。^{つぎ}次の中から、ひとつ^{えら}だけ選んで^{ばんごう}番号を^{きにゆう}記入してください。

ア ^{じぶん いのち}自分の命をどうだめにしようと^{じぶん かって}自分の勝手だと^{おも}思うことが

- 1 よくある 2 ときどきある
3 あまりない 4 まったくない

ア

イ ^{はな むし}花や虫もみんな^い生きているんだと^{かん}感じるのが

- 1 よくある 2 ときどきある
3 あまりない 4 まったくない

イ

ウ ^う生まれてきたことをうらみに^{おも}思うことが

- 1 よくある 2 ときどきある
3 あまりない 4 まったくない

ウ

エ ^{ひ ひ}日に日に自分の^{じぶん ちから}力がついてくると^{かん}感じるのが

- 1 よくある 2 ときどきある
3 あまりない 4 まったくない

エ

オ ^{じんせい}人生で、^{じぶん き}自分で決められるものはほとんどないと^{おも}思うことが

- 1 よくある 2 ときどきある
3 あまりない 4 まったくない

オ

カ ^{なぐ あ}殴り合いなどのケンカをこわいと思^{おも}うことが

- 1 よくある 2 ときどきある
3 あまりない 4 まったくない

カ

キ ^{じんせい ちから}人生は^{もの}力のある者だけが^{たの}楽しんでいると思^{おも}うことが

- 1 よくある 2 ときどきある
3 あまりない 4 まったくない

キ

ク ^{じぶん じぶん}自分が^{かん}自分でないように^{かん}感じるのが

- 1 よくある 2 ときどきある
3 あまりない 4 まったくない

ク

Q20 非行あるいは非行少年について、お聞きします。次の中から、ひとつだけ選んで番号を記入してください。

ア あなたは、少年が非行に走るのには、どこに主な原因があると思いますか。

- 1 少年自身 2 家族（親） 3 友達・仲間 4 その他

ア

イ あなたは、非行少年の扱いについて、次のどちらの意見に賛成ですか。

- 1 厳しく罰する 2 あたたく指導する

イ

Q21 今回の事件の前、あなたは、少年法についてどのくらい知っていたのか、お聞きします。次の中から、ひとつだけ選んで番号を記入してください。

ア あなたは、被害者を死亡させた事件を起こした16歳以上の少年は、原則として大人と同様に地方裁判所で裁判を受け、刑務所に入るなどの処分を受けることを知っていましたか。

- 1 まったく知らなかった 2 少し知っていた 3 よく知っていた

ア

イ あなたは、14歳以上の少年であれば、大人と同様に地方裁判所で裁判を受け、刑務所に入るなどの処分を受ける場合もあることを知っていましたか。

- 1 まったく知らなかった 2 少し知っていた 3 よく知っていた

イ

ウ あなたは、14歳未満の少年であれば、少年院や刑務所には入らないことを知っていましたか。

- 1 まったく知らなかった 2 少し知っていた 3 よく知っていた

ウ

ご協力ありがとうございました。

巻末資料Ⅱ 非行に関する意識調査票単純集計表

Q 1 今回の事件は、どんな理由で起こしてしまったと考えていますか。次の理由の中で、あてはまるものをいくつでも選んでください。(各項目を選択した者の数)

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
調査対象者総数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
お金がほしかった	11 (8.0)	3 (7.5)	8 (8.2)
うらみをはらしたかった	23 (16.7)	8 (20.0)	15 (15.3)
かっとなった	66 (47.8)	20 (50.0)	46 (46.9)
うさばらしをしたかった	20 (14.5)	7 (17.5)	13 (13.3)
おもしろそうなことをしたかった	21 (15.2)	11 (27.5)	10 (10.2)
人に誘われた	46 (33.3)	21 (52.5)	25 (25.5)
性欲を抑えられなかった	3 (2.2)	2 (5.0)	1 (1.0)
目立ちたかった	34 (24.6)	9 (22.5)	25 (25.5)
いやなことから逃げ出したかった	23 (16.7)	10 (25.0)	13 (13.3)
世の中がいやになっていた	10 (7.2)	5 (12.5)	5 (5.1)
どうしていいかわからなくなっていた	39 (28.3)	17 (42.5)	22 (22.4)
調子に乗りすぎていた	79 (57.2)	22 (55.0)	57 (58.2)
大人や社会に対して反発していた	16 (11.6)	5 (12.5)	11 (11.2)
なんとなく	17 (12.3)	6 (15.0)	11 (11.2)
その他	35 (25.4)	9 (22.5)	26 (26.5)

Q 2 今回の事件の直後(警察に捕まる前)、あなたは事件の責任についてどのように思っていましたか。
次の中から、ひとつだけ選んでください。

ア 自分の責任は

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
まったくない	9 (6.5)	6 (15.0)	3 (3.1)
あまりない	28 (20.3)	11 (27.5)	17 (17.3)
少しある	42 (30.4)	10 (25.0)	32 (32.7)
かなりある	59 (42.8)	13 (32.5)	46 (46.9)

イ 共犯者の責任は

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
まったくない	6 (4.3)	1 (2.5)	5 (5.1)
あまりない	17 (12.3)	6 (15.0)	11 (11.2)
少しある	39 (28.3)	9 (22.5)	30 (30.6)
かなりある	54 (39.1)	21 (52.5)	33 (33.7)
共犯者はいない	22 (15.9)	3 (7.5)	19 (19.4)

ウ 被害者の責任は

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
まったくない	36 (26.1)	9 (22.5)	27 (27.6)
あまりない	26 (18.8)	6 (15.0)	20 (20.4)
少しある	44 (31.9)	14 (35.0)	30 (30.6)
かなりある	32 (23.2)	11 (27.5)	21 (21.4)

Q 3 現在、あなたは、事件の責任について、どのように思っていますか。次の中から、ひとつだけ選んでください。

ア 自分の責任は

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	137 (100.0)	40 (100.0)	97 (100.0)
あまりない	1 (0.7)	1 (2.5)	—
少しある	7 (5.1)	2 (5.0)	5 (5.2)
かなりある	129 (94.2)	37 (92.5)	92 (94.8)

イ 共犯者の責任は

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
まったくない	5 (3.6)	—	5 (5.1)
あまりない	14 (10.1)	—	14 (14.3)
少しある	29 (21.0)	9 (22.5)	20 (20.4)
かなりある	68 (49.3)	28 (70.0)	40 (40.8)
共犯者はいない	22 (15.9)	3 (7.5)	19 (19.4)

ウ 被害者の責任は

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	136 (100.0)	40 (100.0)	96 (100.0)
まったくない	73 (53.7)	18 (45.0)	55 (57.3)
あまりない	30 (22.1)	13 (32.5)	17 (17.7)
少しある	19 (14.0)	5 (12.5)	14 (14.6)
かなりある	14 (10.3)	4 (10.0)	10 (10.4)

Q 4 あなたが、現在収容されている施設に入ることとなった裁判官の決定を聞いたとき、どのように思いましたか。次の中から、ひとつだけ選んでください。

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	137 (100.0)	39 (100.0)	98 (100.0)
軽すぎと思った	45 (32.8)	14 (35.9)	31 (31.6)
適当だと思った	54 (39.4)	13 (33.3)	41 (41.8)
重すぎと思った	27 (19.7)	5 (12.8)	22 (22.4)
なにも思わなかった	11 (8.0)	7 (17.9)	4 (4.1)

Q 5 被害者の家族は、あなたの処分について、どんな気持ちを持っただろうと思いますか。次の中から、ひとつだけ選んでください。

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
軽すぎと思っただろう	113 (81.9)	30 (75.0)	83 (84.7)
適当だと思っただろう	1 (0.7)	—	1 (1.0)
重すぎと思っただろう	3 (2.2)	3 (7.5)	—
わからない	21 (15.2)	7 (17.5)	14 (14.3)

Q 6 今回の事件で、あなたが被害者の家族の生活に与えた影響には、どのようなものがあると思いますか。次の中で、あてはまるものをいくつでも選んで下さい。(各項目を選択した者の数)

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
調査対象者総数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
家庭が暗くなった	126 (91.3)	37 (92.5)	89 (90.8)
家庭がこわれた	98 (71.0)	30 (75.0)	68 (69.4)
近所との関係が悪くなった	71 (51.4)	20 (50.0)	51 (52.0)
今の家に住みづらくなった	86 (62.3)	27 (67.5)	59 (60.2)
仕事や学校に通いづらくなった	101 (73.2)	28 (70.0)	73 (74.5)
生活が苦しくなった	89 (64.5)	28 (70.0)	61 (62.2)
子育てに影響があった	50 (36.2)	16 (40.0)	34 (34.7)
精神的なショックを受けた	137 (99.3)	40 (100.0)	97 (99.0)
何も影響はなかった	—	—	—
わからない	10 (7.2)	4 (10.0)	6 (6.1)

Q 7 今回の事件で、あなたの家族の生活に与えた影響には、どのようなものがあると思いますか。次の中で、あてはまるものをいくつでも選んで下さい。(各項目を選択した者の数)

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
調査対象者総数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
家庭が暗くなった	95 (68.8)	26 (65.0)	69 (70.4)
家庭がこわれた	36 (26.1)	13 (32.5)	23 (23.5)
近所との関係が悪くなった	85 (61.6)	25 (62.5)	60 (61.2)
今の家に住みづらくなった	107 (77.5)	31 (77.5)	76 (77.6)
仕事や学校に通いづらくなった	104 (75.4)	25 (62.5)	79 (80.6)
生活が苦しくなった	105 (76.1)	32 (80.0)	73 (74.5)
子育てに影響があった	28 (20.3)	11 (27.5)	17 (17.3)
精神的なショックを受けた	127 (92.0)	35 (87.5)	92 (93.9)
何も影響はなかった	—	—	—
わからない	9 (6.5)	5 (12.5)	4 (4.1)

Q 8 あなたは、自分の犯した今回の事件をどのように受け止めていますか。次のどちらかを選んでください。

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	137 (100.0)	40 (100.0)	97 (100.0)
重大なものと受け止めている	133 (97.1)	39 (97.5)	94 (96.9)
重大なものと受け止めていない	4 (2.9)	1 (2.5)	3 (3.1)

Q 9 (Q 8で「重大なものと受け止めている」と回答した者に対してのみの質問)「重大なものと受け止めている」とのことですが、初めて重大と受け止めたのはいつですか。次の中から、ひとつだけ選んでください。

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	133 (100.0)	39 (100.0)	94 (100.0)
事件を起こしたとき	41 (30.8)	11 (28.2)	30 (31.9)
警察につかまっているとき	33 (24.8)	3 (7.7)	30 (31.9)
鑑別所に入っているとき	9 (6.8)	4 (10.3)	5 (5.3)
家庭裁判所で審判を受けているとき	3 (2.3)	2 (5.1)	1 (1.1)
拘置所に入っているとき	13 (9.8)	3 (7.7)	10 (10.6)
地方裁判所で刑事裁判を受けているとき	9 (6.8)	3 (7.7)	6 (6.4)
少年院に入っているとき	13 (9.8)	13 (33.3)	—
刑務所に入っているとき	12 (9.0)	—	12 (12.8)

Q10 あなたは、施設を出てからの生活で、どのようなものを大切と考えていますか。

次の中で、あてはまるものを3つ選んでください。(各項目を選択した者の数)

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
調査対象者総数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
規則正しい生活を送る	50 (37.6)	15 (38.5)	35 (37.2)
お金のむだ使いをしない	1 (0.8)	—	1 (1.1)
健全な趣味や遊びをする	8 (6.0)	2 (5.1)	6 (6.4)
学校や仕事を休まずに続ける	47 (35.3)	16 (41.0)	31 (33.0)
資格や技術を身に付ける	4 (3.0)	—	4 (4.3)
知識を身につけ心を豊かにする	26 (19.5)	11 (28.2)	15 (16.0)
親の言うことをきく	12 (9.0)	5 (12.8)	7 (7.4)
家族の人と仲良くやっていく	32 (24.1)	10 (25.6)	22 (23.4)
悪い友だちや先輩とは付き合わない	46 (34.6)	15 (38.5)	31 (33.0)
被害者のために何かお詫びをする	87 (65.4)	28 (71.8)	59 (62.8)
地元の人たちの役に立つことをする	9 (6.8)	1 (2.6)	8 (8.5)
保護観察官、保護司とよく相談する	11 (8.3)	4 (10.3)	7 (7.4)
もう少し要領よくふるまう	4 (3.0)	1 (2.6)	3 (3.2)
その他	9 (6.8)	3 (7.7)	6 (6.4)

Q11 あなたは、施設を出てからの生活で、どのようなことを心配と考えていますか。

次の中で、あてはまるものをいくつでも選んでください。(各項目を選択した者の数)

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
調査対象者総数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
地元の人が自分をどう見るか	91 (65.9)	33 (82.5)	58 (59.2)
学校に通えるか	7 (5.1)	5 (12.5)	2 (2.0)
仕事が見つかるか	59 (42.8)	20 (50.0)	39 (39.8)
家族とうまく生活していけるか	48 (34.8)	21 (52.5)	27 (27.6)
以前の悪い仲間が誘いにこないか	44 (31.9)	14 (35.0)	30 (30.6)
遊び中心の生活に戻ってしまわないか	41 (29.7)	17 (42.5)	24 (24.5)
被害者の家族にどのように謝罪すればよいか	115 (83.3)	32 (80.0)	83 (84.7)
保護観察官や保護司に自分をわかってもらえるか	37 (26.8)	13 (32.5)	24 (24.5)
少年院や刑務所に入っていたことで悪くいられないか	54 (39.1)	20 (50.0)	34 (34.7)
警察に捕まるようなことをしてしまうのではないか	23 (16.7)	10 (25.0)	13 (13.3)
まじめな友だちが付き合ってくれるか	54 (39.1)	18 (45.0)	36 (36.7)
恋人(妻・夫)が待っていてくれるか	14 (10.1)	4 (10.0)	10 (10.2)
社会の進歩についていくことができるか	69 (50.0)	24 (60.0)	45 (45.9)
その他	36 (26.1)	13 (32.5)	23 (23.5)

Q12 あなたは、施設出院後、また警察につかまるようなことをしない自信がありますか。
次の中から、ひとつだけ選んでください。

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
絶対に自信がある	66 (47.8)	17 (42.5)	49 (50.0)
かなり自信がある	32 (23.2)	9 (22.5)	23 (23.5)
どちらともいえない	36 (26.1)	12 (30.0)	24 (24.5)
あまり自信がない	3 (2.2)	1 (2.5)	2 (2.0)
全く自信がない	1 (0.7)	1 (2.5)	—

Q13 「罪のつぐない」について、お聞きます。「罪のつぐない」として一番大切なことは何ですか。
一番大切だと思うものをひとつだけ選んでください。

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	137 (100.0)	40 (100.0)	97 (100.0)
少年院での生活にまじめに取り組むこと	5 (3.6)	—	5 (5.2)
被害者の家族に謝罪すること	44 (32.1)	13 (32.5)	31 (32.0)
被害弁償が終了すること	2 (1.5)	1 (2.5)	1 (1.0)
社会できちんと生活すること	40 (29.2)	16 (40.0)	24 (24.7)
被害者の家族の許しを得ること	17 (12.4)	4 (10.0)	13 (13.4)
その他	22 (16.1)	5 (12.5)	17 (17.5)
わからない	7 (5.1)	1 (2.5)	6 (6.2)

Q14 今回の事件の前、もし、あなたが法律で禁じられているような「悪い」ことをしようと思ったとき、あなたを思いとどまらせる心のブレーキになっていたのは次のどれですか。次の中から、ひとつだけ選んでください。

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
父母のこと	12 (8.7)	1 (2.5)	11 (11.2)
兄弟を含めた家族全体のこと	29 (21.0)	9 (22.5)	20 (20.4)
友だちから仲間はずれになること	5 (3.6)	1 (2.5)	4 (4.1)
学校や職場に対する迷惑のこと	2 (1.4)	1 (2.5)	1 (1.0)
社会からしろい目でみられること	2 (1.4)	1 (2.5)	1 (1.0)
警察につかまること	35 (25.4)	14 (35.0)	21 (21.4)
自分で自分がいやになるから	6 (4.3)	2 (5.0)	4 (4.1)
その他	17 (12.3)	4 (10.0)	13 (13.3)
特に心のブレーキになるものはなかった	30 (21.7)	7 (17.5)	23 (23.5)

Q15 現在、もし、あなたが、法律で禁じられているような「悪い」ことをしようと思ったとき、あなたを思いとどませる心のブレーキになるのは次のどれですか。次の中から、ひとつだけ選んでください。

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	137 (100.0)	39 (100.0)	98 (100.0)
父母のこと	20 (14.6)	6 (15.4)	14 (14.3)
兄弟を含めた家族全体のこと	81 (59.1)	16 (41.0)	65 (66.3)
友だちから仲間はずれになること	1 (0.7)	1 (2.6)	—
学校や職場に対する迷惑のこと	2 (1.5)	1 (2.6)	1 (1.0)
社会からしろい目でみられること	1 (0.7)	1 (2.6)	—
警察につかまること	6 (4.4)	4 (10.3)	2 (2.0)
自分で自分がいやになるから	8 (5.8)	5 (12.8)	3 (3.1)
その他	18 (13.1)	5 (12.8)	13 (13.3)
特に心のブレーキになるものはない	—	—	—

Q16 今回の事件前、あなたは、親（または親代わりの人）との関係について、どのように感じていましたか。次の中から、ひとつだけ選んでください。

ア 親から愛されていると感じることが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
よくあった	44 (31.9)	11 (27.5)	33 (33.7)
ときどきあった	62 (44.9)	18 (45.0)	44 (44.9)
あまりなかった	24 (17.4)	8 (20.0)	16 (16.3)
まったくなかった	8 (5.8)	3 (7.5)	5 (5.1)

イ 親が自分の意見や考えに耳をかたむけてくれると感じることが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
よくあった	34 (24.6)	5 (12.5)	29 (29.6)
ときどきあった	58 (42.0)	19 (47.5)	39 (39.8)
あまりなかった	34 (24.6)	10 (25.0)	24 (24.5)
まったくなかった	12 (8.7)	6 (15.0)	6 (6.1)

ウ 親が自分のことを信頼していると感じることが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
よくあった	41 (29.7)	10 (25.0)	31 (31.6)
ときどきあった	43 (31.2)	11 (27.5)	32 (32.7)
あまりなかった	36 (26.1)	11 (27.5)	25 (25.5)
まったくなかった	18 (13.0)	8 (20.0)	10 (10.2)

エ 自分が何をしても、親があまり気にしないと感ずることが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
よくあった	15 (10.9)	6 (15.0)	9 (9.2)
ときどきあった	40 (29.0)	17 (42.5)	23 (23.5)
あまりなかった	52 (37.7)	9 (22.5)	43 (43.9)
まったくなかった	31 (22.5)	8 (20.0)	23 (23.5)

オ 親がきびしすぎると感ずることが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
よくあった	28 (20.3)	9 (22.5)	19 (19.4)
ときどきあった	46 (33.3)	6 (15.0)	40 (40.8)
あまりなかった	44 (31.9)	18 (45.0)	26 (26.5)
まったくなかった	20 (14.5)	7 (17.5)	13 (13.3)

カ 親のいうことは、気まぐれであると感ずることが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	137 (100.0)	40 (100.0)	97 (100.0)
よくあった	15 (10.9)	5 (12.5)	10 (10.3)
ときどきあった	36 (26.3)	15 (37.5)	21 (21.6)
あまりなかった	45 (32.8)	14 (35.0)	31 (32.0)
まったくなかった	41 (29.9)	6 (15.0)	35 (36.1)

キ 親が自分のいいなりになりすぎると感ずることが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	137 (100.0)	40 (100.0)	97 (100.0)
よくあった	8 (5.8)	2 (5.0)	6 (6.2)
ときどきあった	20 (14.6)	6 (15.0)	14 (14.4)
あまりなかった	48 (35.0)	12 (30.0)	36 (37.1)
まったくなかった	61 (44.5)	20 (50.0)	41 (42.3)

Q17 現在、あなたは、親（または親代わりの人）との関係について、どのように感じていますか。
次の中から、ひとつだけ選んでください。

ア 親から愛されていると感ずることが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
よくあった	106 (76.8)	29 (72.5)	77 (78.6)
ときどきあった	27 (19.6)	8 (20.0)	19 (19.4)
あまりなかった	2 (1.4)	1 (2.5)	1 (1.0)
まったくなかった	3 (2.2)	2 (5.0)	1 (1.0)

イ 親が自分の意見や考えに耳をかたむけてくれると感じることが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
よくあった	90 (65.2)	22 (55.0)	68 (69.4)
ときどきあった	33 (23.9)	12 (30.0)	21 (21.4)
あまりなかった	11 (8.0)	3 (7.5)	8 (8.2)
まったくなかった	4 (2.9)	3 (7.5)	1 (1.0)

ウ 親が自分のことを信頼していると感じることが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
よくあった	81 (58.7)	18 (45.0)	63 (64.3)
ときどきあった	37 (26.8)	15 (37.5)	22 (22.4)
あまりなかった	14 (10.1)	5 (12.5)	9 (9.2)
まったくなかった	6 (4.3)	2 (5.0)	4 (4.1)

エ 自分が何をしても、親があまり気にしないとすることが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
よくあった	3 (2.2)	3 (7.5)	—
ときどきあった	15 (10.9)	5 (12.5)	10 (10.2)
あまりなかった	46 (33.3)	15 (37.5)	31 (31.6)
まったくなかった	74 (53.6)	17 (42.5)	57 (58.2)

オ 親がきびしすぎると感じる事が

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
よくあった	2 (1.4)	2 (5.0)	—
ときどきあった	26 (18.8)	9 (22.5)	17 (17.3)
あまりなかった	59 (42.8)	17 (42.5)	42 (42.9)
まったくなかった	51 (37.0)	12 (30.0)	39 (39.8)

カ 親のいうことは、気まぐれであると感じることが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	137 (100.0)	40 (100.0)	97 (100.0)
よくあった	7 (5.1)	4 (10.0)	3 (3.1)
ときどきあった	12 (8.8)	2 (5.0)	10 (10.3)
あまりなかった	42 (30.7)	18 (45.0)	24 (24.7)
まったくなかった	76 (55.5)	16 (40.0)	60 (61.9)

キ 親が自分のいいなりになりすぎると感じる事が

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	137 (100.0)	40 (100.0)	97 (100.0)
よくあった	4 (2.9)	2 (5.0)	2 (2.1)
ときどきあった	19 (13.9)	3 (7.5)	16 (16.5)
あまりなかった	40 (29.2)	14 (35.0)	26 (26.8)
まったくなかった	74 (54.0)	21 (52.5)	53 (54.6)

Q18 今回の事件の前、あなたは、次のようなことをどう思ったり、感じたりしていましたか。

次の中から、ひとつだけ選んでください。

ア 自分の命をどうだめにしようと自分の勝手だと思ふことが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	137 (100.0)	40 (100.0)	97 (100.0)
よくあった	46 (33.6)	13 (32.5)	33 (34.0)
ときどきあった	38 (27.7)	12 (30.0)	26 (26.8)
あまりなかった	20 (14.6)	9 (22.5)	11 (11.3)
まったくなかった	33 (24.1)	6 (15.0)	27 (27.8)

イ 花や虫もみんな生きているんだとを感じる事が

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
よくあった	18 (13.0)	4 (10.0)	14 (14.3)
ときどきあった	49 (35.5)	15 (37.5)	34 (34.7)
あまりなかった	46 (33.3)	15 (37.5)	31 (31.6)
まったくなかった	25 (18.1)	6 (15.0)	19 (19.4)

ウ 生まれてきたことをうらみに思うことが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
よくあった	5 (3.6)	4 (10.0)	1 (1.0)
ときどきあった	26 (18.8)	11 (27.5)	15 (15.3)
あまりなかった	38 (27.5)	10 (25.0)	28 (28.6)
まったくなかった	69 (50.0)	15 (37.5)	54 (55.1)

エ 日に日に自分の力がついてくると感じる事が

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	137 (100.0)	40 (100.0)	97 (100.0)
よくあった	22 (16.1)	10 (25.0)	12 (12.4)
ときどきあった	43 (31.4)	9 (22.5)	34 (35.1)
あまりなかった	42 (30.7)	11 (27.5)	31 (32.0)
まったくなかった	30 (21.9)	10 (25.0)	20 (20.6)

オ 人生で、自分で決められるものはほとんどないと思うことが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
よくあった	15 (10.9)	5 (12.5)	10 (10.2)
ときどきあった	38 (27.5)	11 (27.5)	27 (27.6)
あまりなかった	66 (47.8)	21 (52.5)	45 (45.9)
まったくなかった	19 (13.8)	3 (7.5)	16 (16.3)

カ 殴り合いなどのケンカをこわいと思うことが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
よくあった	29 (21.0)	11 (27.5)	18 (18.4)
ときどきあった	43 (31.2)	13 (32.5)	30 (30.6)
あまりなかった	43 (31.2)	12 (30.0)	31 (31.6)
まったくなかった	23 (16.7)	4 (10.0)	19 (19.4)

キ 世の中は力のある者だけが楽しんでいると思うことが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
よくあった	57 (41.3)	14 (35.0)	43 (43.9)
ときどきあった	50 (36.2)	16 (40.0)	34 (34.7)
あまりなかった	22 (15.9)	7 (17.5)	15 (15.3)
まったくなかった	9 (6.5)	3 (7.5)	6 (6.1)

ク 自分が自分でないように感じる事が

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
よくあった	24 (17.4)	8 (20.0)	16 (16.3)
ときどきあった	41 (29.7)	13 (32.5)	28 (28.6)
あまりなかった	38 (27.5)	10 (25.0)	28 (28.6)
まったくなかった	35 (25.4)	9 (22.5)	26 (26.5)

Q19 現在、あなたは、次のようなことをどう思ったり、感じたりしていますか。次の中からひとつだけ選んでください。

ア 自分の命をどうだめにしようと自分の勝手だと思うことが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	137 (100.0)	40 (100.0)	97 (100.0)
よくある	5 (3.6)	1 (2.5)	4 (4.1)
ときどきある	13 (9.5)	4 (10.0)	9 (9.3)
あまりない	30 (21.9)	9 (22.5)	21 (21.6)
まったくない	89 (65.0)	26 (65.0)	63 (64.9)

イ 花や虫もみんな生きているんだと感ずることが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
よくある	73 (52.9)	22 (55.0)	51 (52.0)
ときどきある	54 (39.1)	17 (42.5)	37 (37.8)
あまりない	9 (6.5)	1 (2.5)	8 (8.2)
まったくない	2 (1.4)	—	2 (2.0)

ウ 生まれてきたことをうらみに思ふことが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
よくある	5 (3.6)	3 (7.5)	2 (2.0)
ときどきある	19 (13.8)	7 (17.5)	12 (12.2)
あまりない	22 (15.9)	9 (22.5)	13 (13.3)
まったくない	92 (66.7)	21 (52.5)	71 (72.4)

エ 日に日に自分の力がついてくると感ずることが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	137 (100.0)	40 (100.0)	97 (100.0)
よくある	41 (29.9)	9 (22.5)	32 (33.0)
ときどきある	60 (43.8)	23 (57.5)	37 (38.1)
あまりない	27 (19.7)	5 (12.5)	22 (22.7)
まったくない	9 (6.6)	3 (7.5)	6 (6.2)

オ 人生で、自分で決められるものはほとんどないと思ふことが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
よくある	13 (9.4)	6 (15.0)	7 (7.1)
ときどきある	33 (23.9)	7 (17.5)	26 (26.5)
あまりない	59 (42.8)	22 (55.0)	37 (37.8)
まったくない	33 (23.9)	5 (12.5)	28 (28.6)

カ 殴り合いなどのケンカをこわいと思ふことが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
よくある	65 (47.1)	19 (47.5)	46 (46.9)
ときどきある	41 (29.7)	15 (37.5)	26 (26.5)
あまりない	18 (13.0)	3 (7.5)	15 (15.3)
まったくない	14 (10.1)	3 (7.5)	11 (11.2)

キ 世の中は力のある者だけが楽しんでいると思うことが

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
よくある	20 (14.5)	5 (12.5)	15 (15.3)
ときどきある	34 (24.6)	8 (20.0)	26 (26.5)
あまりない	53 (38.4)	14 (35.0)	39 (39.8)
まったくない	31 (22.5)	13 (32.5)	18 (18.4)

ク 自分が自分でないように感じる事が

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
よくある	11 (8.0)	4 (10.0)	7 (7.1)
ときどきある	34 (24.6)	10 (25.0)	24 (24.5)
あまりない	35 (25.4)	14 (35.0)	21 (21.4)
まったくない	58 (42.0)	12 (30.0)	46 (46.9)

Q20 非行あるいは非行少年について、お聞きします。次の中から、ひとつだけ選んでください。

ア あなたは、少年が非行に走るのには、どこに主な原因があると思いますか。

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
少年自身	76 (55.1)	21 (52.5)	55 (56.1)
家族（親）	17 (12.3)	4 (10.0)	13 (13.3)
友達・仲間	37 (26.8)	13 (32.5)	24 (24.5)
その他	8 (5.8)	2 (5.0)	6 (6.1)

イ あなたは、非行少年の扱いについて、次のどちらの意見に賛成ですか。

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	136 (100.0)	40 (100.0)	96 (100.0)
厳しく罰する	35 (25.7)	10 (25.0)	25 (26.0)
あたたかく指導する	101 (74.3)	30 (75.0)	71 (74.0)

Q21 今回の事件の前、あなたは、少年法についてどのくらい知っていたのか、お聞きします。

次の中から、ひとつだけ選んでください。

ア あなたは、被害者を死亡させた事件を起こした16歳以上の少年は、原則として大人と同様に地方裁判所で裁判を受け、刑務所に入るなどの処分を受けることを知っていましたか。

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
まったく知らなかった	70 (50.7)	19 (47.5)	51 (52.0)
少し知っていた	52 (37.7)	15 (37.5)	37 (37.8)
よく知っていた	16 (11.6)	6 (15.0)	10 (10.2)

イ あなたは、14歳以上の少年であれば、大人と同様に地方裁判所で裁判を受け、刑務所に入るなどの処分を受ける場合もあることを知っていましたか。

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
まったく知らなかった	88 (63.8)	20 (50.0)	68 (69.4)
少し知っていた	34 (24.6)	14 (35.0)	20 (20.4)
よく知っていた	16 (11.6)	6 (15.0)	10 (10.2)

ウ あなたは、14歳未満の少年であれば、少年院や刑務所には入らないことを知っていましたか。

区 分	総 数	少年院在院者	刑務所在所者
総 数	138 (100.0)	40 (100.0)	98 (100.0)
まったく知らなかった	33 (23.9)	9 (22.5)	24 (24.5)
少し知っていた	67 (48.6)	18 (45.0)	49 (50.0)
よく知っていた	38 (27.5)	13 (32.5)	25 (25.5)

平成 18 年 3 月 印 刷

平成 18 年 3 月 発 行

東京都千代田区霞が関 1－1－1

編集兼 法 務 総 合 研 究 所
発行人

印刷所 ヨシダ印刷両国工場
